

鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（案）

平成 27 年 3 月

鹿 児 島 市

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
(1) 策定の趣旨	1
(2) 計画の位置づけ	1
2 計画の対象・期間	2
(1) 子どもの範囲	2
(2) 計画の対象となる者	2
(3) 計画の対象とする分野	2
(4) 計画期間	2

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 わが国における少子化の状況	3
(1) 少子化の現状	3
(2) 少子化の原因と背景	4
(3) 国の動き	7
2 本市における状況	8
(1) 少子化の現状	8
(2) 将来人口推計	14
(3) 世帯の状況	16
(4) 母子保健水準の状況	26
(5) 主な子育て支援施策の状況	31
(6) 「かごしま市すこやか子ども元気プラン」(第二期) における数値目標と実績	49
(7) 子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握の ための調査結果（概要）	52

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念	60
2 基本的視点	60

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

1 提供区域	6 2
2 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	6 4
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	8 0
4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容	1 0 6

第5章 施策の展開

1 施策の体系	1 0 8
2 施策の概要	1 1 0
(1) 地域における子育て支援	1 1 0
(2) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進	1 1 5
(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	1 2 9
(4) 子育てを支援する生活環境の整備	1 3 5
(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進	1 3 8
(6) 子どもの安全の確保	1 3 9
(7) 児童虐待対策の推進	1 4 2
(8) ひとり親家庭の自立支援の推進	1 4 4
(9) 障害のある子どもへの支援	1 4 7
(10) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進	1 5 0
(11) 子育てに対する経済的支援	1 5 2

第6章 計画の推進にあたって

1 5 5

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 策定の趣旨

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化の中で、本市が永続的に活気にあふれ、一人一人の子どもが健やかに成長できるまちであり続けるためには、総合的に子育て支援対策を図り、男女とともに子どもを生み育てるこに夢を持つ環境づくりを社会全体で進めることが必要となります。

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進するため、平成 16 年に「かごしま市すこやか子ども元気プラン」(第一期)を、平成 22 年度に後期計画(第二期)を策定し、様々な施策の推進に取り組んできたところです。

国においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、平成 24 年 8 月に、子ども・子育て支援法をはじめとする「子ども・子育て関連 3 法」が制定され、また、平成 26 年 4 月には、次世代育成支援対策推進法の 10 年間の延長等を内容とする「次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律」が成立しました。

このようなことから、本市においても、妊娠・出産期から切れ目ない、子ども・子育て支援に関する総合的な計画として、「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく子ども・子育て支援事業計画及び次世代育成支援対策推進法第 8 条に基づく市町村行動計画として策定します。

また、母子保健の分野については、計画の対象、策定の趣旨・内容が市町村行動計画に包括されることから、この計画を母子保健計画としても位置づけることとします。

なお、効果的効率的な施策推進の観点から、地域福祉、障害者福祉等に関する他の計画と連携し、整合性を図ります。

2 計画の対象・期間

(1) 子どもの範囲

この計画における子どもとは、18歳未満の者をいいます。
(子ども・子育て支援法第6条第1項に掲げる子ども)

(2) 計画の対象となる者

この計画は、子ども自身はもとより、その家族、地域、学校、企業、各種団体など社会全体を対象とします。

(3) 計画の対象とする分野

この計画の対象とする分野は、福祉、保健、教育、医療、労働、住宅、都市計画、生活環境など子育てにかかわる社会のあらゆる分野とします。

(4) 計画期間

この計画は、平成27年度から平成31年度までの5か年計画とします。

第2章 子どもと子育て家庭を取り巻く状況

1 わが国における少子化の状況

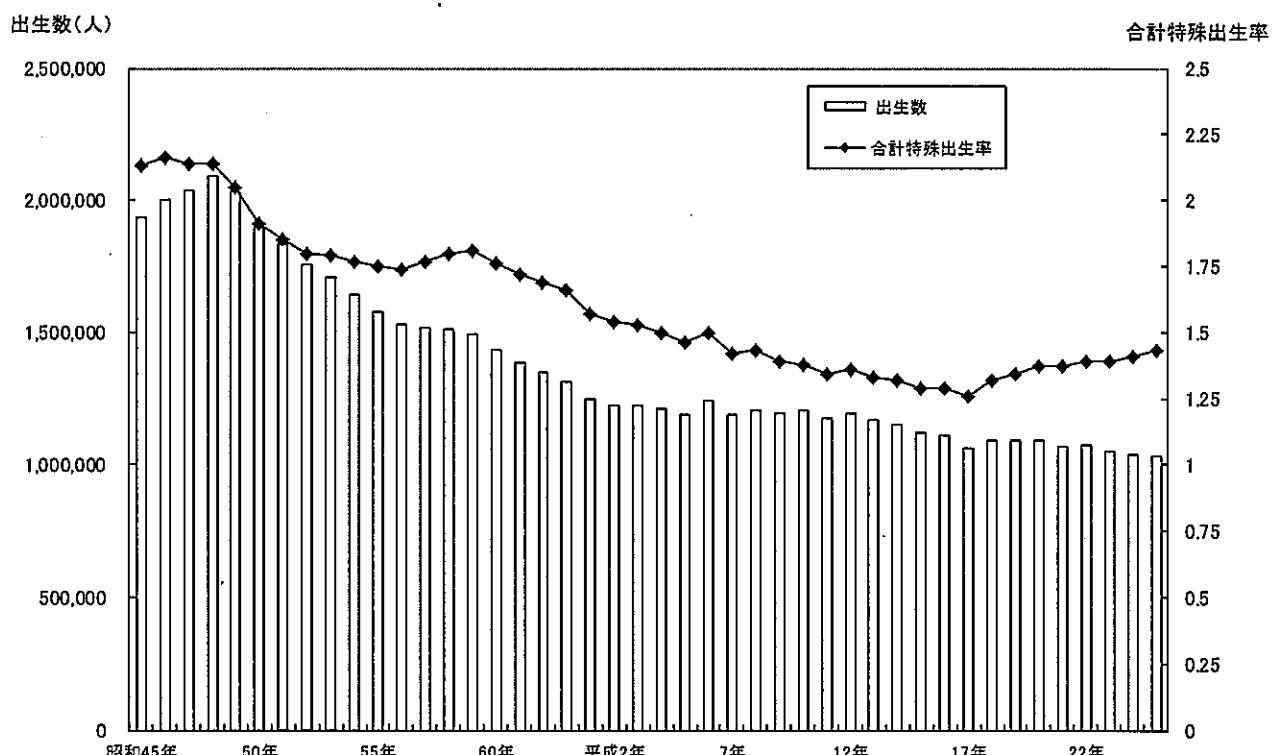
(1) 少子化の現状

厚生労働省の「人口動態統計」によると、図1-1のとおり、わが国の出生数は、平成元年以降でみると、120万人前後で推移していたものが、平成17年には110万人を割り込み、平成25年は102万9,816人となっております。

また、1人の女性が生涯に出産する子どもの数の平均を示す合計特殊出生率は、昭和50年に2.0を下回り、50年代後半を除いて低下傾向が続いていましたが、平成18年から微増傾向にあり、平成25年度は1.43となっております。

しかしながら、現在の人口を維持する水準とされる2.07前後を大きく下回る状況が続いており、主な国（アメリカ、フランス、スウェーデン、英國等）と比較しても、低い水準にとどまっています。

（図1-1）出生数及び合計特殊出生率の推移



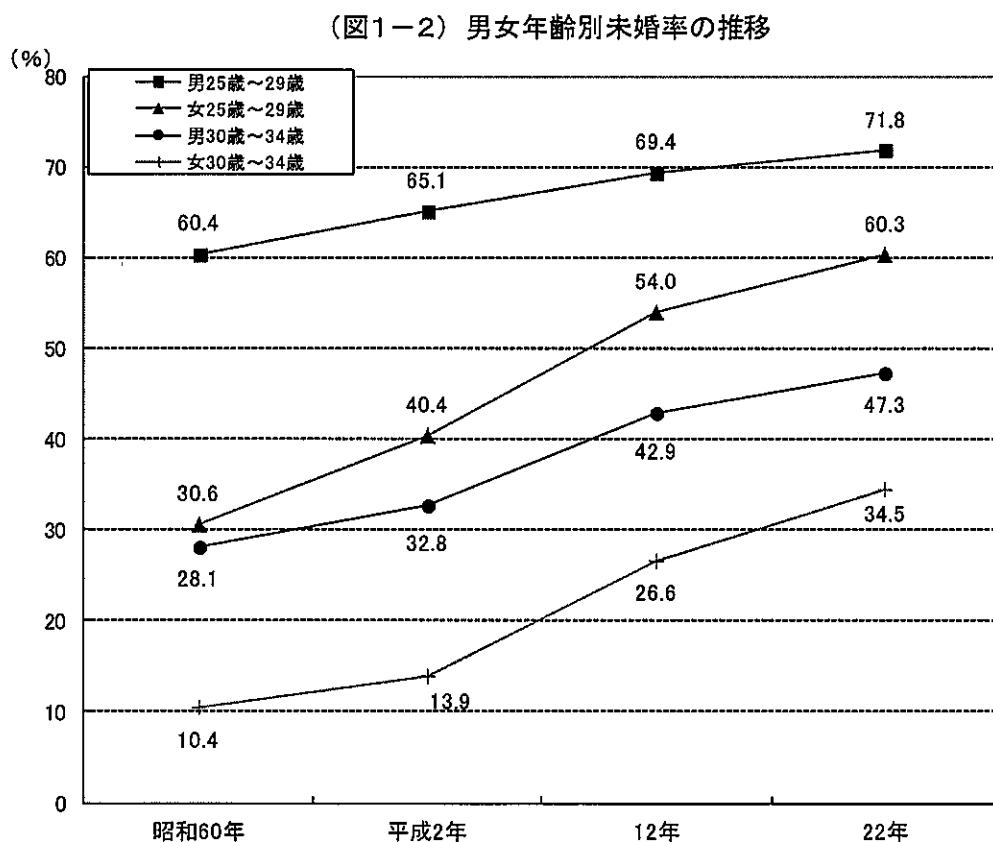
資料：厚生労働省「人口動態統計」

このような少子化等による人口構造の変化は、我が国の社会経済システムにも深く関係する問題であり、直接的には年金、医療、介護に係る経費など社会保障費用の増大を招くとともに、経済成長への深刻な影響も懸念されています。

(2) 少子化の原因と背景

少子化の原因は、多くの事象が複雑にからみ合っているため、それを特定することは困難ですが、その原因の一つに未婚化・晩婚化の進行が考えられます。

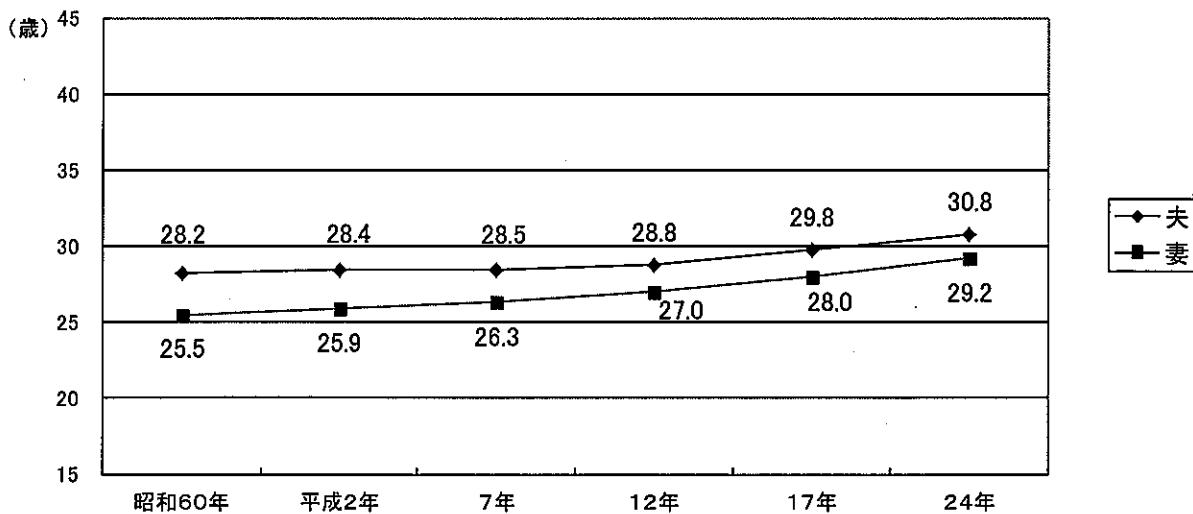
総務省の「国勢調査」によると、図1-2のとおり、25歳から29歳の未婚率は、女性で昭和60年の30.6%が平成22年には60.3%、男性で昭和60年の60.4%が平成22年には71.8%、30歳から34歳の未婚率は、女性で昭和60年の10.4%が平成22年には34.5%、男性で昭和60年の28.1%が平成22年には47.3%とそれぞれ上昇しています。



資料:国勢調査

また、厚生労働省の「人口動態統計」によると、図1-3のとおり、平均初婚年齢は、女性で昭和60年の25.5歳が平成24年には29.2歳、男性で昭和60年の28.2歳が30.8歳とそれぞれ上昇しています。

(図1-3) 夫婦の平均初婚年齢の年次推移

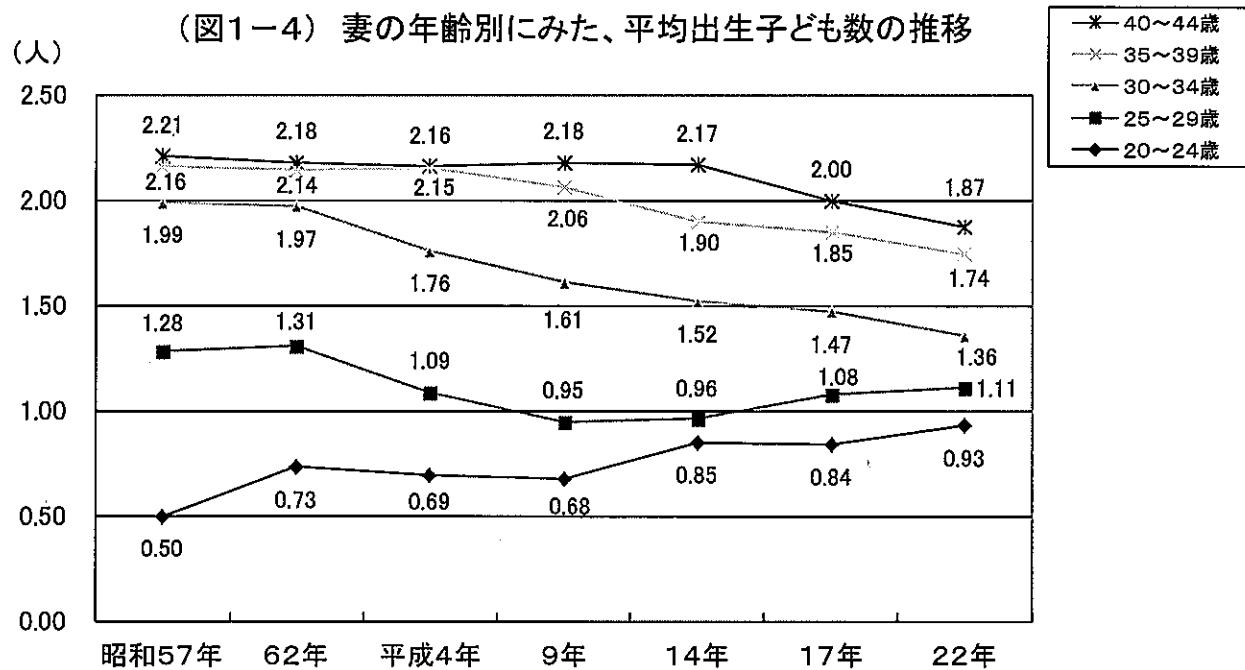


資料:厚生労働省「人口動態統計」

国立社会保障・人口問題研究所が平成22年6月に行った「出生動向基本調査（結婚と出産に関する全国調査）」の中で、若者たちの結婚離れについて、

- いざれは結婚しようと考える未婚者の割合は、いぜんとして高い水準にある（男性 86.3%、女性 89.4%）。しかし「一生結婚するつもりはない」とする未婚者はわずかに増え、男性 9.4%、女性 6.8%であり、独身志向を表す未婚者が増えた形となっている。
 - 一年以内に結婚する意欲のある未婚者の割合は、1990年代において男女とも20歳代後半を中心に減少した後、2000年代ではしだいに下げ止まりの傾向を見せていたが、今回調査ではわずかながら増加した。また「まだ結婚するつもりはない」とする未婚者の割合も微減しており、結婚を先延ばししようとする意識は薄らいでいる。
 - 独身生活の利点は、男女ともに「行動や生き方が自由」を挙げる人が圧倒的に多い。それ以外では「金銭的に裕福」「家族扶養の責任がなく気楽」「広い友人関係を保ちやすい」が比較的多い。これらの傾向は調査開始以来ほとんど変わっておらず、結婚すると行動や生き方、金銭、友人関係などが束縛されるという未婚者の感じ方は根強い。ただし女性では、友人関係への束縛感は緩んでいるといえる。
 - 現在、独身にとどまっている理由について、25歳未満の若い年齢層では、「まだ必要性を感じない」など、結婚をするための積極的な動機がないことを挙げる傾向があるが、25歳以上になると、「適当な相手にまだめぐり会わない」を挙げる者が半数程度いる。また、「結婚資金が足りない」が増加傾向にある。
- といった調査結果を報告しています。

このほか、妻の年齢別の平均出生子ども数の推移をみると、図1-4にみるとおり、20～29歳の年齢層は増加傾向にあるが、30歳以上では減少が続いている。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「出生動向基本調査」

(3) 国の動き

国においては、次世代育成支援を迅速かつ重点的に推進するため、平成 15 年 7 月に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、地方公共団体及び事業主が行動計画を策定することを通じて、次世代育成支援対策の推進を図つてきました。

また、平成 16 年 12 月に決定された「少子化社会対策大綱に基づく具体的実施計画」（子ども・子育て応援プラン）を踏まえ、様々な対策を実施してきたほか、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」を平成 19 年 12 月に定め、仕事と生活の調和の推進に向けた具体的な取組が進められています。

さらに、平成 22 年 1 月には、子育て支援の総合的なビジョンであり、「子どもと子育てを応援する社会の実現を目指して、「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

しかしながら、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでおり、また、子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、保育所に子どもを預けたいと考えていても、希望する保育所が満員であること等から、多くの待機児童が生じていることや、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、こうした状況を前に、子どもが欲しいという希望をかなえられない人も多くなっています。

これらの課題に対処するため、国では新たな子育て支援の制度について検討が行われ、社会保障・税一体改革関連法として、平成 24 年に、子ども・子育て関連 3 法が公布されました。

新制度では、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善」並びに「地域における子ども・子育て支援の充実」など、全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指すこととされています。

2 本市における状況

(1) 少子化の現状

① 人口の推移

平成 26 年 10 月 1 日現在の鹿児島市の人口は 606,750 人です。平成 22 年の国勢調査の結果によると、本市の人口は 605,846 人で、人口規模では全国で第 23 番目、中核市 47 市中で第 3 番目の都市になっています。

本市の人口の推移をみると、表 2-1 のとおり、平成 10 年に 55 万人を超え、平成 16 年には編入合併により 60 万人台となりました。

また、人口増加率は、平成 17 年に初めてマイナスを記録したものの、以降横ばいとなっています。

一方、鹿児島県の人口は、平成 2 年以降減少傾向が続いており、平成 22 年国勢調査では、1,706,242 人で、県全体における本市の人口割合では、35.5%と県人口の 3 割以上を占めています。

② 人口ピラミッド

平成 22 年国勢調査における 5 歳階級ごとの人口ピラミッドでは、図 2-1 のとおりです。昭和 20 年代前半と昭和 40 年代後半のベビーブームの時期に出生数が多かったことを反映し、人口構成としては 2 つのピークを形成しています。

また、19 歳以下の人口数は階級ごとに減少しており、少子化傾向が見られます。

このように、本市の人口ピラミッドの形態は、2 段階の膨らみをもった「ひょうたん型」に近い形となっています。

(表2-1) 人口の推移

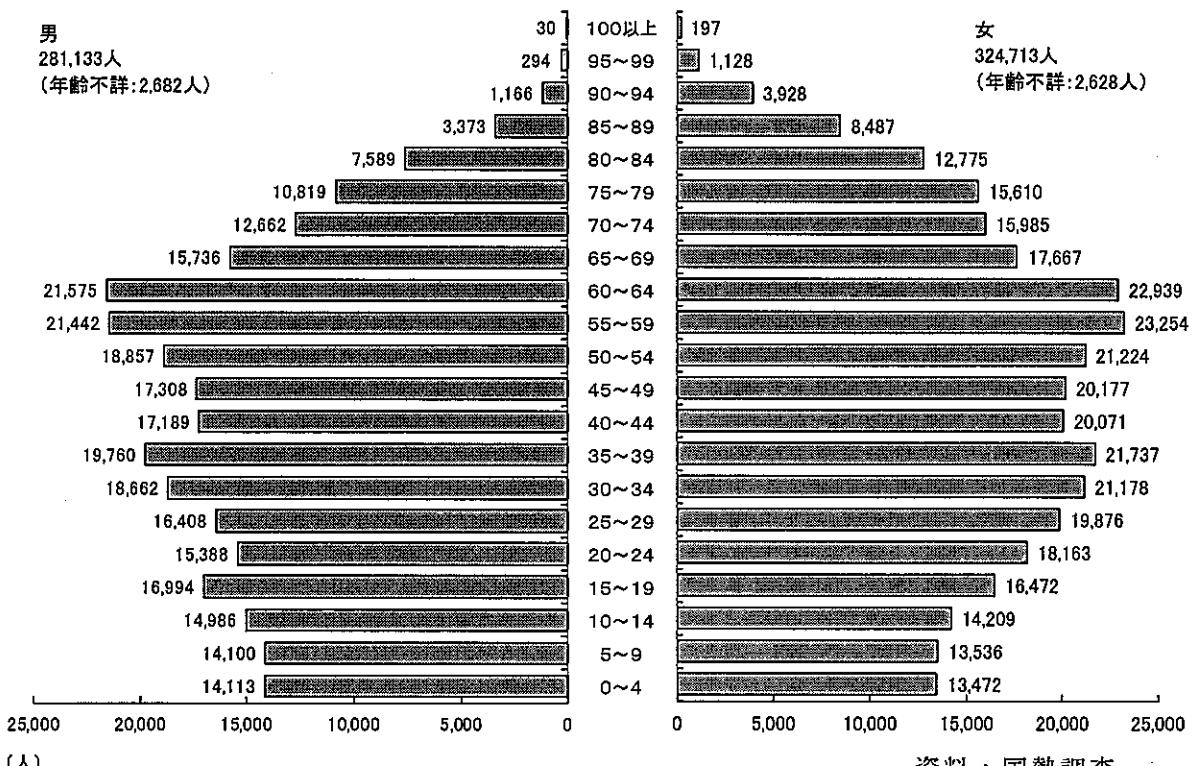
年次	人口			増減	増加率(%)	備考
	総数	男	女			
昭和60年	530,502	251,752	278,750	3,599	0.7	第14回国勢調査
61	531,188	251,744	279,444	686	0.1	
62	533,592	252,484	281,108	2,404	0.5	
63	535,802	253,046	282,756	2,210	0.4	
平成元年	536,360	252,951	283,409	558	0.1	
2	536,752	252,127	284,625	392	0.1	第15回国勢調査
3	536,895	251,648	285,247	143	0.0	
4	537,775	251,691	286,084	880	0.2	
5	539,911	252,677	287,234	2,136	0.4	
6	542,932	254,110	288,822	3,021	0.6	
7	546,282	255,999	290,283	3,350	0.6	第16回国勢調査
8	548,392	256,932	291,460	2,110	0.4	
9	549,977	257,543	292,434	1,585	0.3	
10	550,557	257,646	292,911	580	0.1	
11	550,815	257,766	293,049	258	0.0	
12	552,098	258,135	293,963	1,283	0.2	第17回国勢調査
13	552,817	258,320	294,497	719	0.1	
14	554,007	258,805	295,202	1,190	0.2	
15	555,116	259,173	295,943	1,109	0.2	
16	605,308	282,542	322,766	50,192	9.0	編入合併(11月1日) 新市発足
17	604,367	281,389	322,978	△ 941	△ 0.2	第18回国勢調査
18	604,480	281,180	323,300	113	0.0	
19	604,571	280,827	323,744	91	0.0	
20	604,619	280,519	324,100	48	0.0	
21	605,424	280,878	324,546	805	0.1	
22	605,846	281,133	324,713	422	0.1	第19回国勢調査
23	606,890	281,325	325,565	1,044	0.2	
24	607,203	281,195	326,008	313	0.1	
25	607,604	281,456	326,148	401	0.1	
26	606,750	281,012	325,738	△ 854	△ 0.1	

注1)10月1日現在の推計人口。ただし、国勢調査年次については、国勢調査人口を記載。

注2)平成16年は、平成16年11月1日現在の推計人口。

資料:総務省統計局、市市民課、市総務部総務課

(図2-1) 5歳階級別人口ピラミッド



(人)

(人)

③ 年齢別人口

国勢調査によると、年少人口（15歳未満）は、表2-2のとおり、昭和60年に121,153人であったものが、平成22年では84,416人と36,737人減少し、総人口に占める割合で22.8%が14.1%と8.7ポイント減少しており、年々減少傾向にあります。

一方、老人人口（65歳以上）は、昭和60年に48,049人であったものが、平成22年では127,446人と79,397人増加し、総人口に占める割合で9.1%が21.2%と12.1ポイント増加しており、少子高齢化が進行していることがうかがえます。

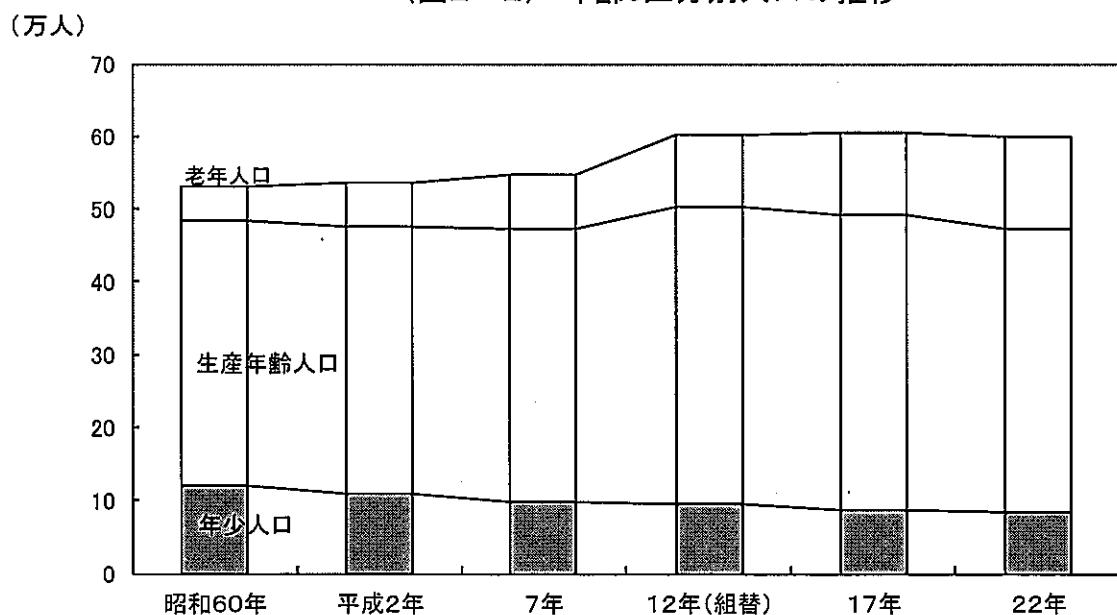
(表2-2) 年齢3区分別人口

	年少人口		生産年齢人口		老人人口		総人口
	人口	割合(%)	人口	割合(%)	人口	割合(%)	
昭和60年	121,153	22.8	361,233	68.1	48,049	9.1	530,502
平成2年	109,433	20.4	367,197	68.4	59,004	11.0	536,752
7年	97,851	17.9	375,257	68.7	73,160	13.4	546,282
12年	86,269	15.6	377,347	68.3	88,475	16.0	552,098
12年(組替)	94,234	15.7	407,852	67.8	99,597	16.6	601,693
17年	87,591	14.5	403,208	66.7	113,505	18.8	604,367
22年	84,416	14.1	388,674	64.7	127,446	21.2	605,846

※年齢不詳は含まない。

資料:国勢調査

(図2-2) 年齢3区分別人口の推移

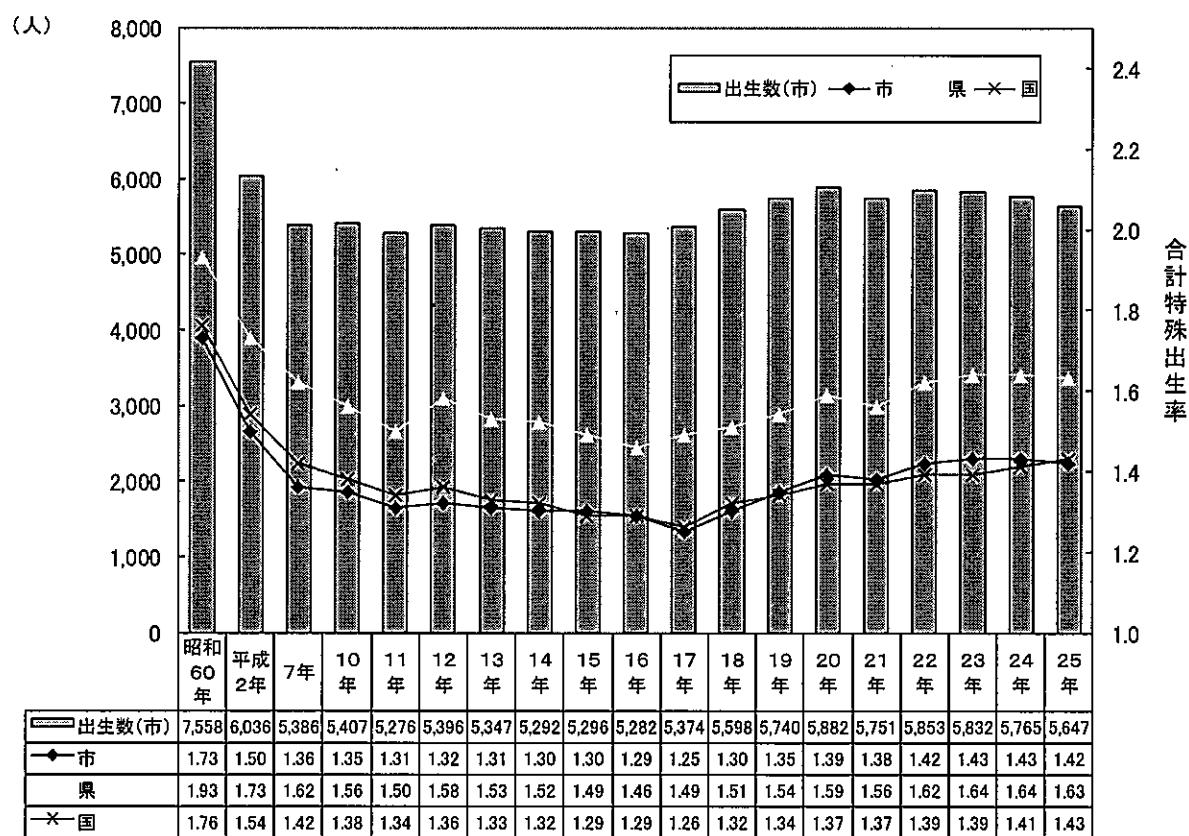


資料:国勢調査

④ 出生数及び合計特殊出生率

本市において、出生数は、平成 17 年の 5,374 人が平成 25 年には 5,647 人に、合計特殊出生率は、平成 17 年の 1.25 が平成 25 年には 1.42 と、近年微増傾向にありますが、国の状況と同様に低い水準であり、依然として少子化が進行している状況です。

(図2-3) 本市の出生数及び国、県、市の合計特殊出生率



資料：かごしま市の保健と福祉

⑤ 母親の年齢階級別出生数

母親の年齢別、年次別出生数は図2-4のとおりです。

昭和60年以降における母親の5歳階級ごとの出生数は、平成15年までは25~29歳の出生数が最も多く、次いで30~34歳の階級が続いていたものが、平成20年でみるとそれが逆転し、30~34歳の出生数が最も多く、次いで25~29歳の階級が続いています。

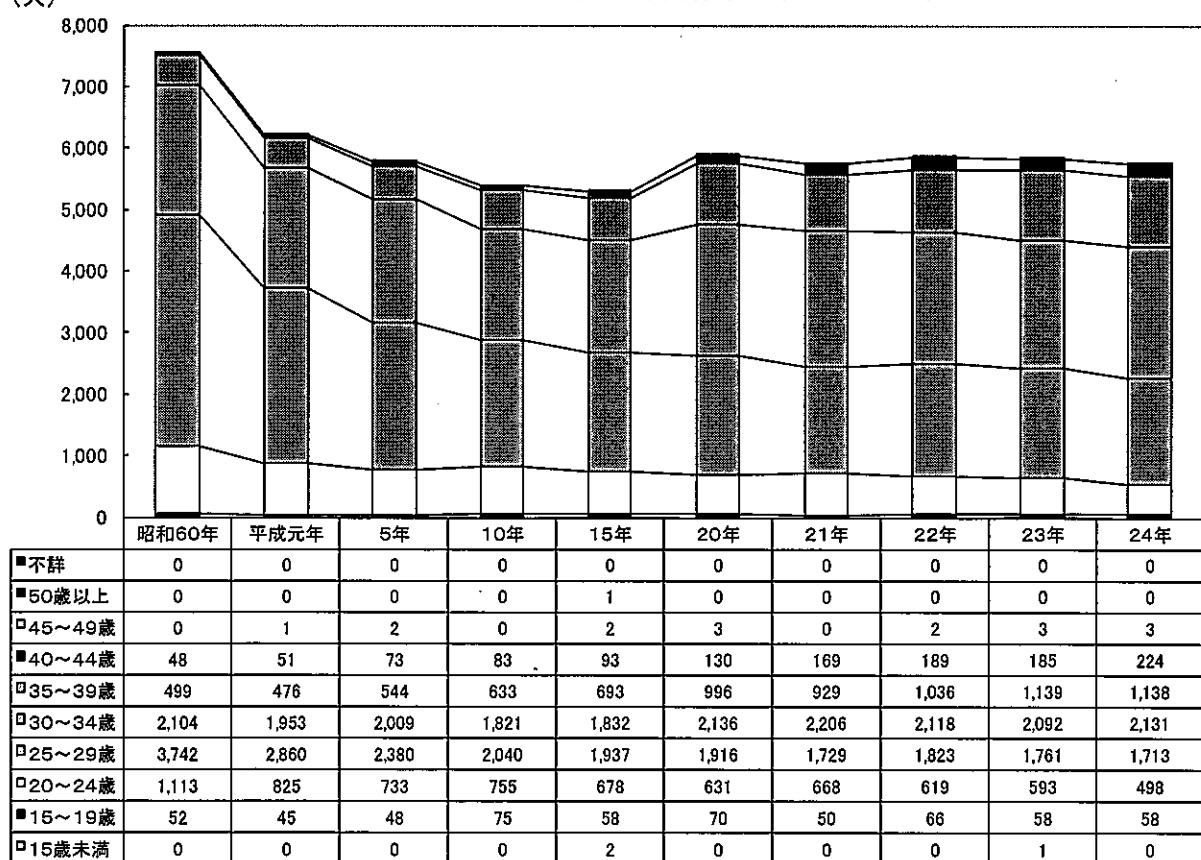
20~24歳の階級では、昭和60年に1,113人であったものが平成24年で498人と減少し、構成比では、14.7%が8.6%と6.1ポイント減少しています。

25~29歳の階級では、昭和60年に3,742人であったものが、平成24年では1,713人と減少し、構成比では、49.5%が29.7%と19.8ポイント減少しています。

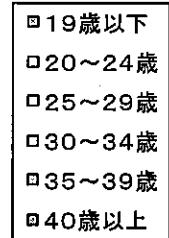
35~39歳の階級では、昭和60年に499人であったものが1,138人と増加し、構成比も6.6%が19.7%と13.1ポイント増加しています。

(人)

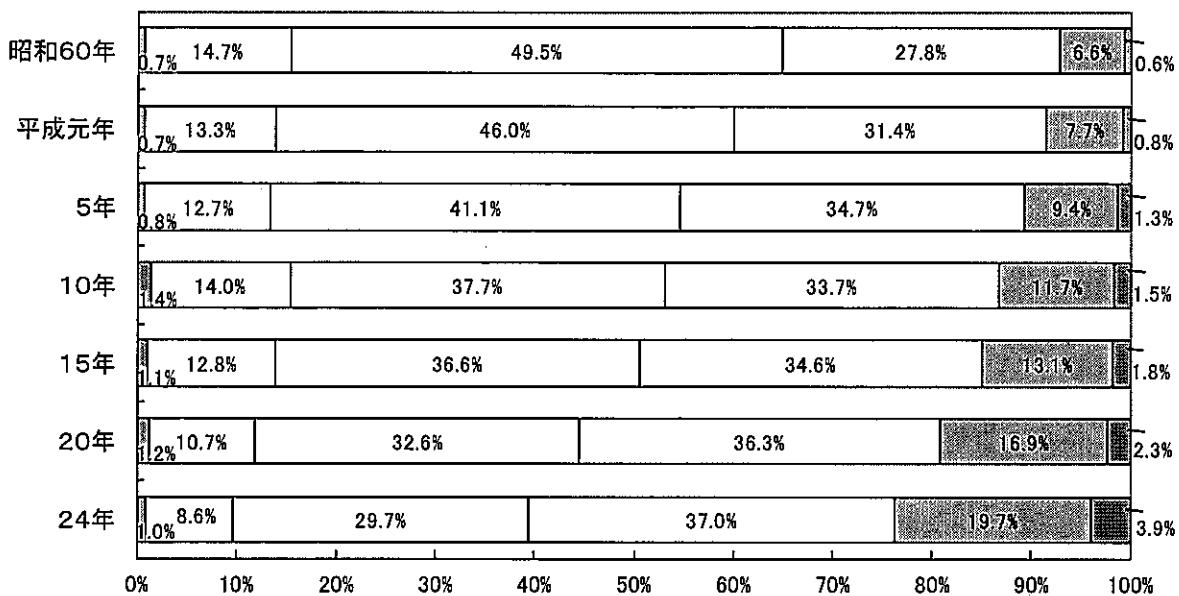
(図2-4) 母親の年齢階級・年次別出生数



資料:かごしま市の保健と福祉



(構成比)



資料:かごしま市の保健と福祉

⑥ 世帯当たりの児童数

国勢調査によると、平成 17 年 10 月 1 日現在の世帯主と親族関係にある 18 歳未満の世帯員数（親族人員）は 107,797 人で、施設等の世帯を除く一般世帯数 254,694 世帯で除した 1 世帯当たりの児童数は 0.42 でしたが、平成 22 年 10 月 1 日現在では、18 歳未満の世帯員数（親族人員）102,672 人を一般世帯数 264,093 世帯で除した 1 世帯当たりの児童数は、0.39 人となり、0.03 人減少しています。

(2) 将来人口推計

厚生労働省の「後期行動計画策定の手引き」に基づき、コーホート変化率法により推計した結果、本市の人口は、表2-3のとおり、平成26年3月末現在で606,540人であったものが、平成31年3月末現在では606,237人となると思われます。

将来人口の推移をみると、平成28年以降減少を続け、人口増加率も年々減少していくものと思われます。

年齢3区分でみると、まず、年少人口（0歳～14歳）は、平成26年に85,929人であったものが、平成31年では84,716人、総人口に対する構成比では、平成26年に14.2%であったものが、平成31年では14.0%と緩やかに減少していくと思われます。

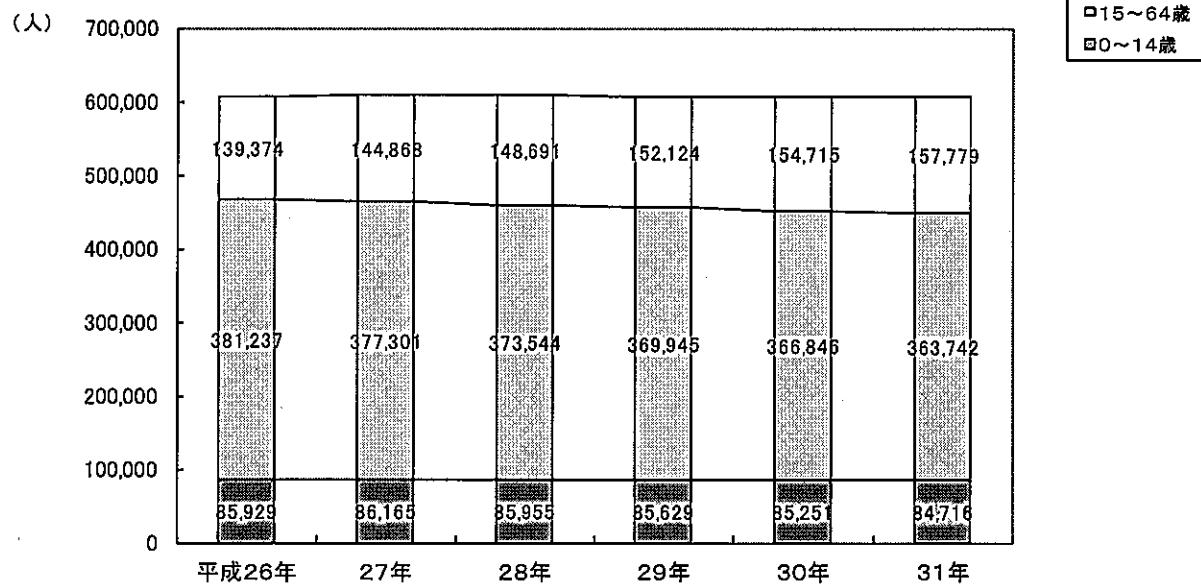
次に、生産年齢人口（15歳～64歳）は、平成26年に381,237人であったものが、平成31年では363,742人、構成比で平成26年に62.9%であったものが、平成31年では60.0%と緩やかに減少していくと思われます。

最後に、老齢人口（65歳以上）は、平成26年に139,374人であったものが、平成31年では157,779人、構成比で平成26年に23.0%であったものが、平成31年では26.0%と緩やかに増加し、少子高齢化が進行していくと思われます。

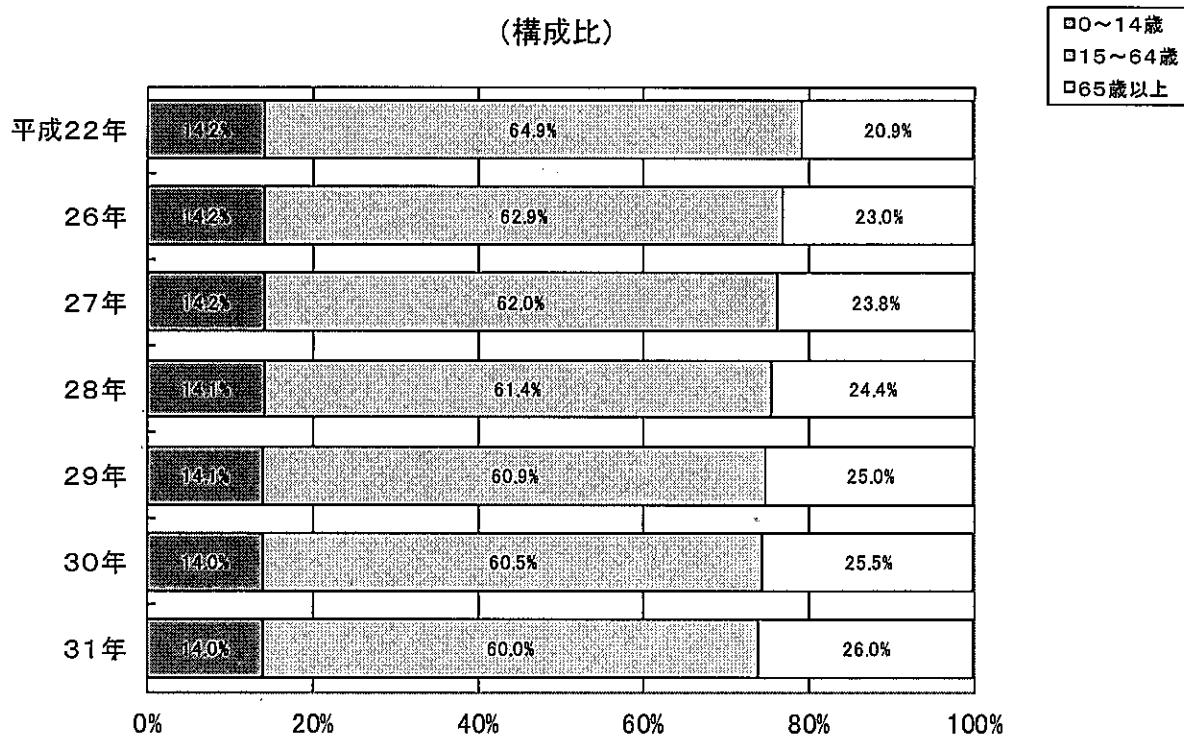
(表2-3) 将来人口の推移

	平成22年	26年	27年	28年	29年	30年	31年
総人口	603,444	606,540	608,334	608,190	607,698	606,812	606,237
0～14歳	85,989	85,929	86,165	85,955	85,629	85,251	84,716
15～64歳	391,404	381,237	377,301	373,544	369,945	366,846	363,742
65歳以上	126,051	139,374	144,868	148,691	152,124	154,715	157,779
構成比	14.2%	14.2%	14.2%	14.1%	14.1%	14.0%	14.0%
0～14歳	64.9%	62.9%	62.0%	61.4%	60.9%	60.5%	60.0%
15～64歳	20.9%	23.0%	23.8%	24.4%	25.0%	25.5%	26.0%
人口増加率	-	-	0.3%	0.0%	-0.1%	-0.1%	-0.1%

(図2-5) 将来人口の推移



(構成比)



(3) 世帯の状況

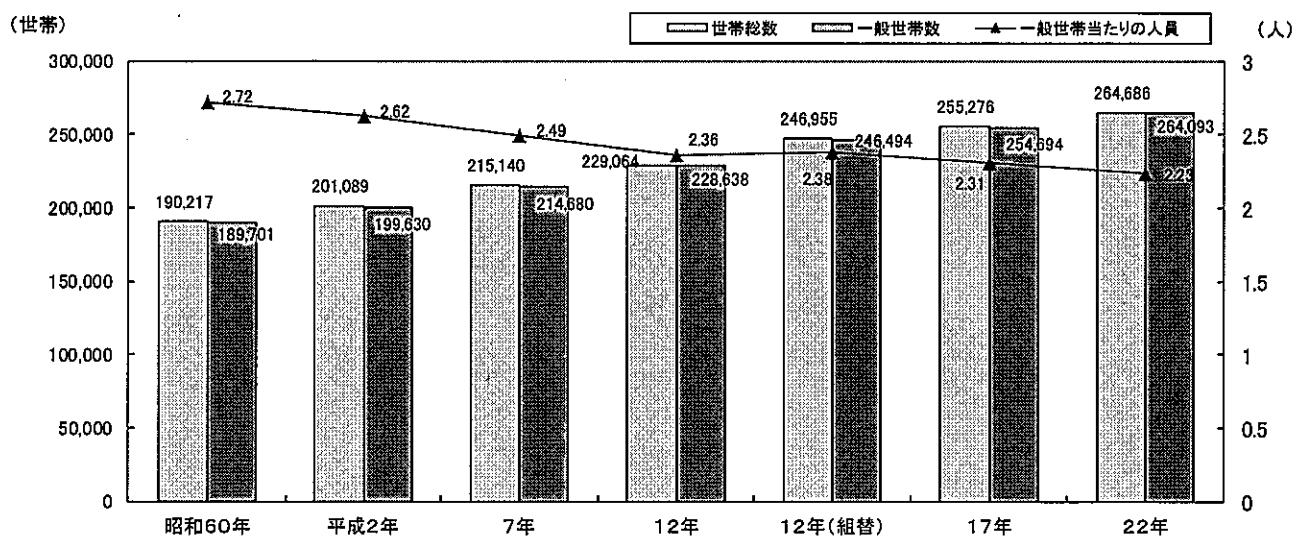
① 世帯及び世帯人員の推移

平成 22 年 10 月 1 日現在の本市の世帯数は図 2-6 のとおり、264,686 世帯であり、そのうち一般世帯が 264,093 世帯で、残りは施設等の世帯です。

また、一般世帯のうち、18 歳未満親族のいる世帯は 59,736 世帯です。

世帯総数、一般世帯数の推移は、ともに増加傾向ですが、一般世帯の 1 世帯当たりの人員は、昭和 60 年に 2.72 人であったものが、平成 22 年には 2.23 と減少してきています。

(図2-6) 一般世帯の推移



資料:国勢調査

また、世帯人員分布をみると、表 2-4 のとおり、1 人世帯が 96,554 世帯で一般世帯の 36.6% と最も多く、4 人以下の世帯が全体の 94.9% を占めています。

(表2-4) 世帯人員別一般世帯

区分	一般世帯人員	世帯人員 1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
昭和55年	167,868	38,747	34,909	32,121	39,981	16,748	4,005	1,357
60年	189,701	52,475	39,973	33,700	40,596	18,321	3,526	1,110
平成2年	199,630	58,036	46,303	34,984	39,564	16,565	3,267	911
7年	214,680	68,447	53,057	37,178	37,032	15,288	2,946	732
12年	228,638	78,874	59,468	39,541	34,838	12,963	2,362	592
12年(組替)	246,494	82,549	65,110	42,853	37,933	14,552	2,761	736
17年	254,694	88,232	69,958	44,780	36,298	12,409	2,408	609
22年	264,093	96,554	74,559	45,320	34,190	10,986	1,930	554

(構成比)

区分	一般世帯 人員	世帯人員 1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
昭和55年	100%	23.1%	20.8%	19.1%	23.8%	10.0%	2.4%	0.8%
60年	100%	27.7%	21.1%	17.8%	21.4%	9.7%	1.9%	0.6%
平成2年	100%	29.1%	23.2%	17.5%	19.8%	8.3%	1.6%	0.5%
7年	100%	31.9%	24.7%	17.3%	17.2%	7.1%	1.4%	0.3%
12年	100%	34.5%	26.0%	17.3%	15.2%	5.7%	1.0%	0.3%
12年(組替)	100%	33.5%	26.4%	17.4%	15.4%	5.9%	1.1%	0.3%
17年	100%	34.6%	27.5%	17.6%	14.3%	4.9%	0.9%	0.2%
22年	100%	36.6%	28.2%	17.2%	12.9%	4.2%	0.7%	0.2%

資料:国勢調査

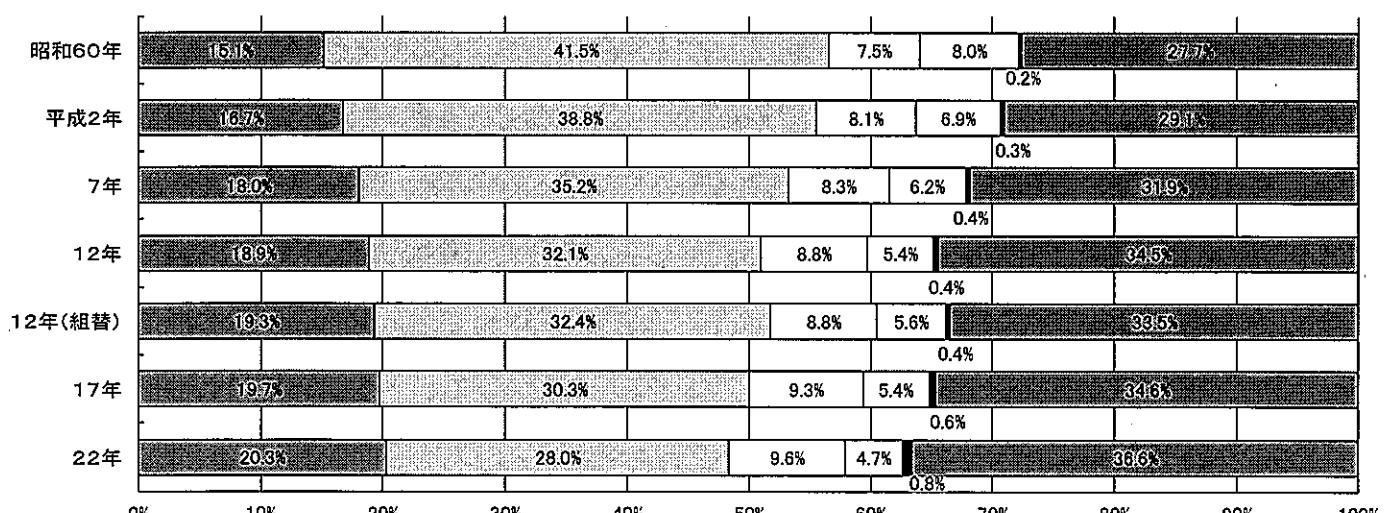
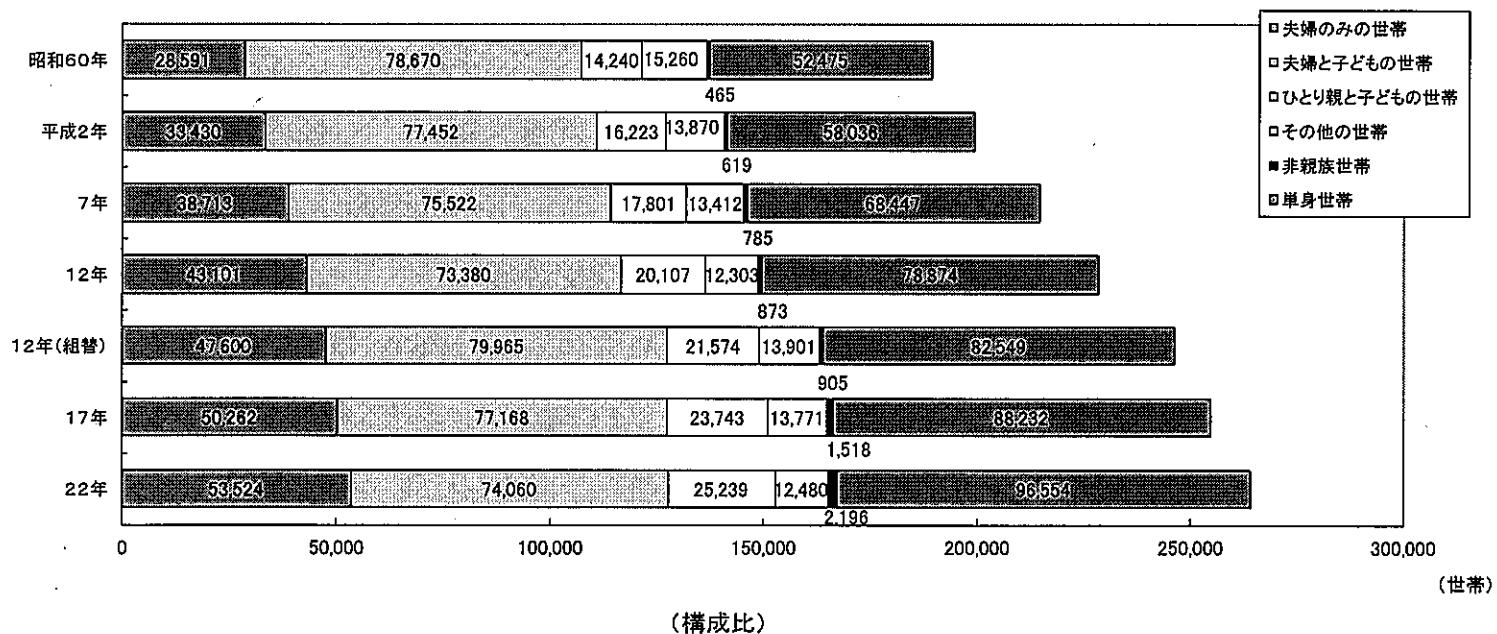
② 類型別の世帯数の推移

平成 22 年の一般世帯を家族類型別にみると、図 2-7 のとおり、世帯主の親族関係にある世帯員のいる世帯（親族世帯）が、165,303 世帯で、全体の 62.6% を占め、世帯主と親族関係にある者がいない世帯（非親族世帯）が 2,196 世帯で 0.8%、世帯人員が 1 人の世帯（単身世帯）が 96,554 世帯で、36.6% となっています。

また、親族世帯のうち、核家族世帯は 152,823 世帯で一般世帯の 57.9% を占め、その他の親族世帯は、12,480 世帯となっています。

家族類型別の世帯数の推移は、夫婦のみの世帯、ひとり親と子どもの世帯、単身世帯がそれぞれ増加傾向にあります。

（図2-7）家族類型別世帯数の推移



資料：国勢調査

③ 人口動態

表2-5のとおり、出生数は昭和60年に7,528人であったものが、平成24年では5,793人と減少しています。

一方、死亡数は、昭和60年に2,961人であったものが、平成24年では5,662人と増加しています。

この結果、出生数及び死亡数の関係である自然動態は、出生数の減少と死亡数の増加により、昭和60年には4,567人であったものが、平成24年では131人と減少傾向にあります。

次に、転入者数は、昭和60年に32,446人であったものが、平成24年では23,004人と減少しています。

また、転出者数は、昭和60年に33,680人であったものが、平成24年では22,575人と減少しています。

この結果、転入者数及び転出者数の関係である社会動態は、転入者数と転出者数が近似していることから年により増減があります。

社会動態が転出超過の場合でも、自然動態がそれを超える人口増加があるため、人口動態は人口増となっています。しかしながら、増加数は、昭和60年には3,333人であったものが、平成24年では560人と減少しています。

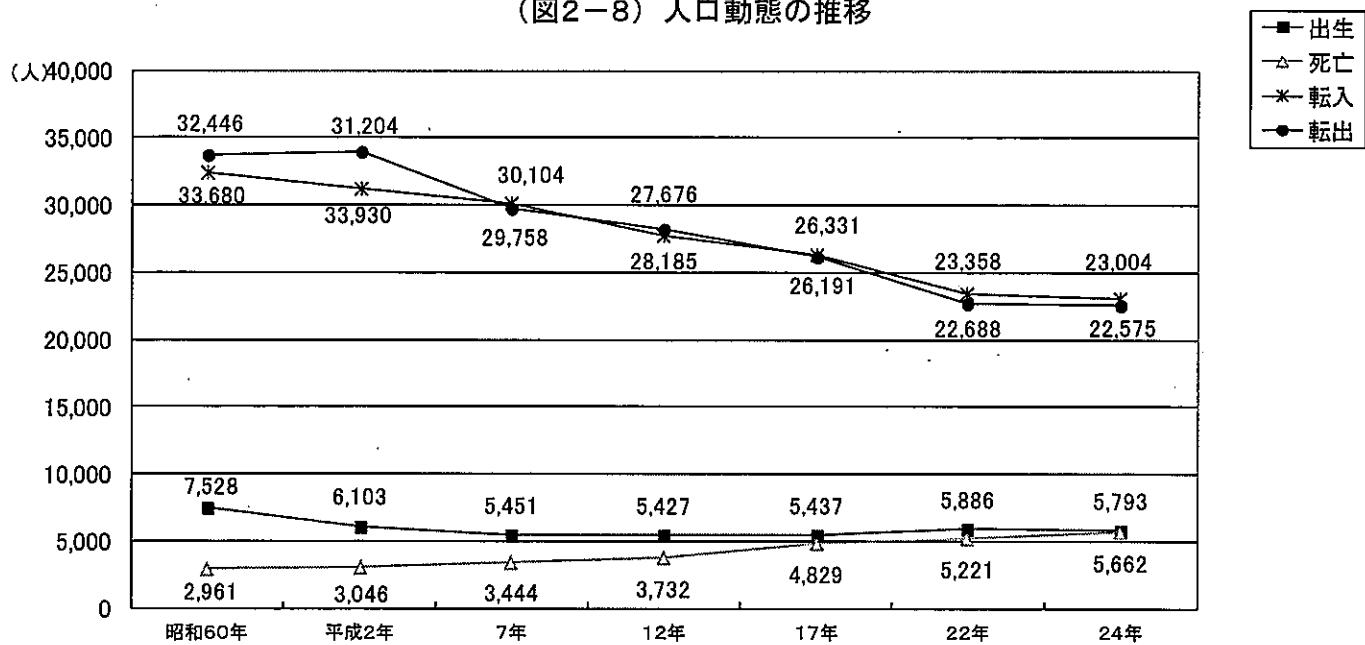
(表2-5) 人口動態の推移

(単位:人)

	自然動態			社会動態			人口増減数
	自然増減	出生	死亡	社会増減	転入	転出	
昭和60年	4,567	7,528	2,961	▲ 1,234	32,446	33,680	3,333
平成2年	3,057	6,103	3,046	▲ 2,726	31,204	33,930	331
7年	2,007	5,451	3,444	346	30,104	29,758	2,353
12年	1,695	5,427	3,732	▲ 509	27,676	28,185	1,186
17年	608	5,437	4,829	140	26,331	26,191	748
22年	665	5,886	5,221	670	23,358	22,688	1,335
24年	131	5,793	5,662	429	23,004	22,575	560

資料:市市民課

(図2-8) 人口動態の推移



資料:市市民課

④ 就業状況

平成 22 年 10 月 1 日現在の 15 歳以上の人口は、表 2-6 のとおり 516,120 人で、家事、通学者などを除いた労働力人口は 299,195 人です。そのうち、就業者は 279,730 人で、労働力人口に対する就業率は 93.5% です。

男女別にみると、まず、男性の就業者数は、平成 17 年に 151,972 人であったものが平成 22 年では 150,303 人と 1,669 人減少しましたが、就業率は 90.8% が 92.6% と 1.8 ポイント増加しました。

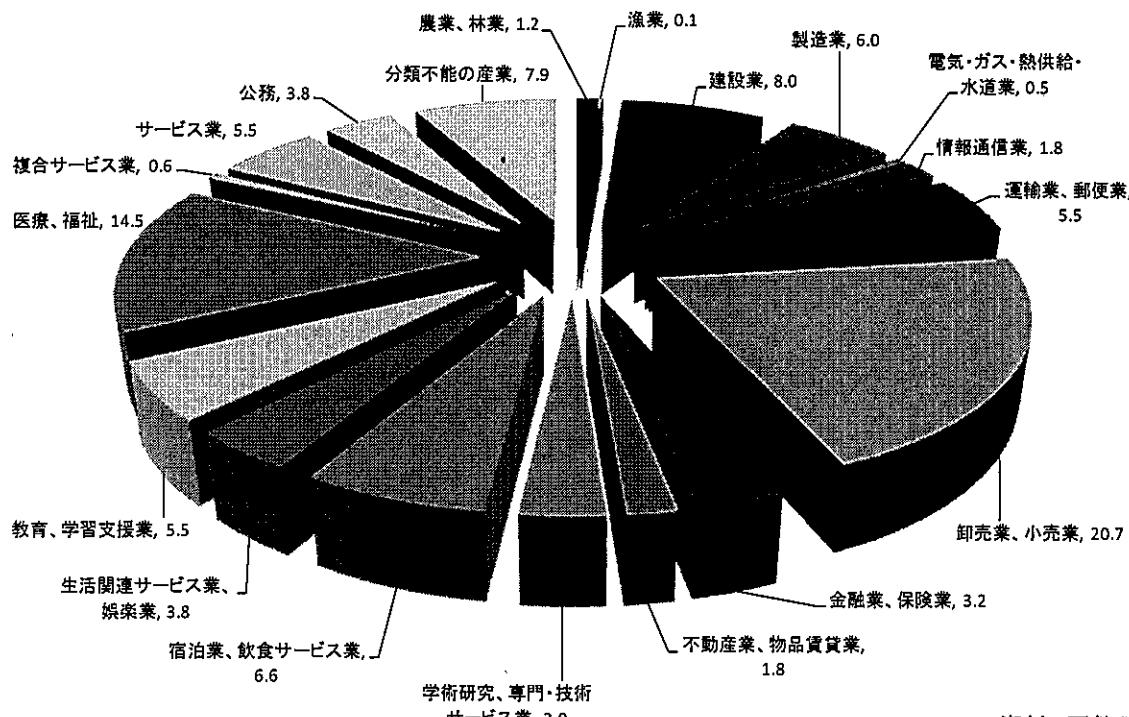
次に、女性の就業者数は、平成 17 年に 124,294 人であったものが平成 22 年では 129,427 人と 5,133 人増加し、就業率は 93.0% が 94.6% と 1.6 ポイント増加しました。

女性の年齢別就業者の構成比は、平成 22 年で 50~54 歳が 11.1% と最も多く、次いで 45 歳~49 歳が 10.9%、25~29 歳が 10.8% となっています。

(表2-7) 産業別(大分類)就業者数の推移

区分	平成17.10.1		平成22.10.1		平成17年～22年の増減	
	就業者数	構成比(%)	就業者数	構成比(%)	就業者数	増減率(%)
総数	278,948	100.0	279,730	100.0	782.0	0.3
A 農業、林業	4,862	1.7	3,395	1.2	▲ 1,467.0	▲ 30.2
B 漁業	340	0.1	305	0.1	▲ 35.0	▲ 10.3
C 鉱業、採石業、砂利採取業	20	0.0	60	0.0	40.0	200.0
D 建設業	27,142	9.7	22,432	8.0	▲ 4,710.0	▲ 17.4
E 製造業	20,105	7.2	16,792	6.0	▲ 3,313.0	▲ 16.5
F 電気・ガス・熱供給・水道業	1,460	0.5	1,331	0.5	▲ 129.0	▲ 8.8
G 情報通信業	5,583	2.0	4,957	1.8	▲ 626.0	▲ 11.2
H 運輸業、郵便業	16,025	5.7	15,371	5.5	▲ 654.0	▲ 4.1
I 卸売業、小売業	63,942	22.9	57,889	20.7	▲ 6,053.0	▲ 9.5
J 金融業、保険業	8,760	3.1	8,840	3.2	80.0	0.9
K 不動産業、物品賃貸業	5,221	1.9	5,099	1.8	▲ 122.0	▲ 2.3
L 学術研究、専門・技術サービス業	9,101	3.3	8,316	3.0	▲ 785.0	▲ 8.6
M 宿泊業、飲食サービス業	19,526	7.0	18,571	6.6	▲ 955.0	▲ 4.9
N 生活関連サービス業、娯楽業	11,968	4.3	10,751	3.8	▲ 1,217.0	▲ 10.2
O 教育、学習支援業	14,775	5.3	15,345	5.5	570.0	3.9
P 医療、福祉	36,866	13.2	40,592	14.5	3,726.0	10.1
Q 複合サービス業	2,600	0.9	1,705	0.6	▲ 895.0	▲ 34.4
R サービス業 (他に分類されないもの)	18,591	6.7	15,443	5.5	▲ 3,148.0	▲ 16.9
S 公務 (他に分類されるものを除く)	10,121	3.6	10,510	3.8	389	3.8
T 分類不能の産業	1,940	0.7	22,026	7.9	20,086	1035.4

(図2-9) 産業別(大分類)就業者数の構成比(平成22年)



資料：国勢調査

⑥ 育児休業の取得状況

育児休業等については、国等を中心に育児・介護休業法に係る制度の普及、定着の取組が進められています。このような制度は、子どもの養育を支援するとともに、子どもを養育する労働者の雇用の継続の促進に寄与するものであり、子育てと仕事を両立させる上で大きな役割を果たすものです。

本市にある事業所に対し、平成24年度に実施した育児休業制度に関する調査の結果は、図2-10と図2-11のとおりです。

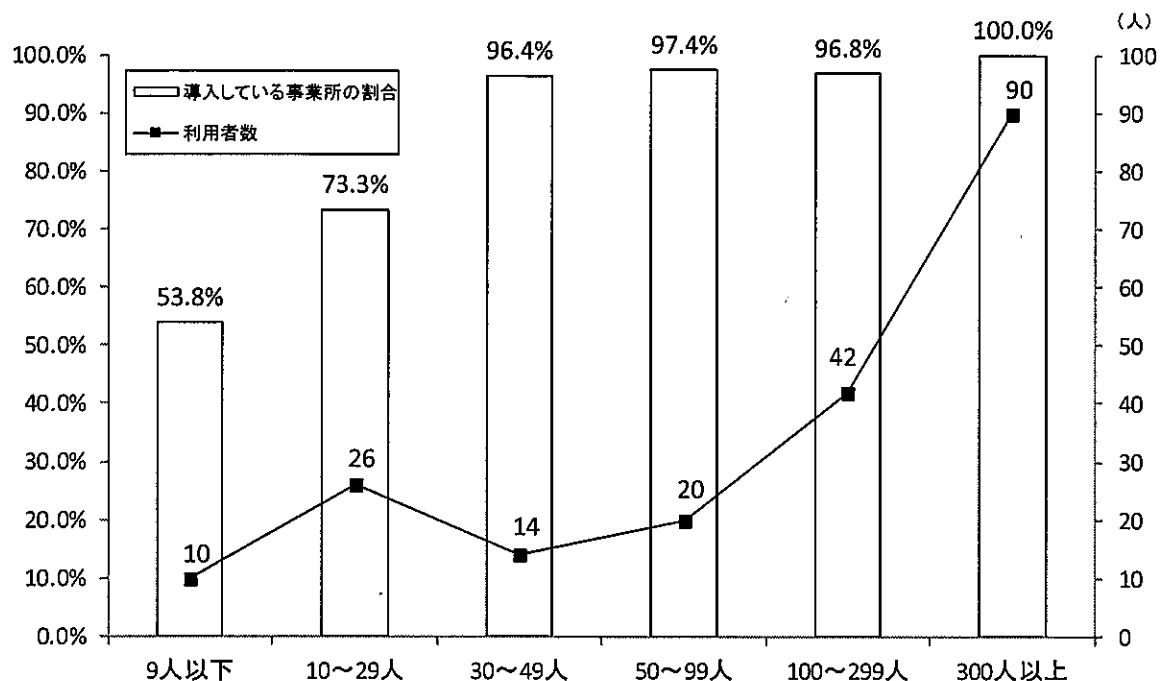
調査は、1,000事業所を対象に行い、511事業所から回答がありました。

事業所の規模別では、規模の大きな事務所ほど制度の導入が進んでいます。

実際に平成23年度中に制度を利用した人は、402事業所全体で202人となっています。

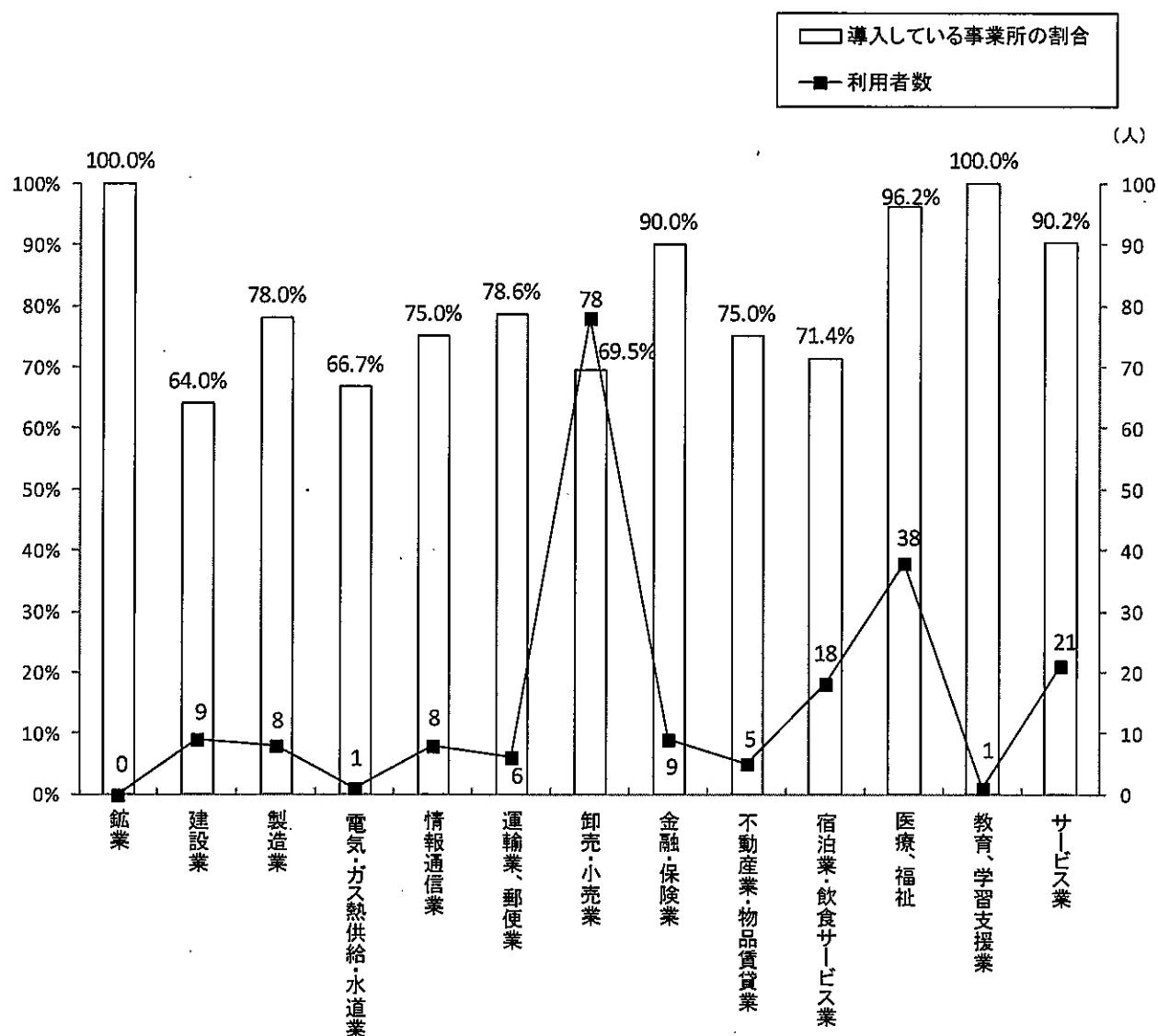
少子高齢化が急速に進行する社会情勢のなかで、将来にわたって安定した労働力を確保し、未来を担う子ども達が健全に成長していくためには、育児休業制度の普及と利用しやすい環境の整備がますます必要不可欠となっています。

(図2-10) 育児休業制度を導入している事務所の割合(規模別)



資料：鹿児島市の労働事情

(図2-11) 育児休業制度を導入している事業所の割合(産業別)



資料：鹿児島市勤労者労働基本調査

⑦ ひとり親家庭の状況

ア. 母子及び父子世帯数の推移

母子世帯数は、表2-8のとおり、平成17年が5,052世帯であったものが、平成22年は4,935世帯、他の世帯員がいる世帯を含めると6,438世帯となっています。

平成22年での理由の内訳をみると、表2-9のとおり、6,438世帯のうち死別によるものが401世帯で6.2%、離別によるものが5,176世帯で80.4%となっています。

次に、父子世帯数は、表2-8のとおり、平成17年が573世帯であったものが、平成22年は459世帯、他の世帯員がいる世帯を含めると801世帯となっています。

平成22年での理由の内訳をみると、表2-9のとおり、801世帯のうち死別によるものが131世帯で16.4%、離別によるものが538世帯で67.2%となっています。

親の年齢別でみると、母子世帯、父子世帯ともに、40~44歳が最も多い、次いで35~39歳、45~49歳の順となっています。

また、平成22年の1世帯当たりの子どもの数は、母子世帯では、1人が56.6%、2人が32.5%となっており、平均1.6人です。子どもの年齢別では、15~17歳が21.5%と最も多く、次いで12~14歳が21.2%となっています。

父子世帯では、1人が60.7%、2人が31.7%となっており、平均1.5人です。子どもの年齢別では、15~17歳が24.0%と最も多く、次いで12~14歳が23.5%となっています。

(表2-8) 子どもの数別母子及び父子世帯数

	母子世帯数					父子世帯数						
	総数	子どもが1人	2人	3人以上	(再掲) 6歳未満の 子どものい る世帯	1世帯当たり の子どもの 数	総数	子どもが1人	2人	3人以上	(再掲) 6歳未満の 子どものい る世帯	1世帯当たり の子どもの 数
平成17年(※1)	5,052	2,613	1,785	654	1,167	1.6	573	316	192	65	61	1.6
平成22年(※2)	4,935	2,580	1,725	630	1,012	1.6	459	250	175	34	50	1.5
平成22年 (他の世帯員がいる 世帯を含む)	6,438	3,644	2,093	701	1,453	1.6	801	486	254	61	139	1.5

(※1)(※2)未婚、死別または離別の親と、その未婚の20歳未満の子どものみからなる一般世帯

(表2-9) 年齢、配偶関係別母子及び父子世帯数

	総数	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55歳以上
母子世帯数	6,438	13	144	580	970	1,581	1,599	1,029	388	134
死別	401	0	0	5	18	53	97	131	69	28
離別	5,176	3	84	441	777	1,314	1,367	827	277	86
父子世帯数	801	1	11	48	72	147	195	143	103	81
死別	131	0	0	2	5	12	27	31	34	20
離別	538	0	4	26	44	107	143	94	63	57

資料：国勢調査

イ. 母子及び父子世帯の住居の状況

母子世帯では、民間の借家が 45. 2%と最も多く、次いで持ち家が 29. 4%、
公営の借家が 17. 8%となっています。

父子世帯では、持ち家が 54. 9%と最も多く、次いで民間の借家が 30. 2%、公
営の借家が 8. 9%となっています。

ウ. 母子及び父子世帯の就業状況

母子世帯では、4, 965 世帯（就業率：77. 1%）が就業しており、うち、正規
の職員等が 2, 031 世帯、パート・アルバイト等が 2, 439 世帯となっています。

父子世帯では、675 世帯（就業率：84. 3%）が就業しており、うち、正規の
職員等が 459 世帯、パート・アルバイト等が 70 世帯となっています

(4) 母子保健水準の状況

① 周産期死亡、新生児死亡、乳児死亡及び妊産婦死亡の推移

妊娠満22週以後の死産数に、生後1週未満の乳児の死亡数を加えたものを周産期死亡といいます。周産期死亡の推移を図2-12に示していますが、本市の周産期死亡率は、昭和60年以降、国より低率で推移し、増減を繰り返しながらも減少傾向にあります。

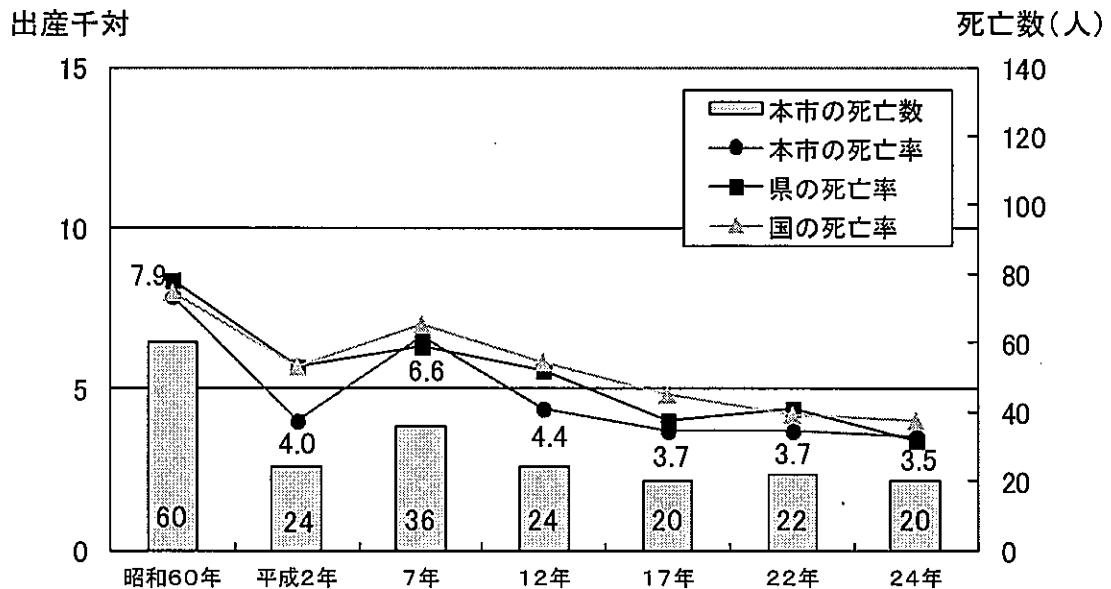
また、新生児死亡（生後4週未満の死亡）の推移は、図2-13のとおりです。本市の新生児死亡率は、多少の変動はあるものの全体としては減少を続けています。

乳児死亡（生後1年未満の死亡）の推移は、図2-14のとおりです。本市の乳児死亡率は、平成7年頃までは減少傾向にあり、その後多少の変動はあるものの全体としては減少を続けています。

妊産婦死亡率は、図2-15に示していますが、本市ではここ数年0となっています。

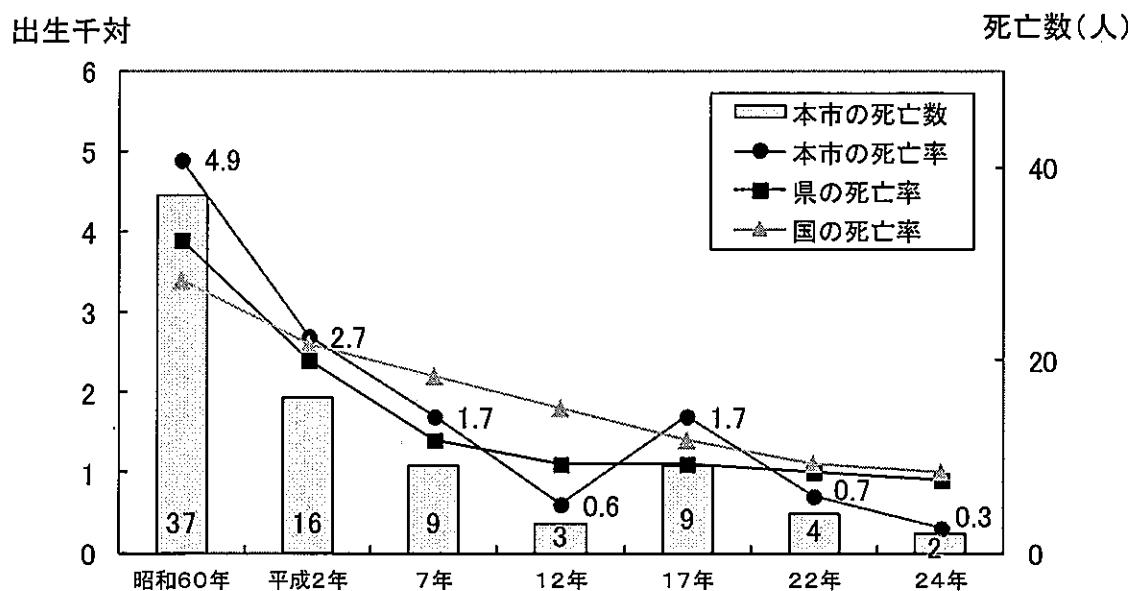
このように、これまでの周産期医療体制の整備や母子保健対策の取組によって、周産期死亡、新生児死亡、乳児死亡及び妊産婦死亡は着実に改善されており、今後も高水準を維持させていくことが望まれます。

(図2-12) 周産期死亡率の推移



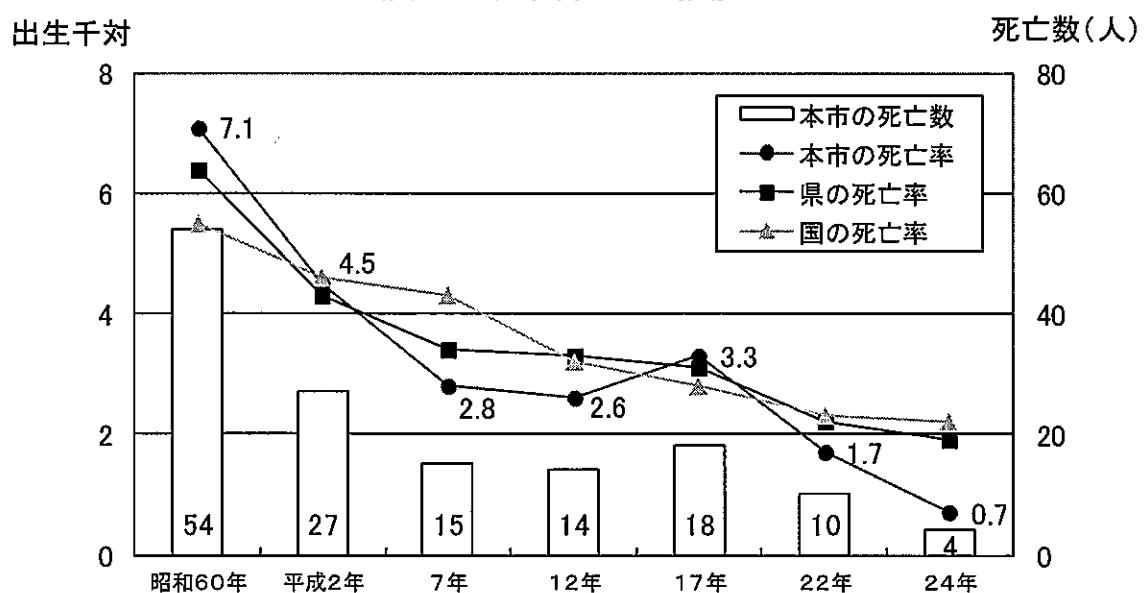
資料：人口動態統計

(図2-13) 新生児死亡の推移



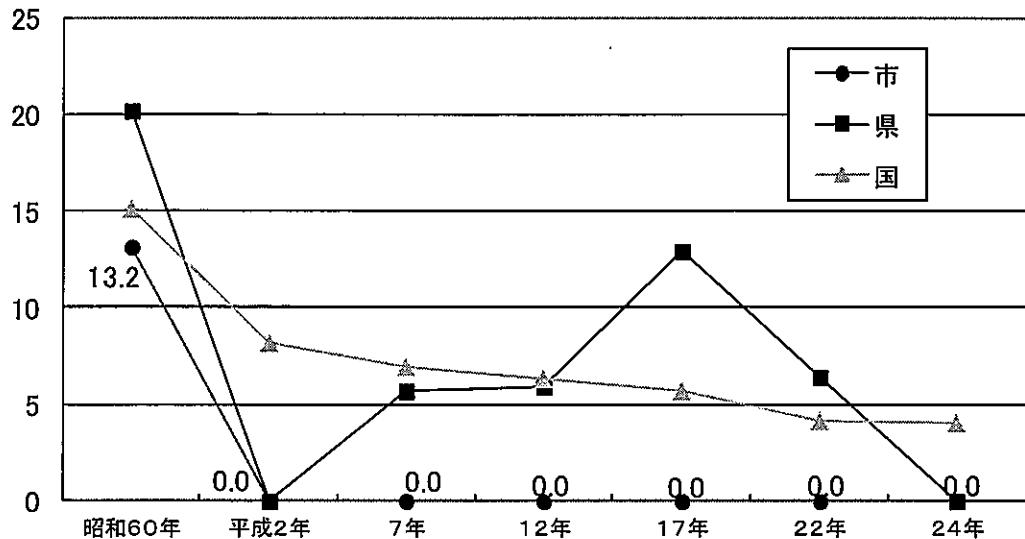
資料：人口動態統計

(図2-14) 乳児死亡の推移



資料：人口動態統計

(図2-15) 妊産婦死亡率の推移
出産10万対



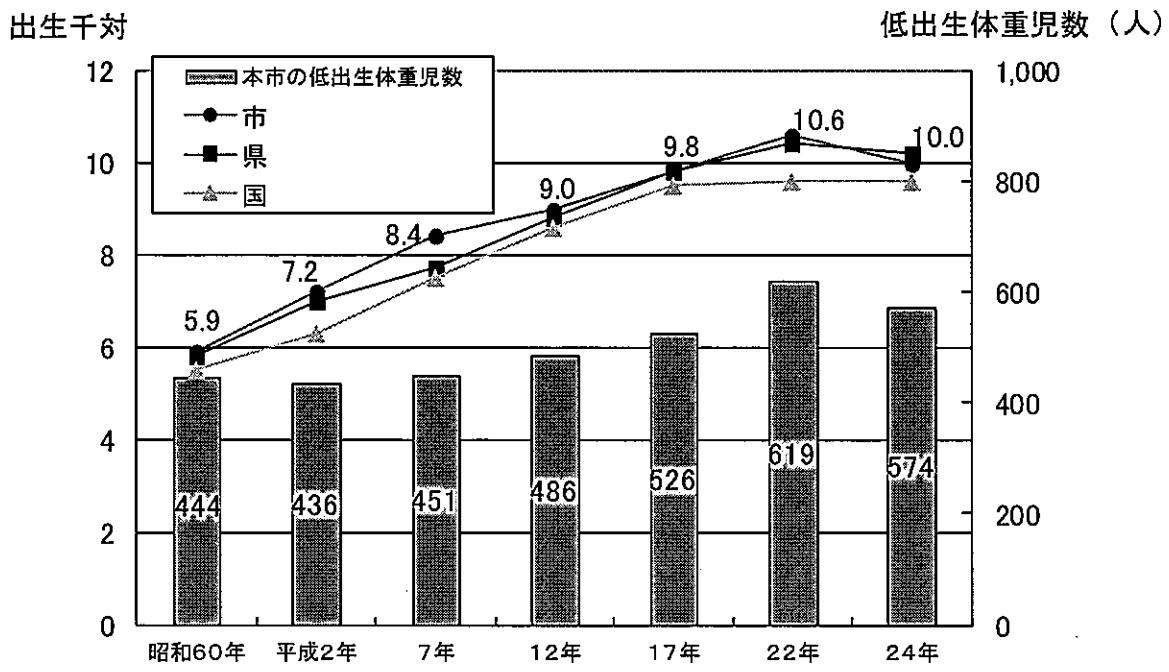
資料：人口動態統計

② 低出生体重児の出生割合の推移

本市の全出生数に対する低出生体重児の出生割合は、図2-16のとおりです。本市では、国の平均を上回って推移し、上昇傾向が続いている。

低出生体重児の出生については、妊娠中の喫煙等が関係していると指摘されており、母子保健指導の強化等の予防活動が必要です。

(図2-16) 低出生体重児の出生割合の推移



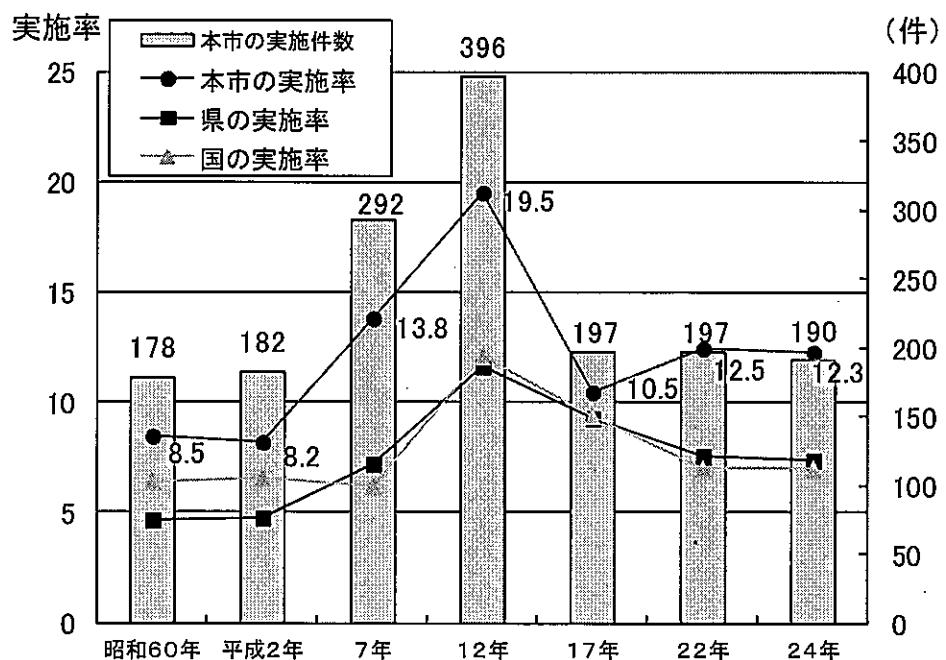
資料：人口動態統計

③ 10代の人工妊娠中絶の推移

10代の人工妊娠中絶の推移は、図2-17のとおりです。本市の10代の人工妊娠中絶実施率は、県や国を上回って推移し、平成2年以降の10年間に急激に増加しています。

自己や相手の身体について正確な知識を身につけて、自分で判断し自ら健康管理できるように、家庭、学校や地域における性教育や健康教育を充実させることが望まれます。

(図2-17) 10代の人工妊娠中絶の推移

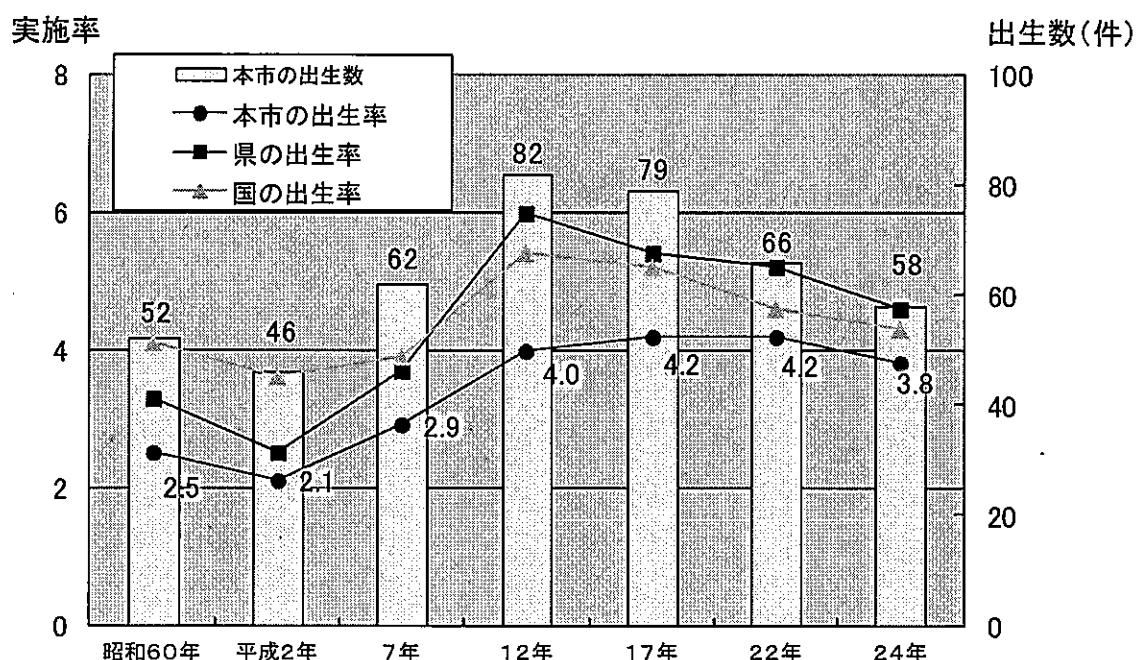


資料：母体保護統計

④ 15～19歳の母親からの出生の推移

15～19歳の母親による出生数を当該年齢女子総人口1,000人当たりの率に置き換えた出生率の推移は、図2-18のとおりです。本市の15～19歳の母親による出生率は、平成2年以降増加傾向にありましたが、平成17年以降は横ばいから減少傾向となっています。

(図2-18) 15～19歳の母親からの出生の推移



資料：人口動態統計

(5) 主な子育て支援施策の状況

① 保育事業の状況

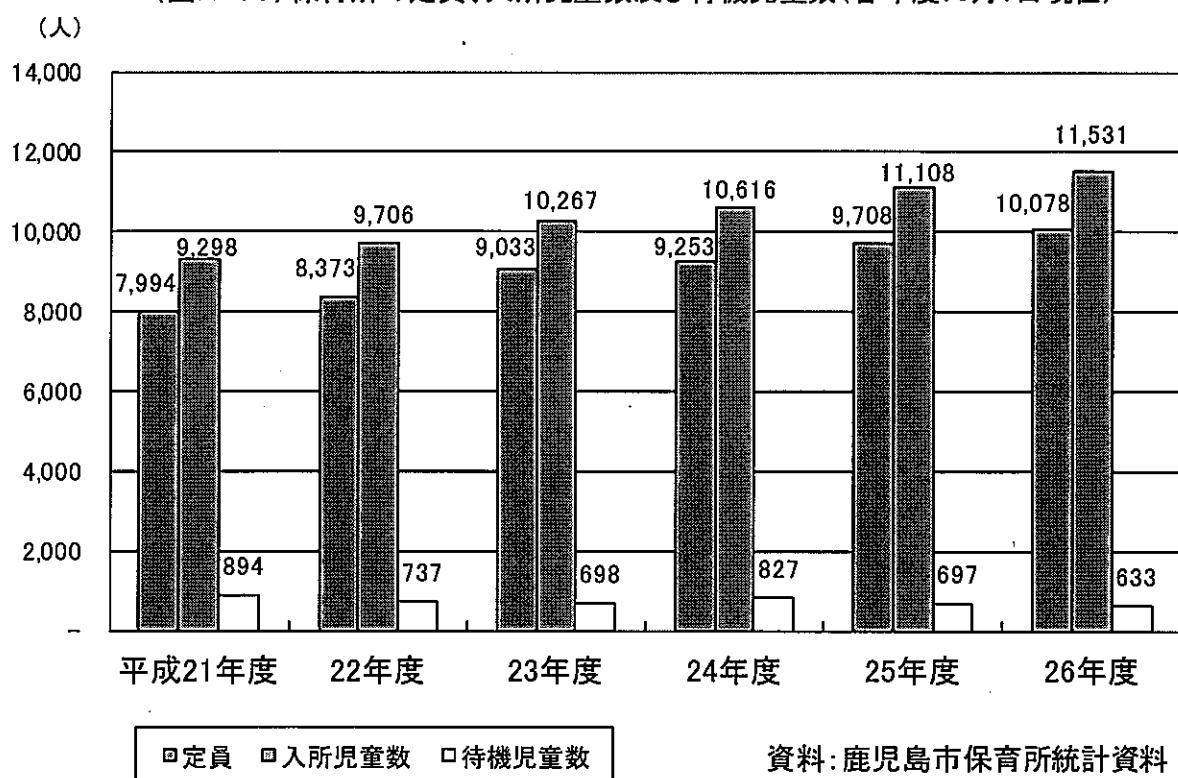
保育所は日々保護者の委託を受けて、保護者の就労や病気等により家庭での十分な保育が行えない児童を保育することを目的とする児童福祉施設です。

本市の保育所定員、入所児童数及び待機児童数の推移を図2-19に、保育所数と特別保育実施保育所数の推移を図2-20に示しています。

これまで、本市では待機児童解消のため保育計画に基づき保育所の定員増を行うとともに、午後6時以降の延長保育、集団保育が可能な障害のある子どもを受け入れる障害児保育、保育所の入所児童等が病気の回復期にあり、家庭での保育ができない場合に一時的に施設で児童を預かる病児・病後児保育事業など保育サービスの充実を図っています。

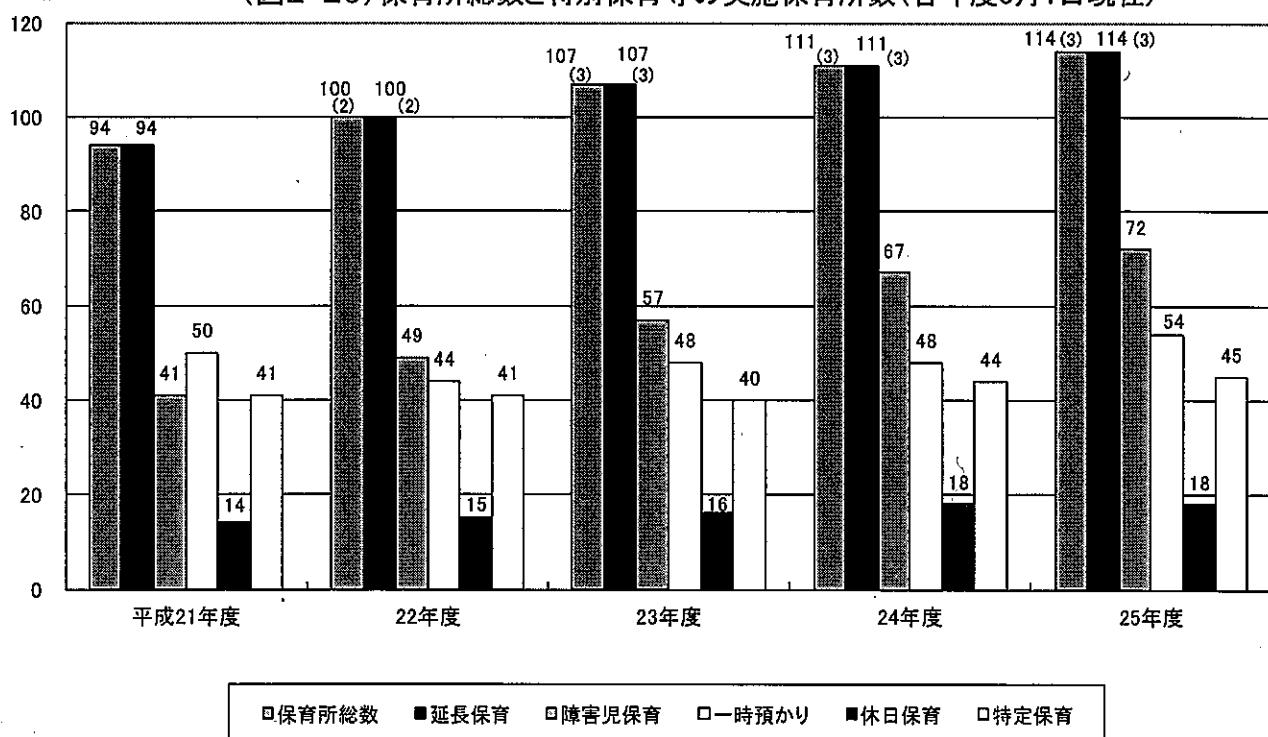
しかし、少子化が進行するなか就学前児童数は21年度から25年度にかけては微増しており、また、今日の厳しい経済情勢などを反映して共働き世帯が増加するなど、保育ニーズはますます増大しています。

(図2-19)保育所の定員、入所児童数及び待機児童数(各年度10月1日現在)



資料:鹿児島市保育所統計資料

(図2-20)保育所総数と特別保育等の実施保育所数(各年度3月1日現在)



※数値には市立保育所・自主事業を含む。また、()は遠距離分園の内数

資料:鹿児島市保育所統計資料

② 幼稚園の状況

幼稚園は、満3歳から小学校就学前の幼児を保育し、健やかな成長のために適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的としています。

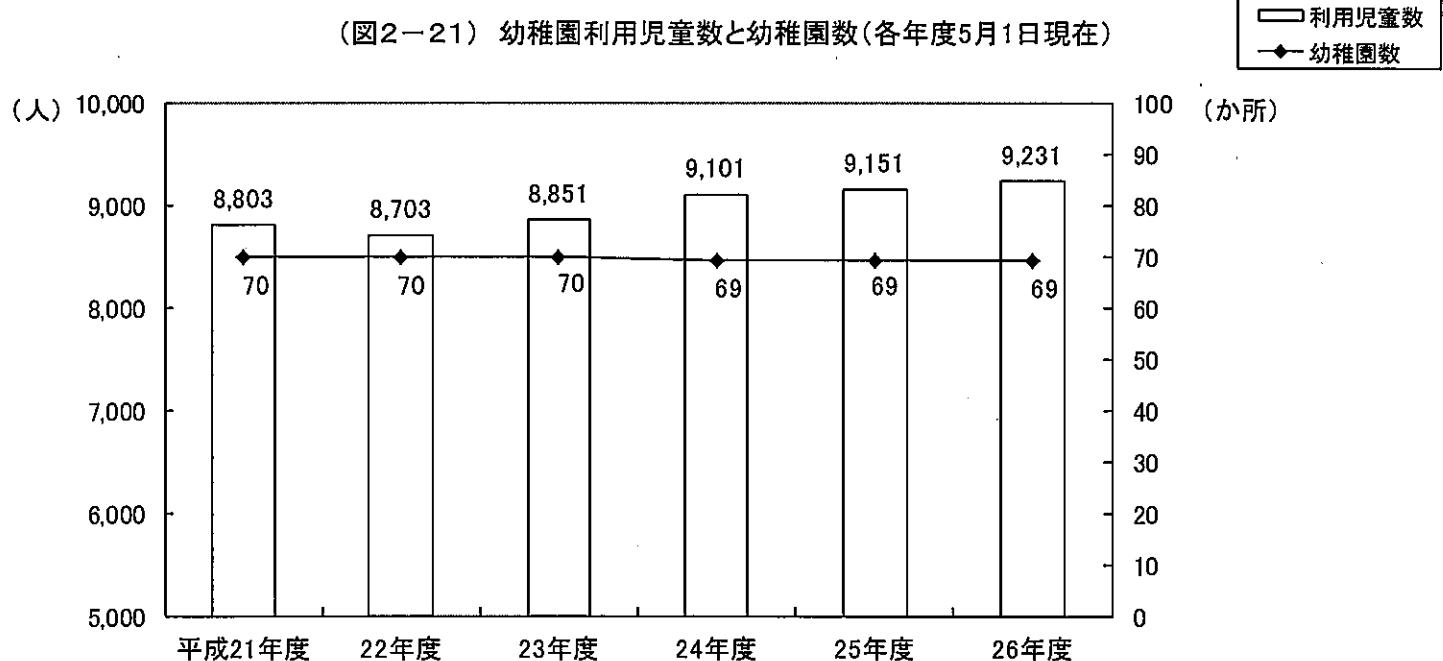
本市の幼稚園数と園児数を図2-21に示しています。

幼稚園では、預かり保育（地域の実態や保護者の要請により、通常の教育時間の前後や長期休業中等に希望する者を対象に行う教育活動）や地域における子育て支援活動等を行っています。

現在の本市の幼稚園に関する主な施策は、次のとおりです。

- ・私立幼稚園に就園する幼児の保護者の所得等に応じて、幼稚園が保育料等を減免できるように、幼稚園就園奨励費補助を行っています。
- ・障害のある幼児に対する保育を促進し、保育内容の向上を図るため、私立幼稚園障害児教育補助を実施しています。
- ・適正な就学前教育を推進し、私立幼稚園の円滑な運営を図るため、教材費、研修費、運営費、幼児教育相談助成費等の助成を行っています。

(図2-21) 幼稚園利用児童数と幼稚園数(各年度5月1日現在)



資料:鹿児島市幼稚園統計資料

③ 放課後児童健全育成事業の状況

近年の核家族化、都市化の進行や、共働き世帯の増加などを踏まえ、就労等により昼間保護者のいない家庭の小学校低学年（1年生～3年生）の児童（放課後児童）に対する育成、指導及び遊びによる発達の助長などのサービスを行うことで、子育てと仕事の両立を支援し、また、これらの児童の健全育成を図ることを目的として、児童クラブを設置しています。

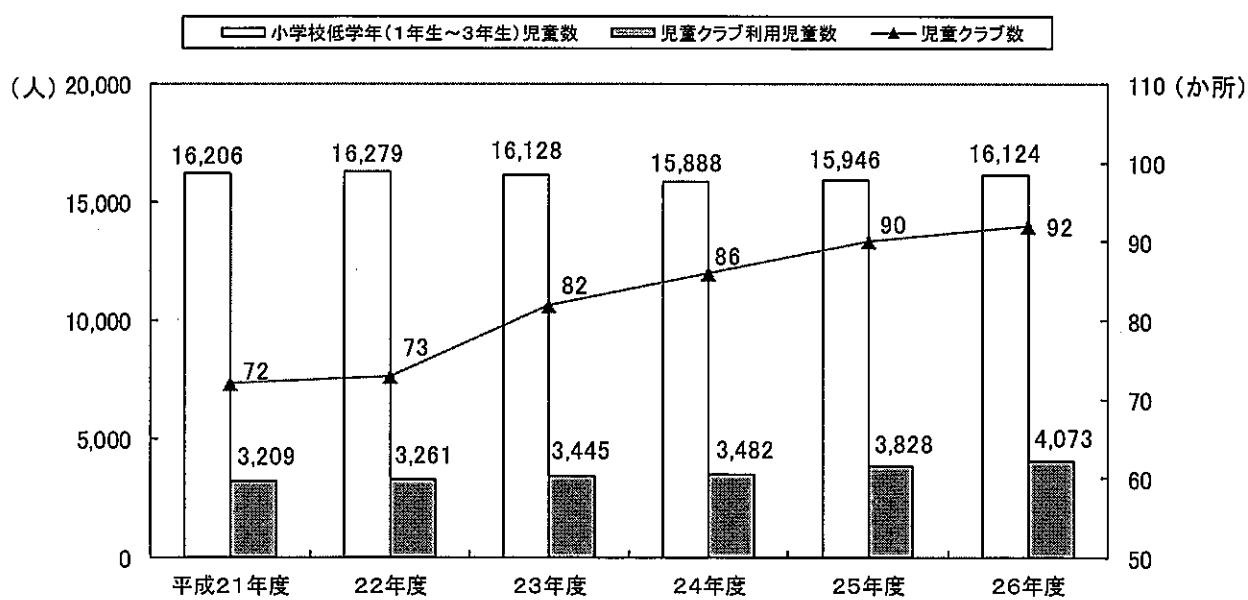
本市では、これまで、放課後児童の実情の把握に努めながら、未設置校区への児童クラブの設置や、利用児童の多い児童クラブへの分園設置を進めてきています。

平成26年4月1日現在で、市内全79校区（うち1校区は休校）のうち67校区、92か所の公設の児童クラブを設置しています。

小学校低学年児童数と児童クラブ利用児童数、児童クラブ数は図2-22のとおりです。

なお、児童福祉法の一部改正に伴い、対象児童は、平成27年4月から小学校就学児童に拡大される予定となっています。

（図2-22）小学校低学年（1年生～3年生）児童数、児童クラブ利用児童数、児童クラブ数の推移



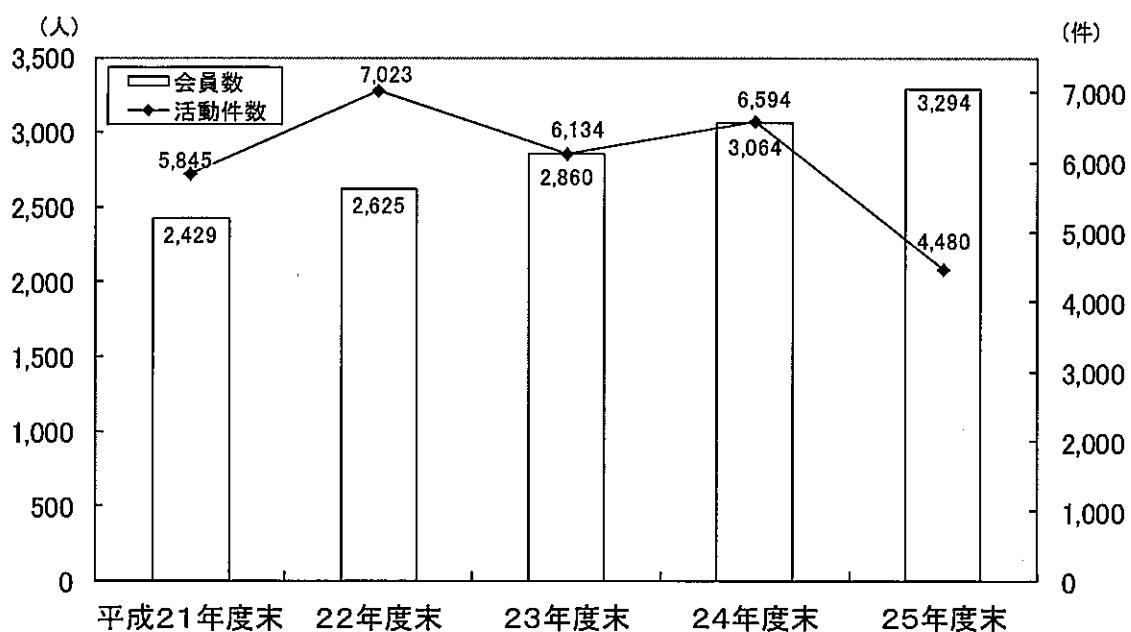
資料：鹿児島市放課後児童健全育成事業関係資料

④ ファミリー・サポート・センター事業の状況

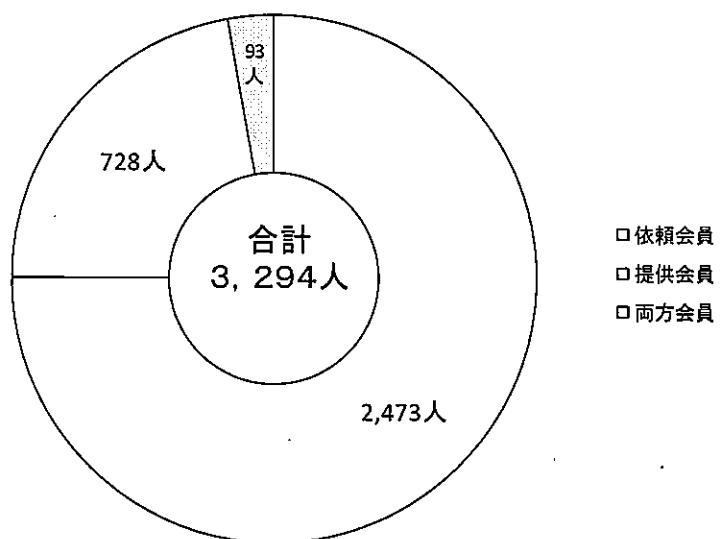
本市では、育児の援助を依頼する依頼会員、育児の援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による育児の相互援助活動を実施しています。

同センターの会員数と活動件数を図2-23に、会員数の内訳を図2-24に示しています。会員数は平成25年度末で3,294人に達しました。

(図2-23)会員数及び活動件数



(図2-24)25年度末会員数内訳



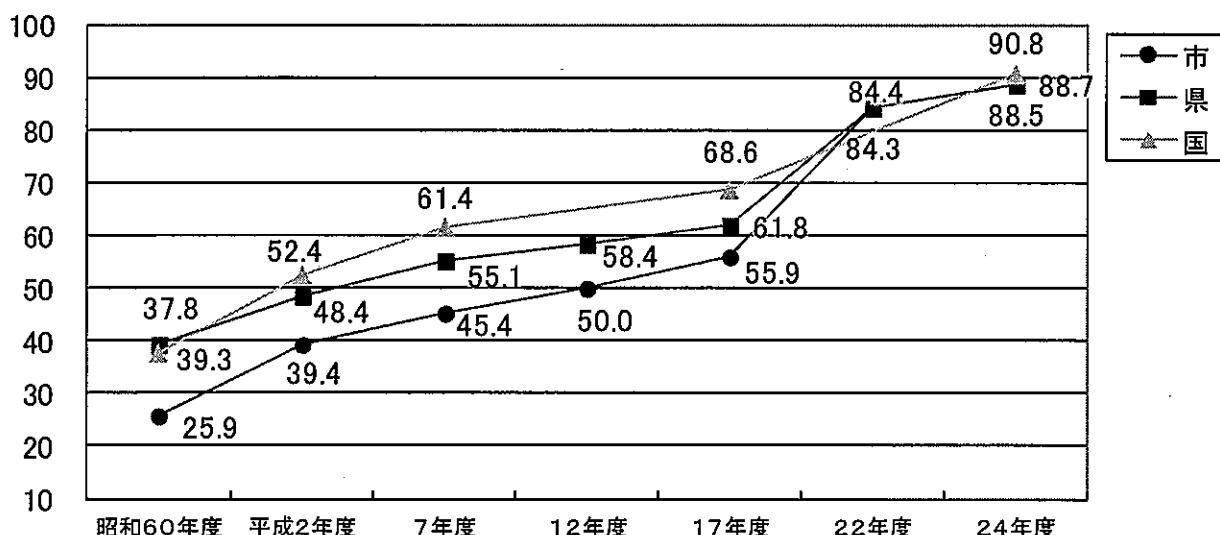
⑤ 妊産婦健康相談の状況

母子健康手帳交付時に妊婦を把握し、妊娠中から乳幼児期までの一貫した母子保健対策を実施するため妊産婦健康相談及び歯科健診を行い、妊産婦の健康教育・母子手帳の活用法などの周知に取り組んでいます。

妊娠 11 週以内の届出の年次推移を、図 2-25 に表しました。本市では、昭和 60 年度は 25.9 % でしたが、年々増加し平成 24 年度は 88.5 % です。母子保健の出発点として、妊娠早期からの届出が望まれます。

(%)

(図2-25) 妊娠11週以内の届出率の年次推移



資料：母子保健の主なる統計、地域保健・老人保健事業報告、鹿児島県の母子保健、
かごしま市の保健と福祉

⑥ 妊婦健康診査の状況

妊婦健康診査では、妊娠中の定期健診の費用の一部を援助し受診を徹底させることで、異常の早期発見・早期対応につながり、より安全な分娩と健康な子どもの出生を図るように取り組んでいます。平成 25 年度の平均受診回数は、12.0 回でした。今後も異常の早期発見や早期対応につながる健診は重要です。

⑦ 母子保健訪問指導、産後ケア事業の状況

妊娠婦・未熟児・低出生体重児・新生児・乳幼児等を対象に保健師・助産師などのほか、市から委託された地域の助産師などが訪問し、家庭環境や住居の状態、経済状態、家族の協力状況などを把握し、個人にあった具体的な保健指導を行っています。

また、平成8年度から産後の身体の回復や育児等に不安を持つ産婦が助産施設へ一定期間入所し保健指導をうけられる産後ケア事業を実施しています。

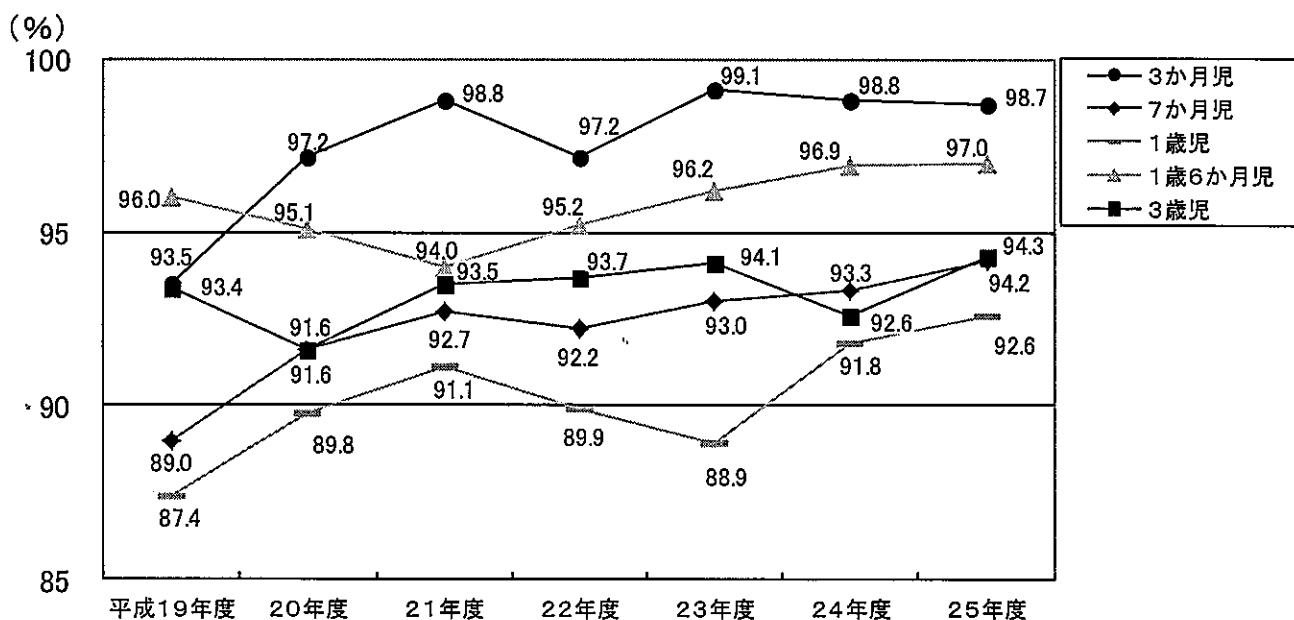
妊娠・出産・産じょく期の女性は、短い期間に心身に非常に大きな変化の起こることに加え、生まれてくる子どもに、父親とともに愛情を注ぎ育てるという長期にわたる責任を負うことになることから、この時期に子育てに対する不安や負担感を軽減する取り組みを行うことは重要です。

⑧ 乳幼児健康診査の状況

心身の発達・育児の上で最も大切な乳幼児期に異常を早期発見し、適切な措置を講ずるため健康診査を実施しています。3か月、7か月及び1歳児健康診査は、市内の医療機関に委託し、1歳6か月児、3歳児の健康診査は、保健センターなどで実施しています。

乳幼児健康診査受診率の年次推移は、図2-26の通りです。各健診の受診率は85%以上の間で推移しており、平成25年度は、3か月児98.7%、7か月児94.2%、1歳児92.6%、1歳6か月児97.0%、3歳児94.3%となっています。乳幼児期に異常を早期に発見し、早期治療や訓練が適切に行われるよう、受診率の向上に努めていくことが必要です。

(図2-26)乳幼児健康診査受診率の年次推移

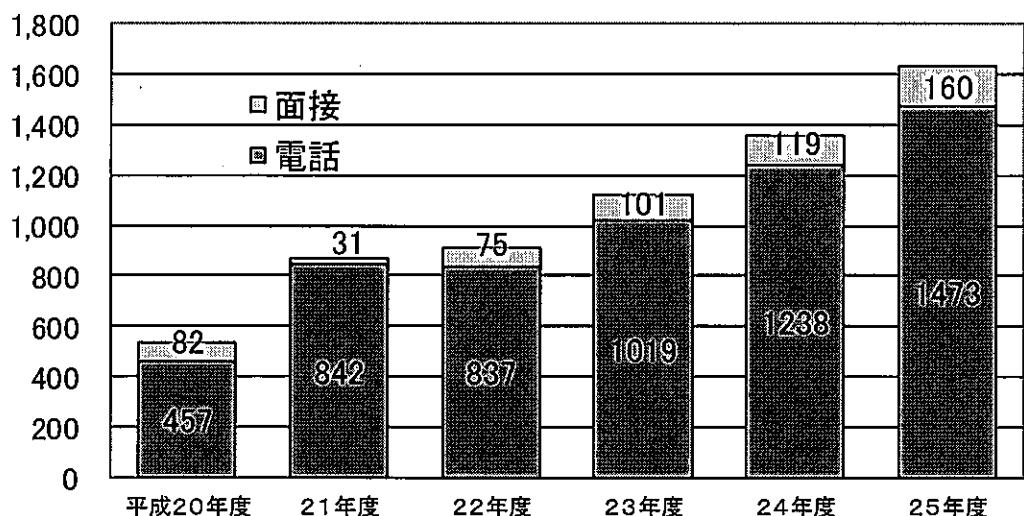


資料：かごしま市の保健と福祉

⑨ 乳幼児相談窓口の状況

発育、発達の気がかりや育児に関すること、保健福祉のサービス等、相談場所の選択に迷うような問題に相談員が個別に対応しています。平成 25 年度の相談件数は 1,633 件でした。今後も、様々な相談に応じるとともに、情報提供を行っていきます。

(件) (図2-27)乳幼児相談窓口相談件数

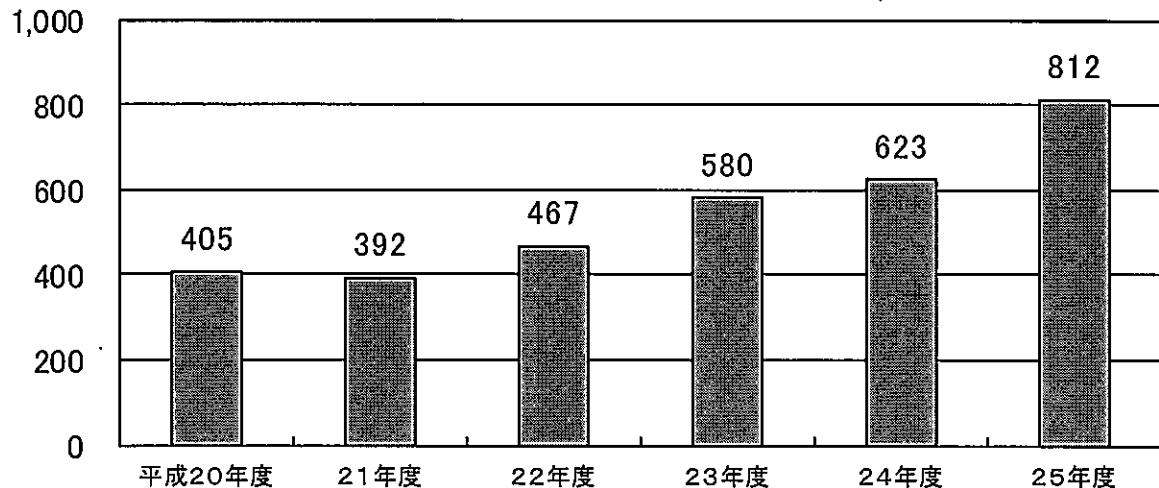


資料：かごしま市の保健と福祉

⑩ 特定不妊治療費の助成状況

不妊治療の経済的負担の軽減を図るために、医療保険が適用されていないことで高額な医療費がかかる配偶者間の特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）に要する費用の一部を助成しています。平成 25 年度の助成件数は 812 件でした。今後も、不妊に悩む方への支援を行っていきます。

(件) (図2-28)特定不妊治療費助成状況



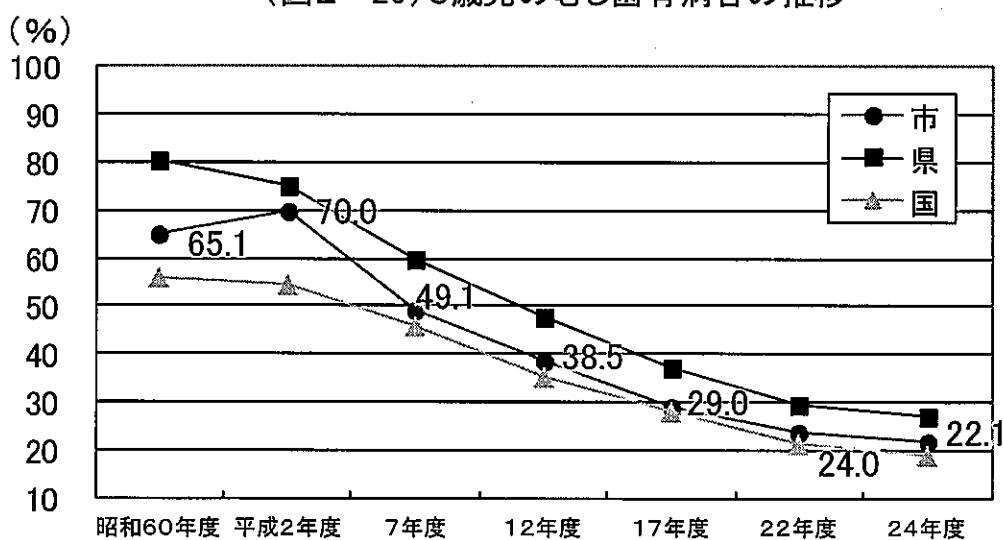
資料：かごしま市の保健と福祉

⑪ 乳幼児歯科健康診査、フッ素塗布の状況

1歳児歯科健診、2歳児・2歳6か月児・翌年度に小学校入学を控えた幼児を対象にした歯科健診とフッ素塗布を医療機関に委託して実施しています。また、保健センターで、1歳6か月児及び3歳児を対象に歯科健診を実施しています。

3歳児のむし歯有病者率の推移は、図2-29のとおりでした。本市の3歳児のむし歯有病者率は、平成2年度頃までは、60~70%で推移していましたが、その後、乳幼児歯の健康づくり事業等の実施により減少傾向が続き、全国平均に近づいています。

(図2-29)3歳児のむし歯有病者の推移



資料：厚生労働省

⑫ 児童虐待の状況

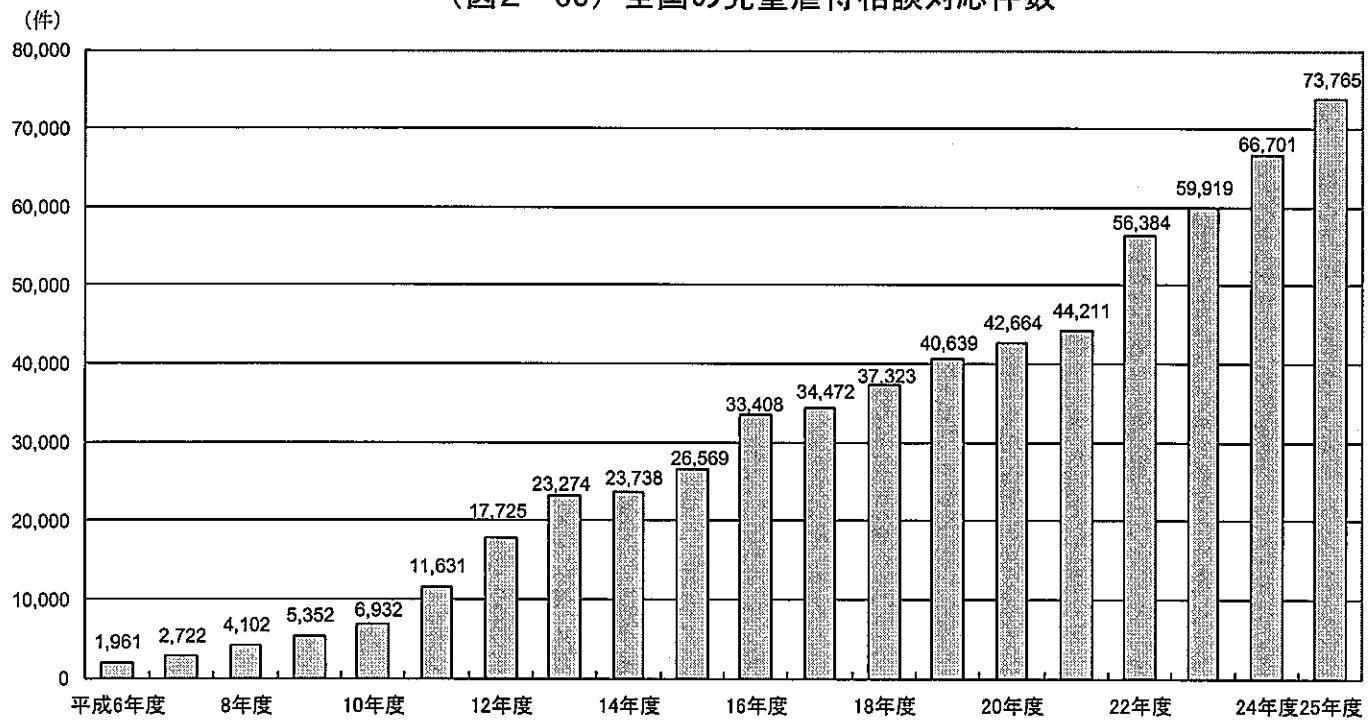
児童虐待は、児童虐待の防止等に関する法律において、保護者による身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の四つのタイプに定義されます。こうした児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に大きな影響を与えるばかりではなく、児童が死に至るケースもあり、深刻な社会問題となっています。

全国の児童相談所における児童虐待相談対応件数は、図2-30のとおり、平成25年度には73,765件（速報値）で、統計を取り始めた平成2年度以来増加を続け、7万件を超えるました。

また、県の児童相談所における認定件数は、図2-31のとおり、平成25年度には231件で、そのうち鹿児島市分については71件となっています。

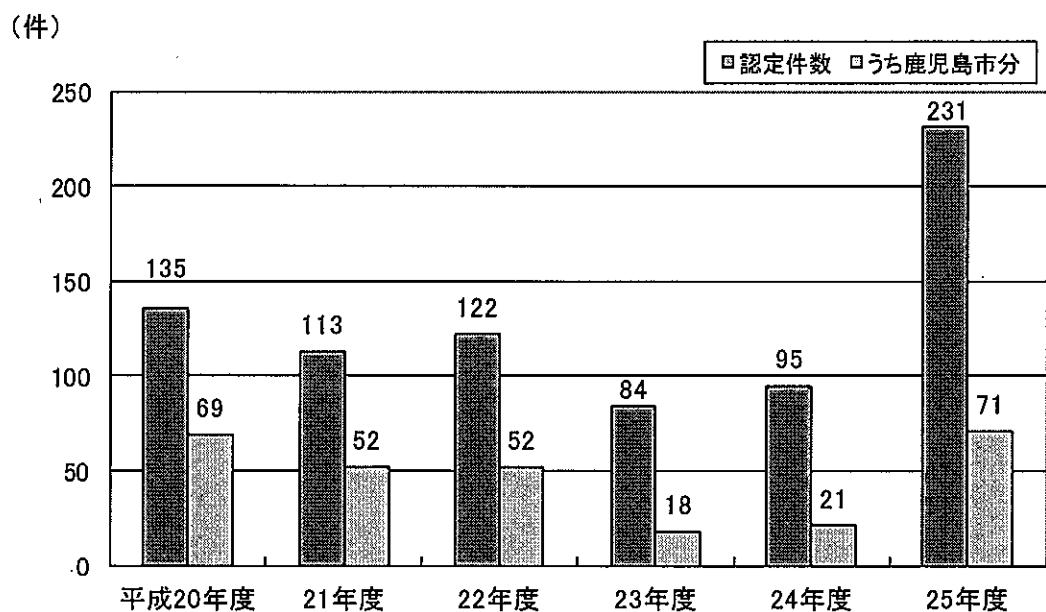
こうした中、本市においては児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を目的とした様々な事業を実施しており、それらの施策を総合的に推進するとともに、関係機関との緊密な連携を図るため、要保護児童対策地域協議会を設置し、児童虐待防止対策の充実を図っています。

(図2-30) 全国の児童虐待相談対応件数



資料：厚生労働省

(図2-31) 県児童相談所における児童虐待認定件数



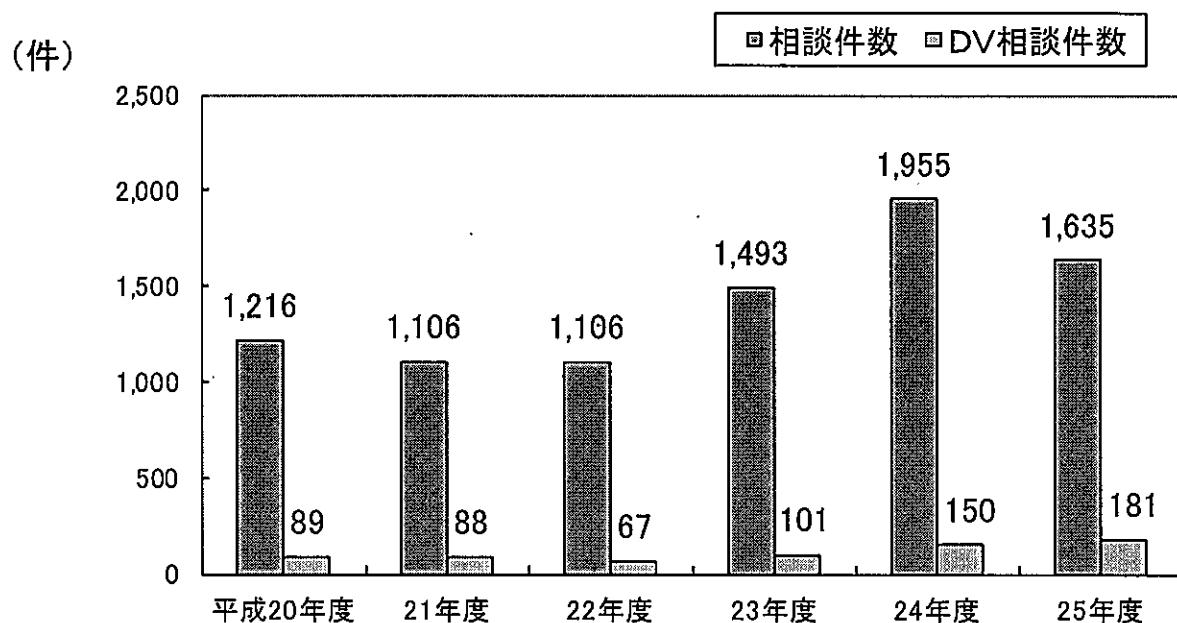
資料：県中央児童相談所、市こども福祉課

⑬ 女性相談の状況

女性相談室では、女性の身上や生活について相談・助言を行うとともに、夫等からの暴力に関する相談・助言なども行っています。

電話や来室での相談件数は、図2-32のとおりです。相談内容は、家庭問題、離婚問題、経済問題、夫等からの暴力、施設入所などがあります。

(図2-32) 女性相談室への相談件数



資料：市こども福祉

⑯ いじめ・不登校の状況

いじめの認知件数の推移は、表2-10のとおりです。

「いじめ」とは、「当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義し、学校では、保護者や地域等と連携しながら「いじめは、どの学校にも、どの子どもにも起こりうる。」という認識のもと、早期発見・早期対応に努めています。

平成24年度には、文部科学省がいじめの実態調査を行い、認知件数が急増しました。翌年度以降も23年度以前の認知件数に比べ、多くのいじめが認知されています。

本市では、毎年5月25日から6月25日までの1か月間を「いじめ防止強調月間(ニコニコ月間)」とし、各学校は、家庭や地域と連携していじめ防止に向けた取組を行うとともに、かねてから「いじめは、絶対に許されない」という姿勢でいじめの根絶に取り組んでいます。

(表2-10) いじめの認知件数の推移

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	36件	30件	43件	20件	14,043件	777件
中学校	94件	88件	85件	58件	4,134件	676件
小計	130件	118件	128件	78件	18,177件	1,453件

不登校（年間30日以上の欠席）の人数の推移は、表2-11のとおりです。

不登校とは、なんらかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいいます。

不登校の人数は18年度以降減少していましたが、25年度は微増しました。依然として500人を超える高い数値で推移しており、本市において解決すべき喫緊の課題です。

本市では、教育相談室や適応指導教室を開設するほか、学校にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、臨床心理相談員を派遣し、児童生徒や保護者への相談に応じるとともに、家庭環境の改善も図っています。

また、各学校においては、不登校を考える週間を設けるなどして、教育相談の充実を図り、不登校の減少に向けて取り組んでいます。

(表2-11) 不登校(年間30日以上の欠席)の人数の推移

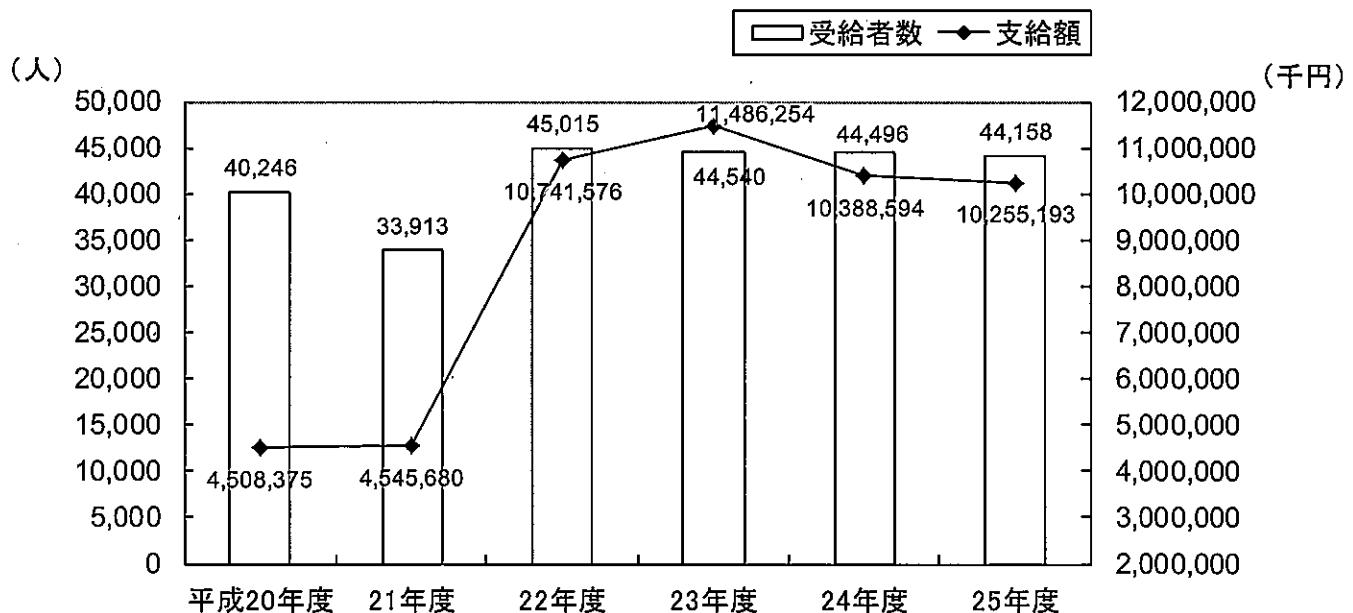
	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
小学校	85件	66件	69件	69件	76件	72件
中学校	492件	489件	471件	464件	443件	471件
小計	577件	555件	540件	533件	519件	543件

⑯ 児童手当の状況

児童を養育している家庭の生活の安定、児童の健全な育成及び資質の向上を目的として児童手当を支給しています。

児童手当は、中学校修了前までの児童を養育している人に対して支給され、受給者数及び支給額の推移は図2-33のとおりです。

(図2-33) 児童手当の受給者数と支給額の推移

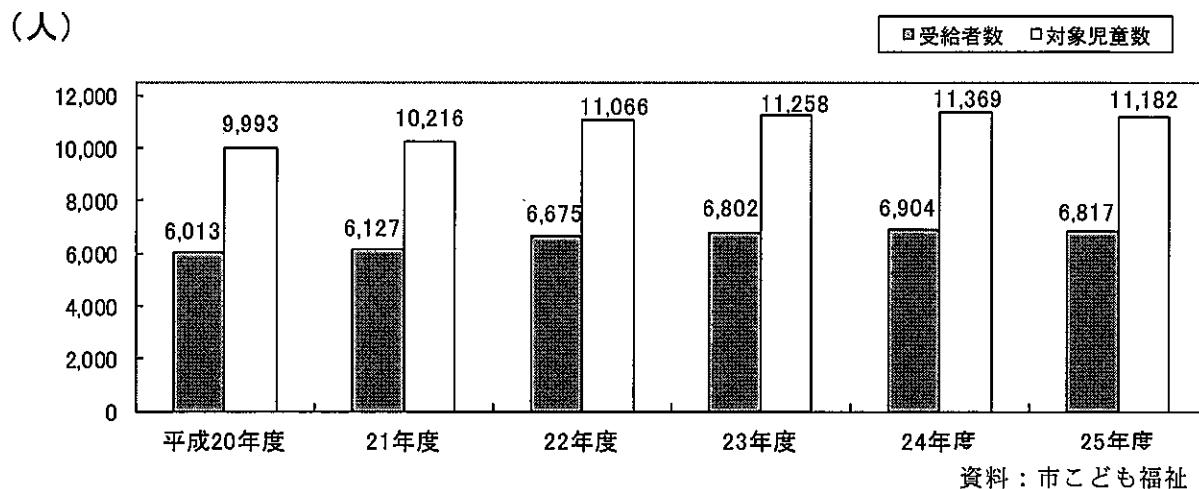


(平成21年度までは、小学校修了前の児童が支給対象)

資料：鹿児島市手当関係統計資料

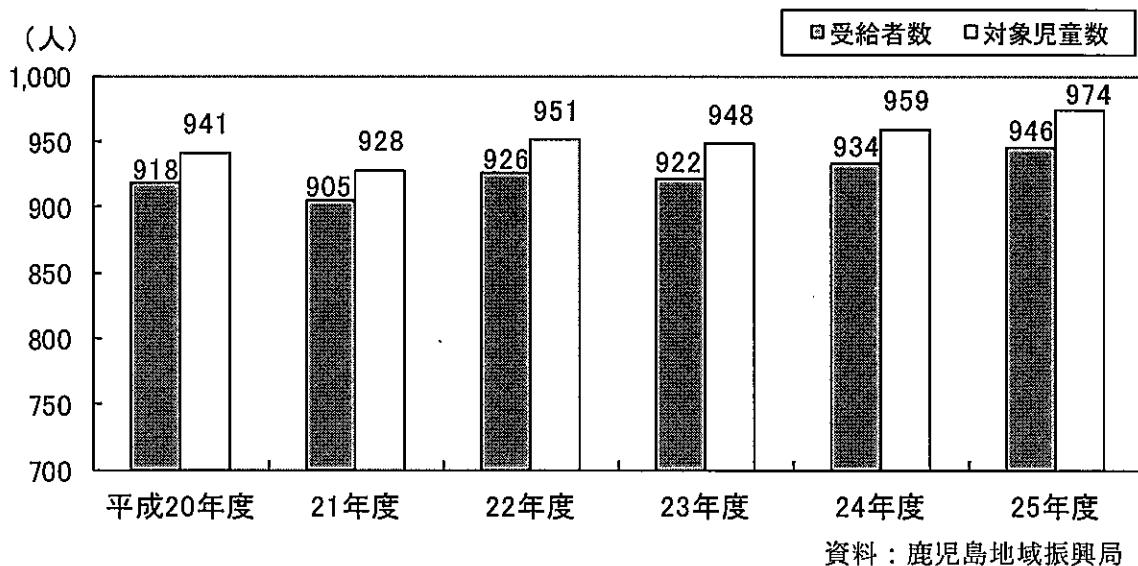
児童扶養手当は、18歳以下の児童（中度以上の障害がある児童については、20歳未満まで）を養育するひとり親家庭等に対して支給され、受給者数及び対象児童数は、図2-34のとおりです。

（図2-34）児童扶養手当の受給者数と対象児童数の推移



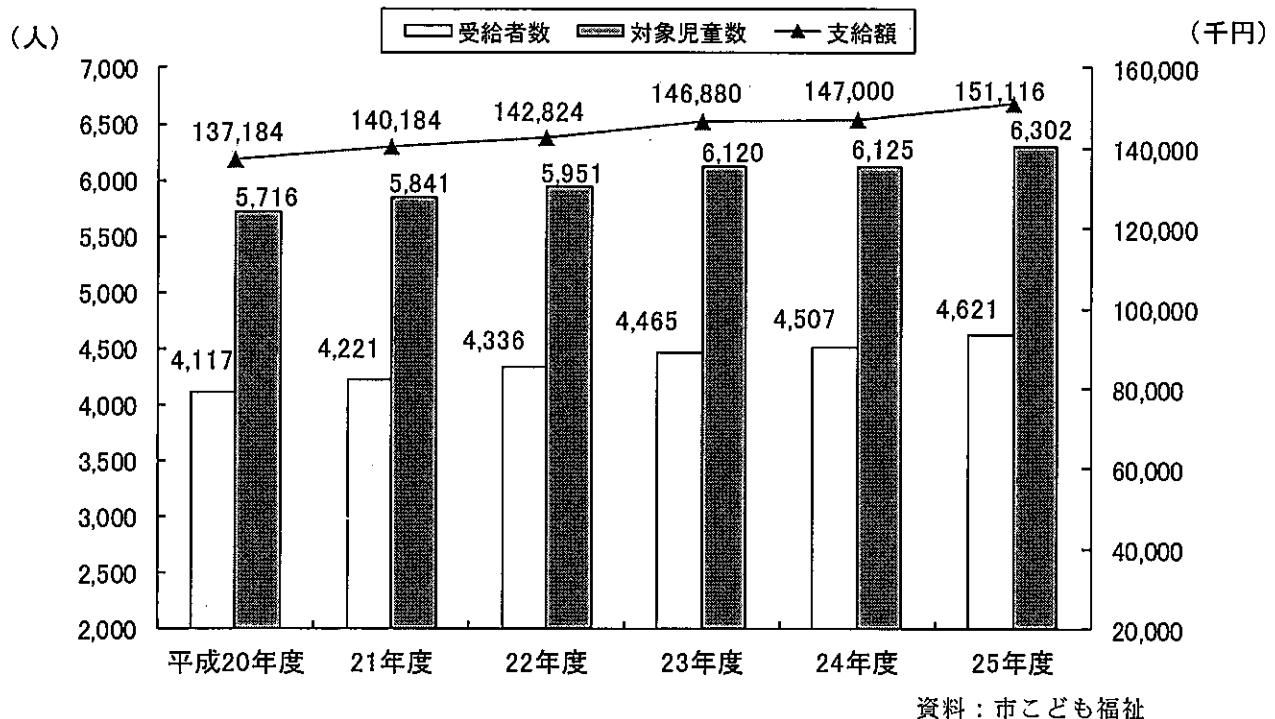
特別児童扶養手当は、精神又は身体に重度又は中度の障害がある20歳未満の児童を養育している人に対して支給され、受給者数及び対象児童数は、図2-35のとおりです。

（図2-35）特別児童扶養手当の受給者数と対象児童数の推移



本市独自の制度として、本市に引き続き1年以上住所を有するひとり親家庭等で義務教育中の児童を養育している人に対して市民福祉手当（遺児等修学手当）を支給しており、受給者数、対象児童数及び支給額は、図2-36のとおりです。

（図2-36） 遺児等就学手当の受給者数と対象児童数、支給額の推移



資料：市こども福祉

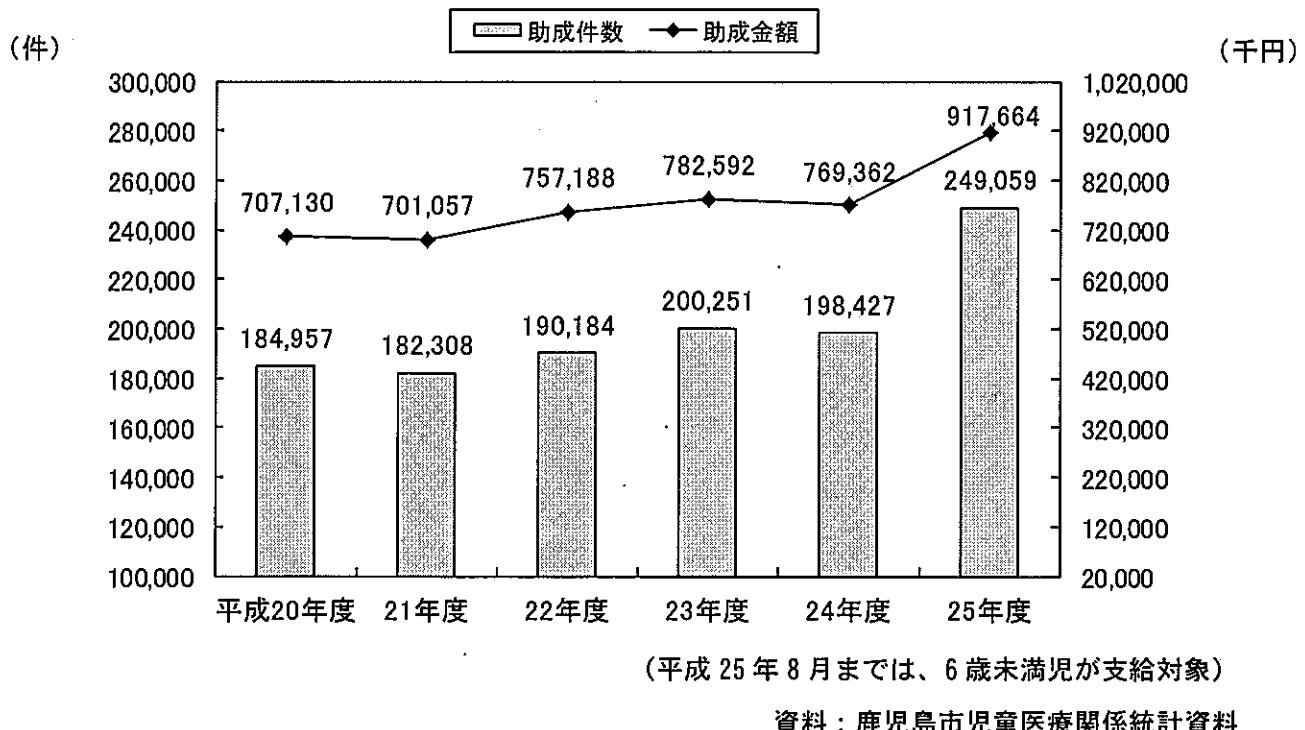
⑯ 児童医療等の状況

子どもの健康と健やかな育成を図るため、小学校6年生までの子どもの保護者に対し、保険診療による医療費の一部を助成しています。

子ども医療費助成は、3歳未満児については、保険診療による自己負担金全額を、3歳から小学校6年生までの子どもについては、自己負担額から1か月2,000円を控除した額（市民税非課税世帯を除く。）を助成しています。

助成件数及び助成金額の推移は、図2-37のとおりです。

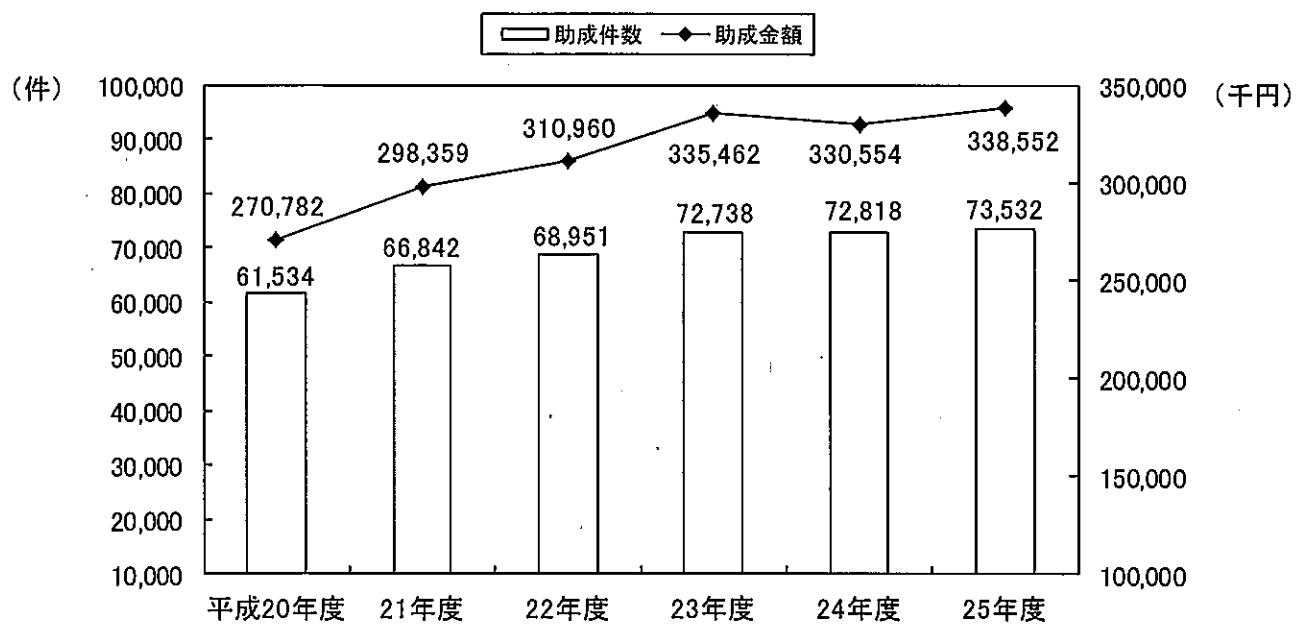
(図2-37) 子ども医療費の助成件数と助成金額の推移



母子・父子家庭等医療費助成は、18歳以下の児童等を有するひとり親家庭等の児童の健康と福祉の増進を図るため、保険診療による自己負担金全額を助成しています。

助成件数及び助成金額の推移は、図2-38のとおりです。

(図2-38) 母子・父子家庭等医療費の助成件数と助成金額の推移



資料：鹿児島市児童医療関係統計資料

⑯ 障害のある子ども等への支援状況

育ちの弱さの見られる子どもに対する子育て支援では、早期発見、早期対応により、一人一人の状態に応じた最も適切な支援を行うことが重要であり、その後の子どもの成長に、大きな影響を及ぼすと言われています。

現在、本市では、発達の遅れの早期発見や障害のある子どもに対する支援として次のような事業を行っています。

- ・「子どもすこやか安心ねっと事業」における乳幼児相談窓口の設置や、保育所等への巡回支援、親子遊びや仲間づくりをとおして子どもの発達を促す親子教室、医師等の専門家による「総合発達相談会」を行っています。
- ・日常生活基本動作訓練や集団生活適応訓練等の早期療育を行う障害児通所支援事業により、子どもの能力に応じた発達支援に努めています。
- ・ことばの発達上指導の必要がある幼児とその保護者に対し、鹿児島市心身障害者総合福祉センターで助言、指導、訓練などことばの相談を行い、保護者と幼児が一体となって健やかなことばの発達が図れるよう努めています。
- ・補装具や日常生活用具の給付を行っています。
- ・放課後や休業期間中、地域で他の児童と遊ぶ機会が少なく、家庭に引きこもりがちな学齢障害児が有意義に楽しく活動できる場を提供するための活動に対して補助を行い、その活動を支援しています。
- ・障害のある児童生徒一人一人の特別な教育的ニーズに応じた適切な教育が行われるよう、望ましいと思われる就学先を判断するために、専門家による就学教育相談を実施しています。
- ・知的障害や自閉症・情緒障害などのある児童生徒に対して、一人一人の実態に応じたきめ細かな指導を特別支援学級で行っています。
- ・通常の学級に在籍する言語障害や自閉症・情緒障害、難聴などがある児童生徒に対して、障害の状態等に応じた指導を通級指導教室で受けられるようにしています。
- ・学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）など、通常の学級に在籍する特別な教育的支援が必要な子どもたちの実態を把握し、適切な指導が行われるようにしています。
- ・障害のある子どもを受け入れている私立保育園・私立幼稚園が障害の程度に応じた保育・教育を行った場合に、各保育所・幼稚園に対して助成しています。

⑯ 生活環境の整備状況

住宅や広場、公園などは、明るく楽しい家庭生活や、親子や子ども同士のふれ合いの場として大切なものです。家族の絆の形成や子どもの心と体の成長に大きな影響を与えるものです。

また、子どもや子育て家庭が安心して外出できるよう、バリアフリーへの対応や、子育てに配慮した施設の整備などに加え、犯罪のない明るいまちづくりに向けた取組も重要なことです。

これらの観点から、現在、生活環境の整備のため、次のような事業を行っています。

- ・市営住宅の空家募集の際に、子育て世帯向けの別枠募集を行い、子育て世帯の居住の安定確保を図っています。
- ・市営住宅に、子育てに適した広さや設備等を備えた住宅として子育て仕様住戸等を建設し、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備を図っています。
- ・都市公園のトイレや園路などのバリアフリー化に取り組んでいます。
- ・子育て家庭が安心して外出できるように、市の施設における授乳室等の設置の推進や、民間施設への設置の促進に取り組んでいます。
- ・安心安全なまちづくりを進めるため、防犯に対する意識啓発や、防犯団体の育成強化、防犯灯の設置の促進に取り組んでいます。

(6) 「かごしま市すこやか子ども元気プラン」（第二期）における数値目標と実績

No.	目標項目	指標	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (目標値)
1	ファミリー・サポート・センター事業	会員数	3,064人	3,294人	2,800人
2	放課後児童健全育成事業	定員数 設置か所数	4,576人 94か所	4,771人 98か所	4,571人 90か所
3	親子つどいの広場事業	設置か所数	1か所	2か所	4か所
4	地域子育て支援センター事業	設置か所数	11か所	11か所	13か所
5	子育て短期支援事業 (ショートステイ)	定員数 設置か所数	34人 10か所	34人 10か所	34人 10か所
6	子育て短期支援事業 (トワイライト)	定員数 設置か所数	38人 9か所	38人 9か所	38人 9か所
7	病児・病後児保育事業 (乳幼児健康支援一時預かり事業)	定員数 設置か所数	24人 6か所	28人 7か所	28人 7か所
8	一時預かり事業	定員数 設置か所数	※1 480人 48か所	※1 540人 54か所	600人 60か所
9	特定保育事業	定員数 設置か所数	280人 28か所	330人 33か所	300人 30か所
10	通常保育事業	定員数 設置か所数	9,253人 108か所	9,708人 111か所	9,484人 103か所
11	乳児保育	実人員数 設置か所数	1,220人 108か所	1,303人 111か所	1,115人 103か所
12	延長保育促進事業	(1時間延長)	※2 実人員数：1,453人 設置か所数：98か所	※2 実人員数：1,598人 設置か所数：101か所	実人員数：1,700人 設置か所数：89か所
		(2時間延長)	※2 実人員数：237人 設置か所数：11か所	※2 実人員数：258人 設置か所数：11か所	実人員数：330人 設置か所数：12か所
		(4時間延長)	※2 実人員数：67人 設置か所数：2か所	※2 実人員数：66人 設置か所数：2か所	実人員数：170人 設置か所数：2か所
		(合計)	※2 実人員数：1,757人 設置か所数：111か所	※2 実人員数：1,922人 設置か所数：114か所	実人員数：2,200人 設置か所数：103か所
13	休日保育事業	定員数 設置か所数	※1 180人 18か所	※1 180人 18か所	170人 17か所
14	母親クラブ育成・支援事業	クラブ数	20クラブ	20クラブ	14クラブ
15	サンエールかごしまにおける託児の実施	託児者数	3,126人／年度	3,111人／年度	3,000人／年度
16	子育てサポーター登録者数	登録者数	201人	246人	300人

※1 自主事業を含む。

※2 市立、自主事業を含む。

No.	目標項目	指標	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (目標値)
17	妊娠・出産の安全性の確保	妊娠11週以下での妊娠届出率	88.7%	88.9%	100%
		妊婦の喫煙率	5.4%	5.0%	0%
18	乳幼児健診の推進	1歳6か月・3歳児健康診査受診率	94.8%	95.6%	100%
19	性や感染症予防に関する正しい知識の普及	性感染症にかかるとエイズに感染しやすくなることを知っている高校3年生の割合	※3 男子：33.2% 女子：29.2%	男子：26.9% 女子：28.9%	男子：100% 女子：100%
20	小児保健医療体制の整備	かかりつけの小児科医を持つ親の割合	※3 91.5%	※3 91.5%	100%
21	乳幼児突然死症候群予防対策の推進	生後6か月ころまでにうつぶせ寝をさせていた親の割合	※3 2.5%	※3 2.5%	0%
22	不慮の事故防止対策への取組	事故防止対策を実施している家庭の割合	※3 65.2%	※3 65.2%	100%
23	慢性疾患を持つ子どもの保護者への支援	小児慢性特定疾患を持つ子どもの保護者への相談会開催回数	2回／年度	2回／年度	2回／年度
24	歯科保健の推進	フッ化物歯面塗布を受けたことのある3歳児の割合	89.5%	89.0%	100%
25	育児不安の軽減	育児に自信が持てないと答えた母親の割合	※3 26.1%	※3 26.1%	0%
26	学校支援ボランティア事業	ボランティア登録者数	6,277人	6,774人	7,000人
27	家庭教育学級	学級数	117学級	117学級	117学級
28	かごしま環境未来館環境学習推進事業	受講者数	2,042人／年度	1,615人／年度	3,500人／年度
29	青色回転灯を使用した児童生徒の安全パトロール	実施回数	803回／年度	972回／年度	650回／年度
30	防犯団体補助事業	パトロール回数	3,874回／年度	3,786回／年度	2,300回／年度
31	幹線道路整備計画	整備延長	65km	67km	72km
32	都市公園の整備（新設）	開設か所数	8公園開設／年度	3公園開設／年度	5公園開設／年度
33	子育て世帯向け市営住宅支援事業	募集戸数	80戸	68戸	100戸

※3 23年度実績

No.	目標項目	指標	24年度 (実績)	25年度 (実績)	26年度 (目標値)
34	市公共施設への授乳室等の設置	設置施設数	107施設	108施設	103施設
35	にこにこ子育て応援隊支援事業	職場のパパママ応援隊参加事業者数	26事業者	27事業者	33事業者
36	安心安全教育指導員設置事業 (交通安全教室の実施回数)	実施回数	273回／年度	289回／年度	230回／年度
37	安心安全教育指導員設置事業 (防犯教室の実施回数)	実施回数	226回／年度	234回／年度	150回／年度
38	児童虐待に関する関係機関への研修	実施回数	24回／年度	20回／年度	10回／年度
39	母子家庭等就業支援講習会の開催	延べ受講者数	766人／年度	760人／年度	1,400人／年度
40	障害児保育	在園数	67か所	72か所	103か所
41	障害児通所等支援事業 (児童デイサービス事業)	実施か所数 延べ利用回数	39か所 96,126回／年度	55か所 158,736回／年度	14か所 31,102回／年度
42	すくすく親子教室	開催回数	※4 88回／年度	※4 100回／年度	96回／年度
43	特別支援教育体制推進事業	小・中学校における「個別の指導計画」作成校数の割合	小学校：100% 中学校：100%	小学校：100% 中学校：100%	小学校：100% 中学校：100%
44	母子生活支援施設での自立支援 (社会復帰促進事業)	実施回数	77回／年度	60回／年度	48回／年度

※4 わくわく親子教室を含む

(7) 子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズ把握のための調査結果(概要)

■調査の目的

子ども・子育て支援給付や地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等を行うための計画である「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、市民の子育てに関するニーズを把握し、計画づくりの基礎資料とするため実施した。

■調査区域

鹿児島市全域

■調査対象

小学校就学前児童の保護者	: 4,000人
小学校児童の保護者	: 1,000人
母子手帳交付者(第一子のみ)	: 133人

■調査期間

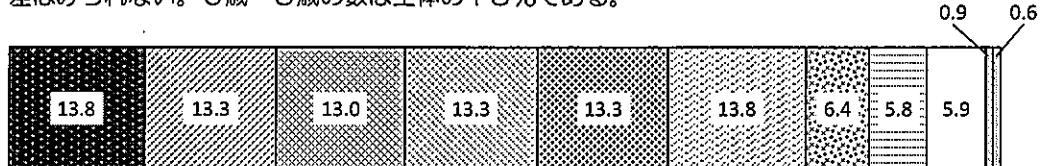
平成25年9月13日から9月30日まで

■回収結果

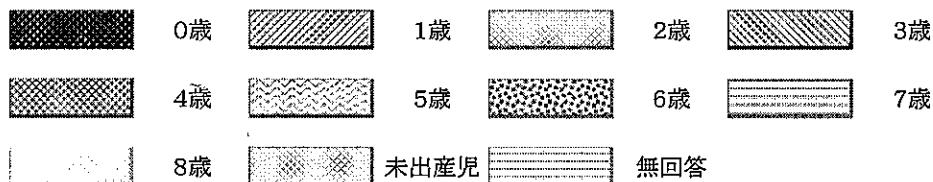
対象者		配付数	回答数	回答率
①	小学校就学前児童の保護者	4,000人	2,682人	53.6%
②	小学校児童の保護者	1,000人		
③	母子手帳交付者(第一子のみ)	133人	23人	17.3%
合計		5,133人	2,705人	52.7%

子どもの年齢について

0歳～5歳までの数が全体の80.5%を占めており、かつそれぞれの数が13%台であり、差はみられない。6歳～8歳の数は全体の18%である。

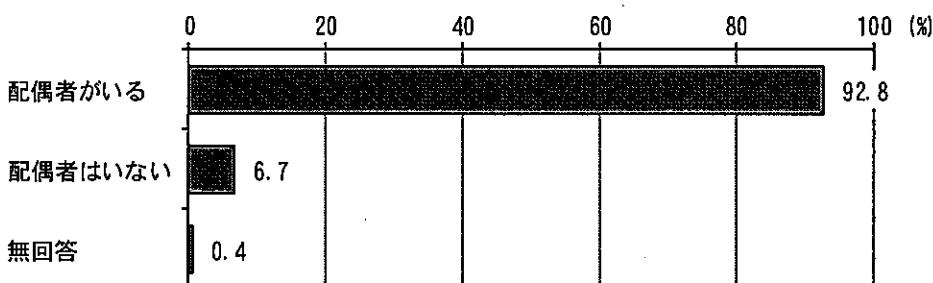


0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



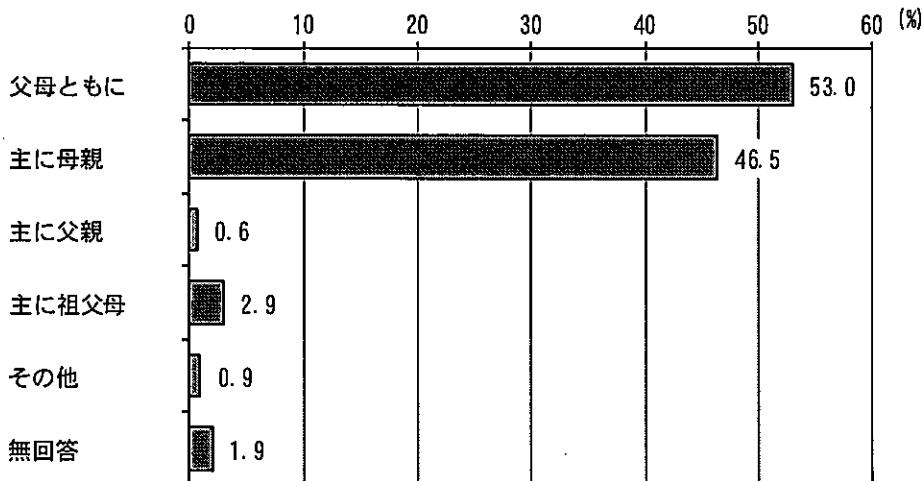
配偶者の有無について

「配偶者がいる」が92.8%であり、「配偶者はいない」は6.7%である。



子どもの子育てを主に行っている人について（複数回答）

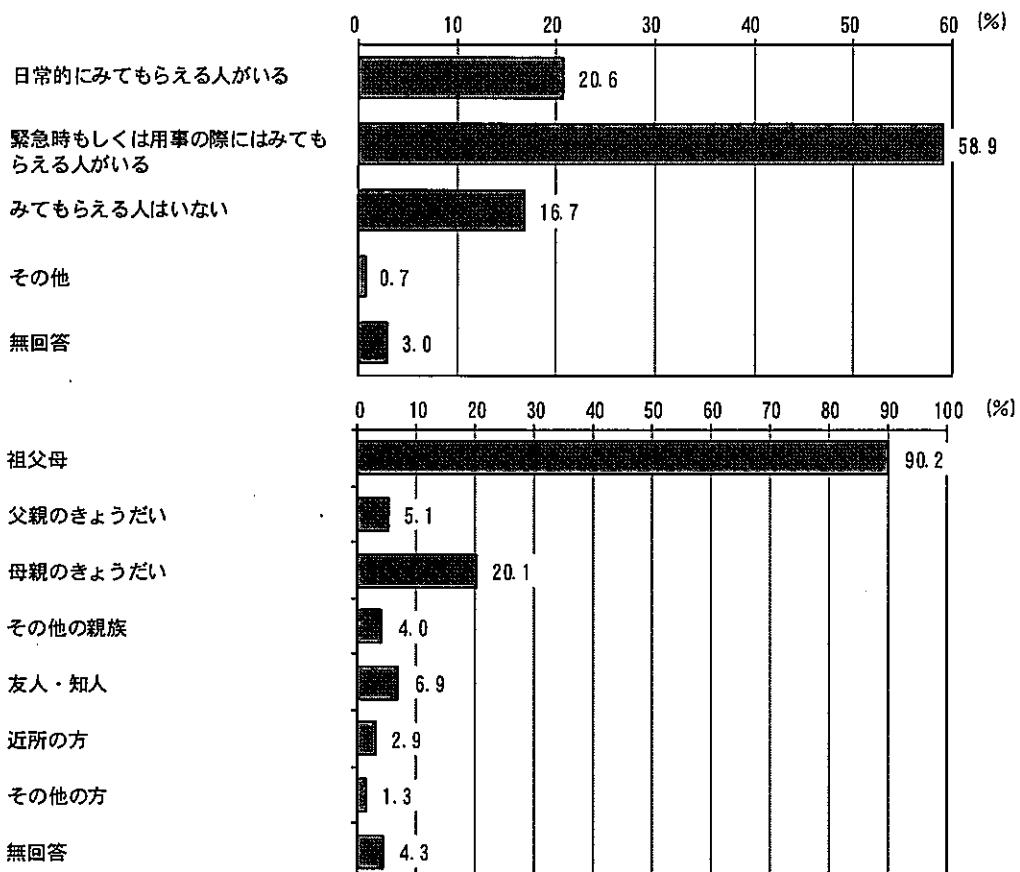
「父母ともに」行っているが53.0%と最も高く、次いで「主に母親」が46.5%である。



子どもをみてもらえる親族・知人について

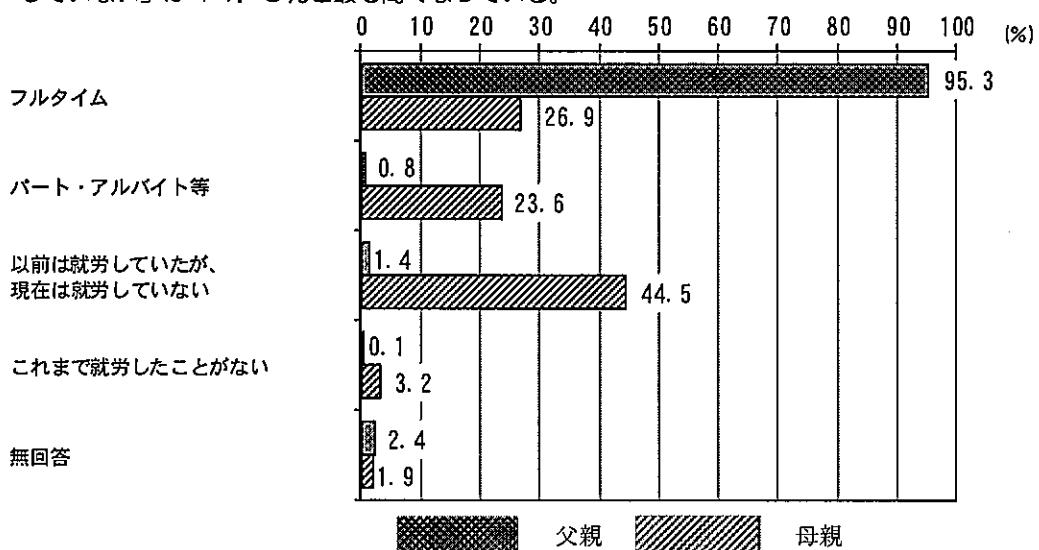
「緊急時もしくは用事の際にはみてもらえる人がいる」が58.9%と最も高く、次いで「日常的にみてもらえる人がいる」が20.6%、「みてもらえる人はいない」が16.7%であり、日常的にみてもらえる状況は少ない。

預かってもらえる続柄では、「祖父母」が90.2%と最も高く、次いで「母親のきょうだい」は20.1%と、親族にみてもらう割合が高い状況である。



父親・母親の現在の就労状況について

父親は「フルタイム」が95.3%と最も高く、母親は「以前は就労していたが、現在は就労していない」が44.5%と最も高くなっている。

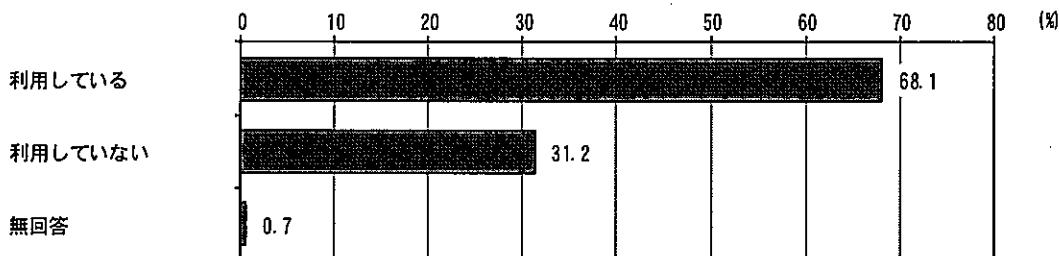


子どもの定期的な教育・保育の事業の利用について

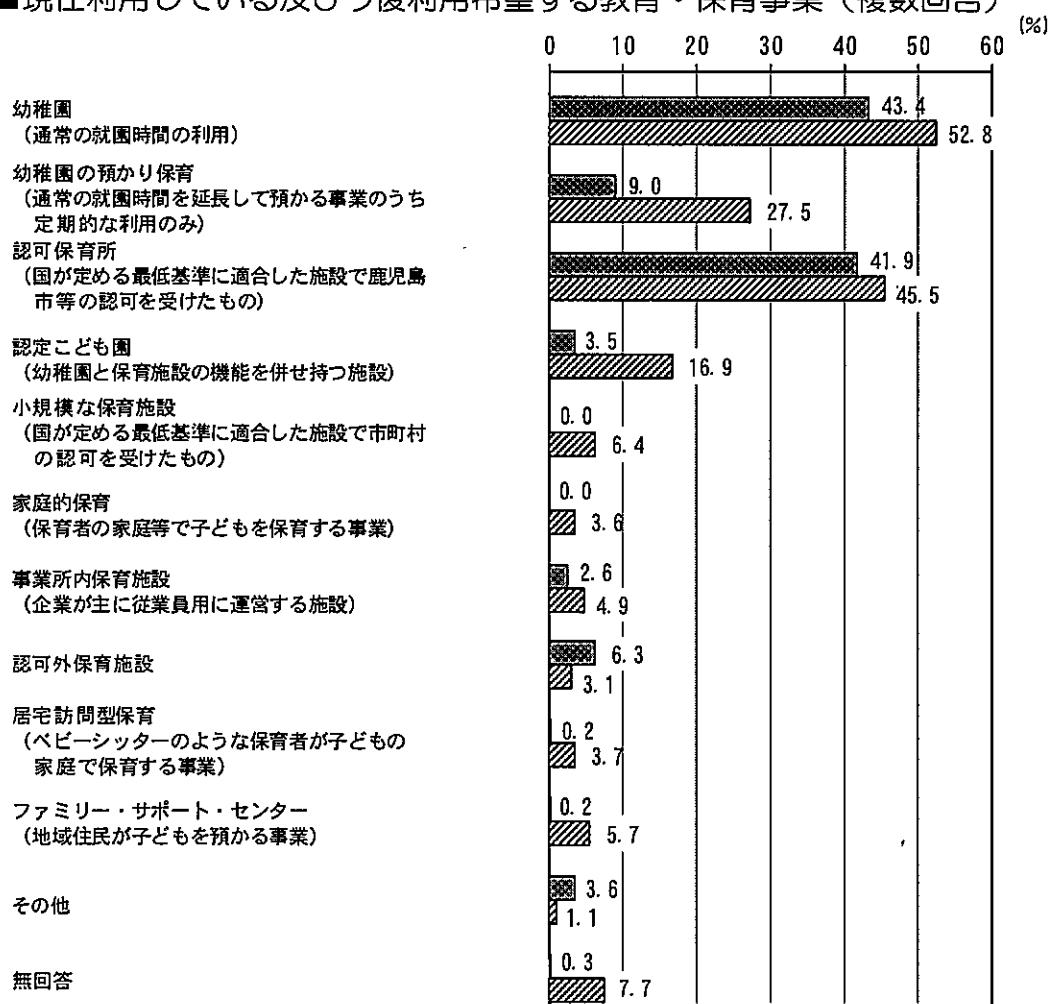
定期的な教育・保育の事業を「利用している」が68.1%で、「利用していない」は31.2%である。

現在利用している教育・保育事業では、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が43.4%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で鹿児島市等の認可を受けたもの）」が41.9%である。

今後利用希望する教育・保育事業では、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が52.8%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で鹿児島市等の認可を受けたもの）」が45.5%である。



■現在利用している及び今後利用希望する教育・保育事業（複数回答）

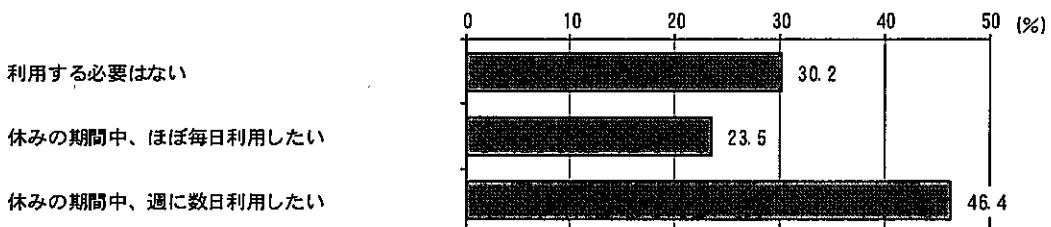


現在利用している教育・保育事業

今後利用希望する教育・保育事業

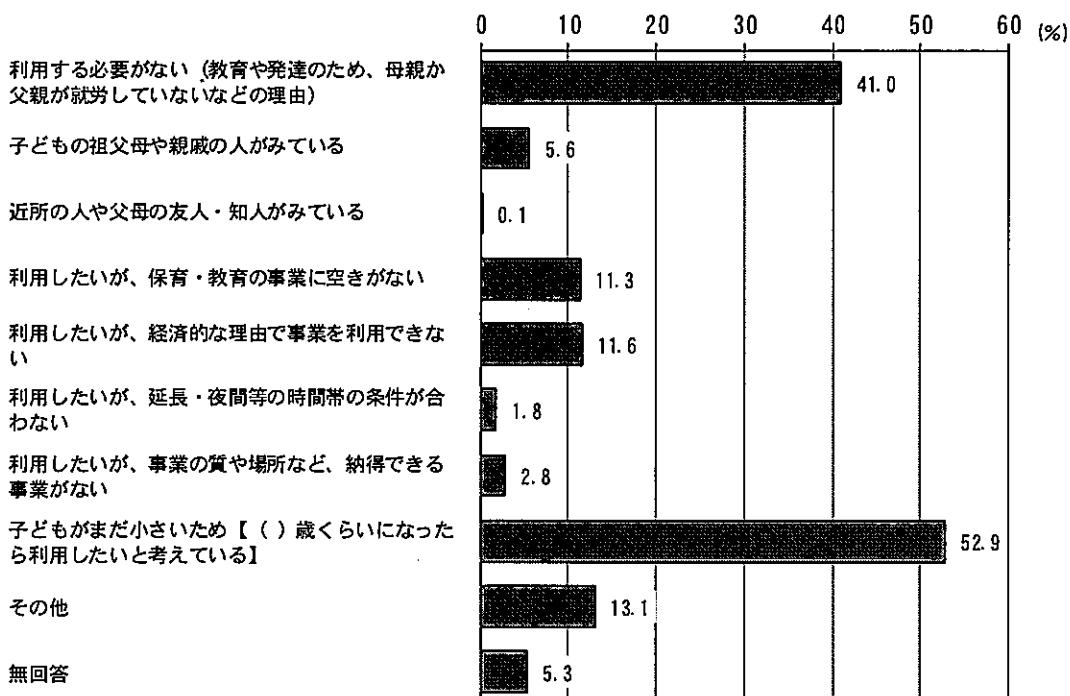
長期休業中の幼稚園の事業の利用希望について

「休みの期間中、週に数日利用したい」が46.4%で、次いで「利用する必要はない」が30.2%であるが、「休みの期間中、ほぼ毎日利用したい」が23.5%であり、休みの期間中の利用希望は合わせて69.9%と全体の約7割である。



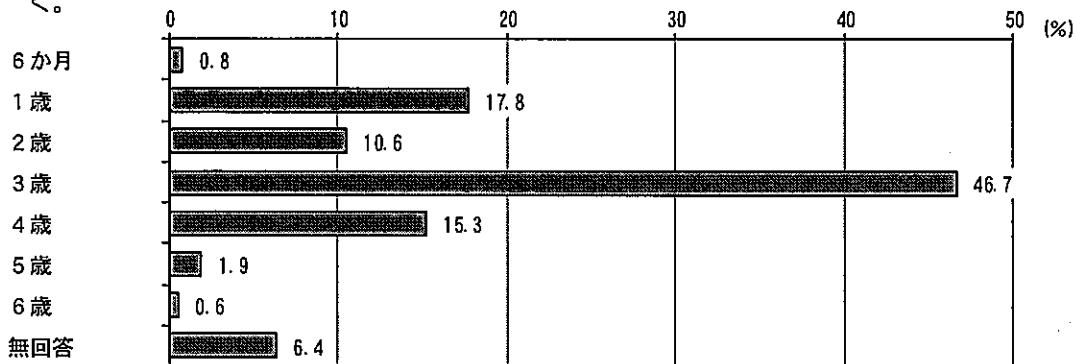
教育・保育事業を利用していない理由（複数回答）

「子どもがまだ小さいため【（ ）歳くらいになったら利用したいと考えている】」が52.9%と最も高く、次いで「利用する必要がない」が41.0%である。



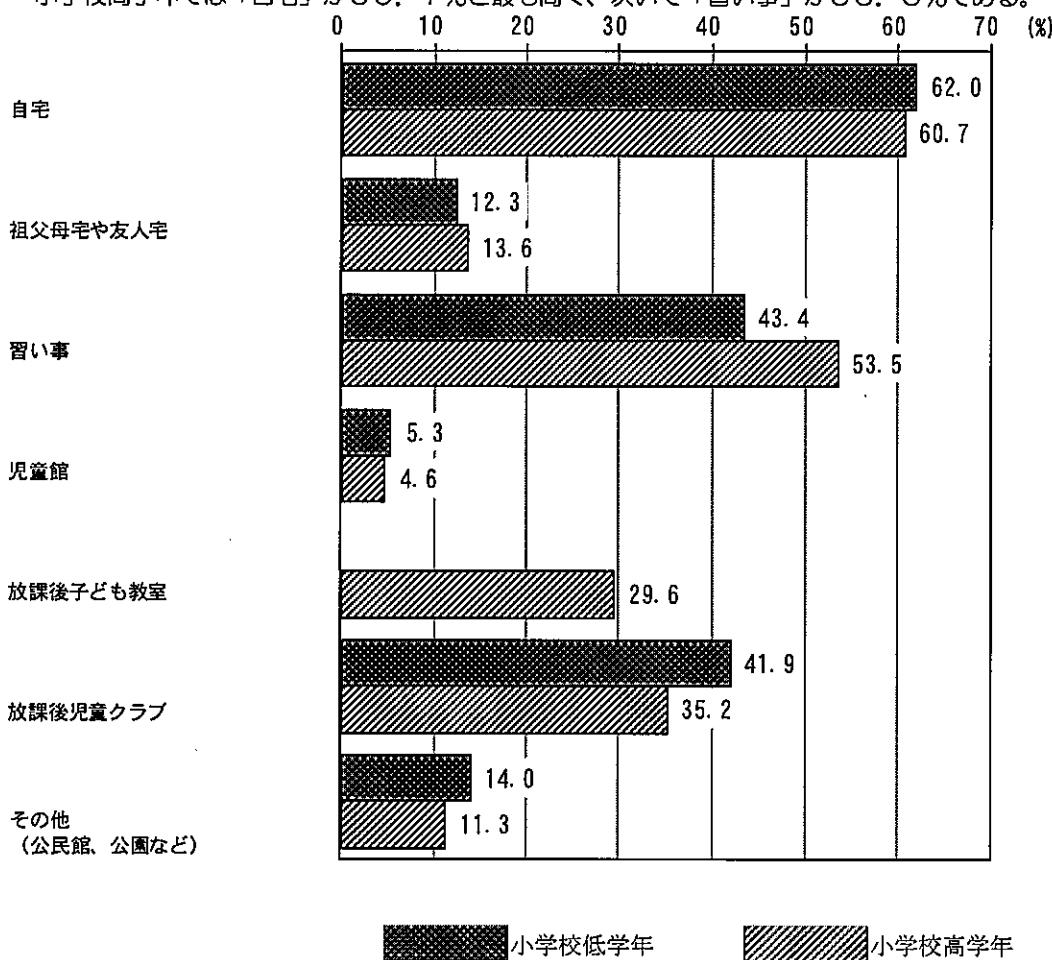
■定期的な教育・保育の事業の利用を希望する子どもの年齢について

「子どもがまだ小さいため【（ ）歳くらいになったら利用したいと考えている】」では、「3歳」が46.7%と最も高く、次いで「1歳」が17.8%、「4歳」が15.3%と続く。



小学校就学後の放課後の過ごさせたい場所について（複数回答）

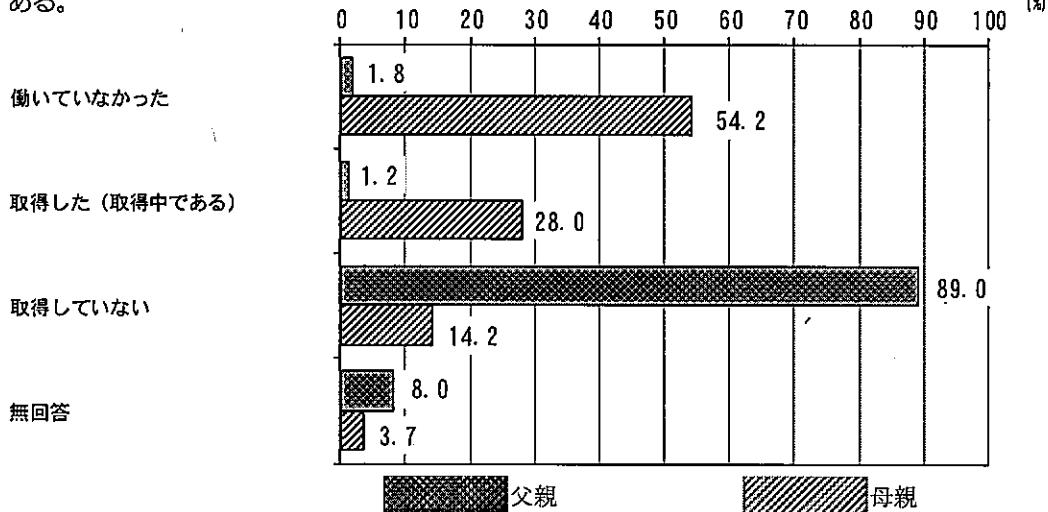
小学校低学年では「自宅」が62.0%と最も高く、次いで「習い事」が43.4%である。
小学校高学年では「自宅」が60.7%と最も高く、次いで「習い事」が53.5%である。



誕生時の父母の育児休業取得の有無

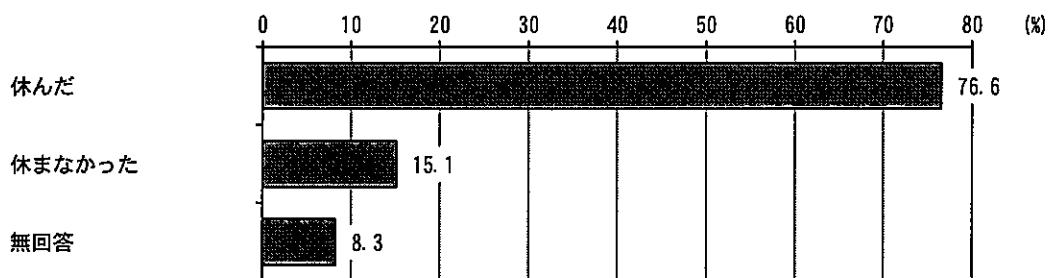
父親は「取得していない」が89.0%で、「働いていなかった」が1.8%、「取得した（取得中である）」は1.2%である。

母親は「働いていなかった」が54.2%で、「取得した（取得中である）」は28.0%である。



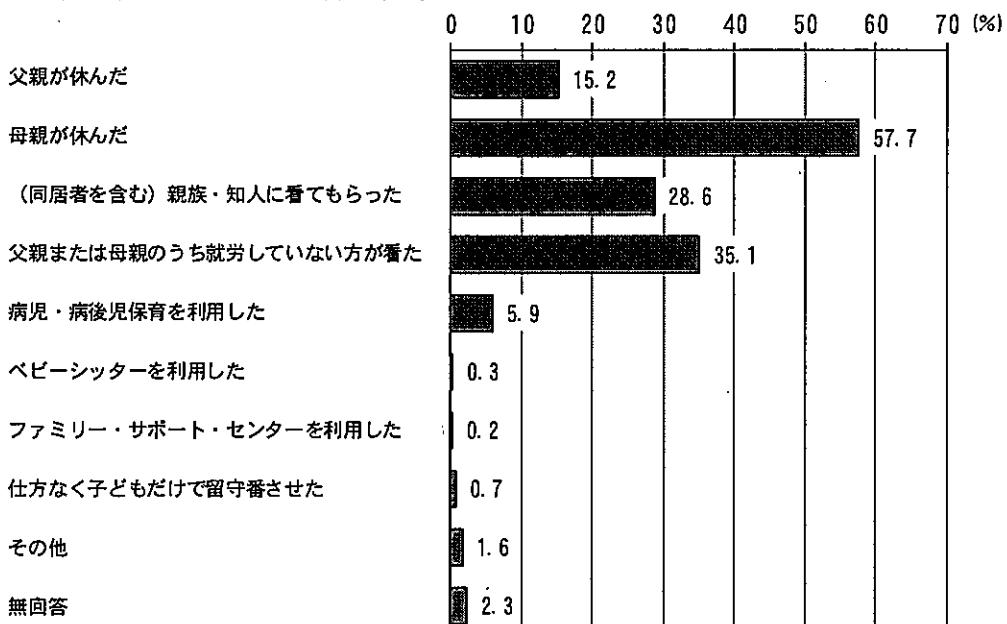
子どもが病気やケガで休んだ有無について

幼稚園、保育園、小学校などを「休んだ」が76. 6%で、「休まなかった」は15. 1%である。



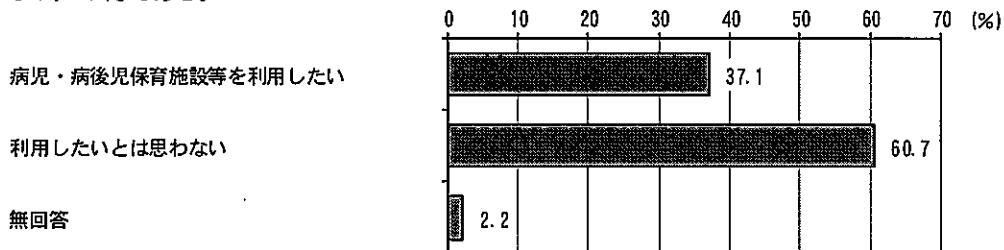
子どもが休んだ時の対処方法について（複数回答）

「母親が休んだ」が57. 7%と最も高く、次いで「父親または母親のうち就労していない方が見た」が35. 1%、「(同居者を含む) 親族・知人に看てもらった」が28. 6%と続き、「父親が休んだ」は15. 2%である。



病児・病後児保育の希望について

「利用したいと思わない」が60. 7%で、「病児・病後児保育施設等を利用したい」が37. 1%である。

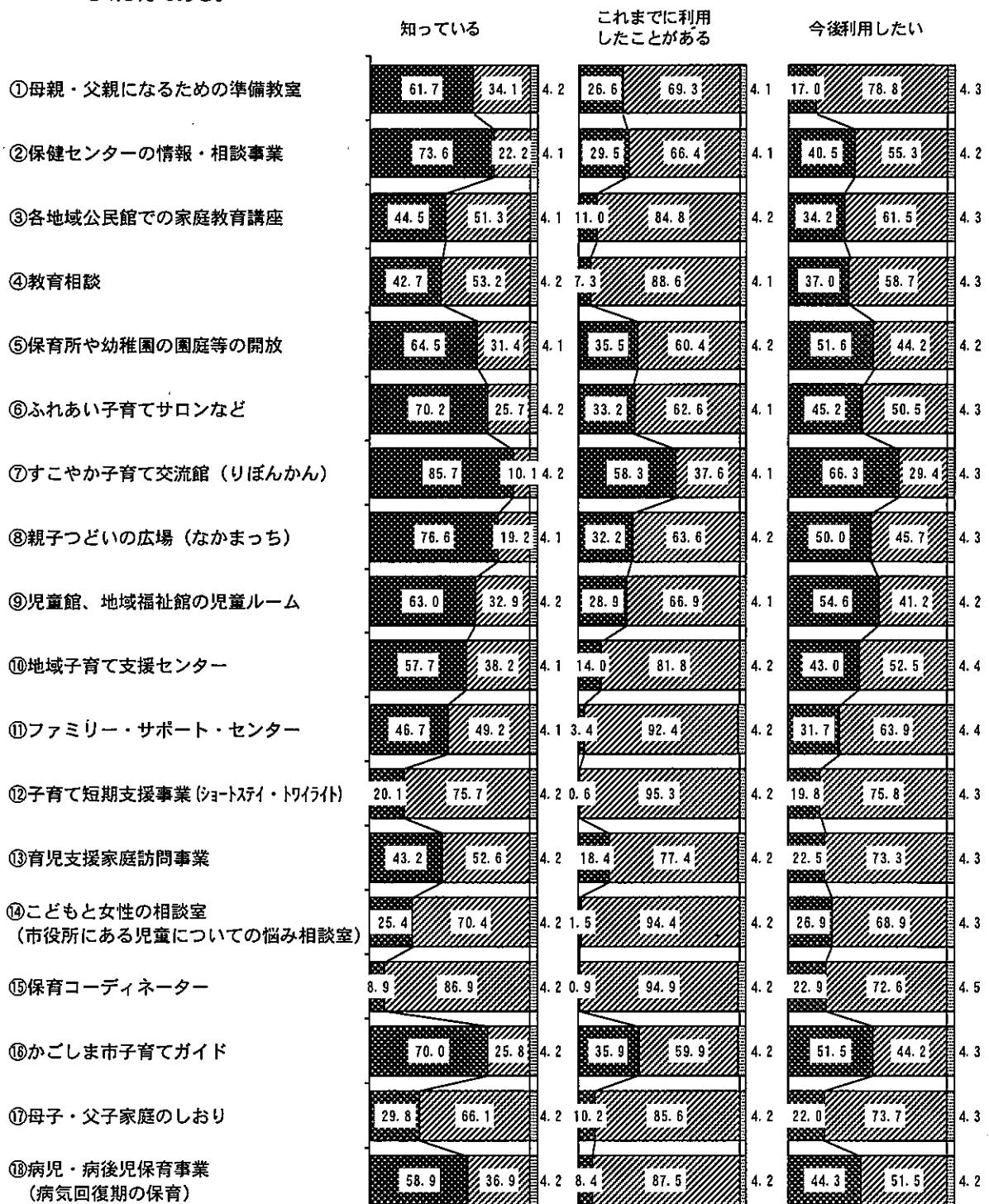


地域の子育て支援拠点事業の認知、利用の有無、希望について

認知度として「すこやか子育て交流館（りほんかん）」が85.7%と最も高く、次いで「親子つどいの広場（なかまっち）」が76.6%、「保健センターの情報・相談事業」が73.6%と続く。

利用度では「すこやか子育て交流館（りほんかん）」が、58.3%と最も高く、次いで「かごしま市子育てガイド」が35.9%、「保育所や幼稚園の園庭等の開放」が35.5%、「ふれあい子育てサロンなど」が33.2%である。

今後利用したい施設・事業では、認知度と現在の利用度共に割合の高い「すこやか子育て交流館（りほんかん）」が66.3%と最も高く、次いで「児童館、地域福祉館の児童ルーム」が54.6%である。



[■] はい [■] いいえ [■] 無回答

第3章 計画の基本的考え方

1 基本理念

この計画は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、次の3項目を基本理念として策定します。

- (1) 社会の希望であり、未来をつくる存在である子どもたちが、明るく健やかに成長できるような環境づくり
- (2) 子どもを持ちたいと希望する人が安心して子どもを生み育てることができる社会づくり
- (3) 子どもを育てている人が、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境づくり

2 基本的視点

この計画は、次の7項目を基本的視点として策定します。

- (1) 子どもの最善の利益を尊重する。

子育ては男女が協力して行うべきとの視点に立ち、「児童憲章」の理念のもとに、輝く未来と無限の可能性を持つすべての子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会を目指す、子どものための計画とします。

- (2) 子どもの育ちを支援する。

一人一人の子どもが、かけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境づくりに向けた取組を進めます。

(3) 利用者の立場に立つ。

妊娠・出産期から切れ目のない支援を行っていくこと、利用者に寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことなど、常に、多様な個別のニーズに柔軟に対応できる利用者が利用しやすい子育て支援策とします。

(4) 社会全体で子育て支援を行う。

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提のもと、保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることができるよう、行政や企業、施設や学校、町内会などの地域社会が相互に協力しあって、「親育ち」の過程を支援していくことを含め、社会全体で子育てを支援していく施策を推進します。

(5) 仕事と生活の調和の実現を目指す。

男女が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるため、地域の実情に応じた取組を推進します。

(6) 地域における社会資源を効果的に活用する。

地域で子育てに関する活動を行うNPOや育児サークル、母親クラブ、あいご会、町内会をはじめとする様々な地域活動団体、事業者、民生委員・児童委員及び高齢者などと協力して、地域での子育て支援を推進します。

また、保育所、幼稚園、認定こども園、児童センターをはじめとする児童福祉施設・学校施設及び地域福祉館等の公共施設の活用を推進します。

(7) サービスの質を向上させる。

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するために、人材の資質の向上を図るなどサービスの質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めます。

第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制

国及び県等と連携し、幼児期の質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するとともに、その利用を支援するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期から切れ目ない支援を行います。

1 提供区域

「子ども・子育て支援法第 61 条」により、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられていることから、次のとおり「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供区域を定めます。

■ 教育・保育施設（幼稚園・保育所・認定こども園）	14 区域
■ 地域子ども・子育て支援事業	
□ 特別保育事業（延長保育促進事業）	14 区域
□ 放課後児童健全育成事業	小学校区域
□ 子育て短期支援事業	市内全域
□ 新生児・妊産婦訪問指導事業 こんにちは赤ちゃん事業	市内全域
□ 育児支援家庭訪問事業	市内全域
□ 地域子育て支援拠点センター事業	14 区域
□ 一時預かり事業	14 区域
□ 病児・病後児保育事業	市内全域
□ ファミリー・サポート・センター事業	市内全域
□ 妊婦健康診査・健康相談事業	市内全域
□ 保育コーディネーター配置事業	市内全域

14 区域の内訳

地 域		町 丁 目 名
中央地域	①中央地区	名山町、平之町、東千石町、西千石町、中町、金生町、照国町、泉町、住吉町、堀江町、大黒町、吳服町、新町、船津町、城南町、松原町、南林寺町、甲突町、錦江町、新屋敷町、樋之口町、山之口町、千日町、加治屋町、中央町、上之園町、上荒田町
	②上町地区	坂元町、西坂元町、東坂元1~4丁目、清水町、祇園之洲町、鼓川町、池之上町、稻荷町、春日町、柳町、浜町、上竜尾町、下竜尾町、冷水町、長田町、大竜町、上本町、小川町、本港新町、易居町、山下町、城山町、玉里団地1~3丁目、若葉町、吉野町の一部(磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松)
	③鴨池地区	高麗町、荒田1~2丁目、与次郎1~2丁目、下荒田1~4丁目、天保山町、鴨池新町、鴨池1~2丁目、唐湊3~4丁目、郡元町、郡元1~3丁目、南郡元町、東郡元町、真砂町、真砂本町、三和町、南新町、日之出町、紫原1~6丁目、西紫原町、桜ヶ丘7~8丁目、宇宿1~9丁目、中央港新町、新栄町、向陽2丁目
	④城西地区	城山1~2丁目、新照院町、草牟田町、草牟田1~2丁目、玉里町、永吉1~3丁目、明和1~5丁目、原良町、原良1~7丁目、薬師1~2丁目、城西1~3丁目、薬師1~2丁目、常盤町、常盤1~2丁目、西田1~3丁目
	⑤武・田上地区	武1~3丁目、唐湊1~2丁目、紫原7丁目、向陽1丁目、広木1~3丁目、田上町、田上1~8丁目、田上台1~4丁目、西別府町、武岡1~6丁目、西陵1~8丁目、小野町の一部(西之谷)
谷山地域	⑥谷山北部地区	五ヶ別府町、星ヶ峯1~6丁目、皇徳寺台1~5丁目、山田町、中山町、中山1~2丁目、自由ヶ丘1~2丁目、桜ヶ丘1~6丁目、小原町、魚見町、東谷山1~7丁目、清和1~2丁目、希望ヶ丘町、小松原1~2丁目、東開町
	⑦谷山地区	上福元町、谷山中央1~8丁目、下福元町、慈眼寺町、谷山塩屋町、和田町、和田1~3丁目、平川町、御本町、南栄1~6丁目、七ヶ島1~2丁目、谷山港1~3丁目、錦江台1~3丁目、坂之上1~8丁目、光山1丁目~2丁目、西谷山1丁目~2丁目
⑧伊敷地域		伊敷町、伊敷1~8丁目、伊敷台1~7丁目、西伊敷1~7丁目、千年1~2丁目、花野光ヶ丘1~2丁目、下伊敷町、下伊敷1~3丁目、小野町(西之谷を除く)、小野1~4丁目、犬迫町、小山田町、皆与志町
⑨吉野地域		岡之原町、緑ヶ丘町、川上町、下田町、吉野町(磯、花倉、三船、竜ヶ水及び平松を除く)、大明丘1~3丁目、吉野1~2丁目
⑩桜島地域		桜島赤水町、桜島赤生原町、桜島小池町、桜島西道町、桜島白浜町、桜島武町、桜島藤野町、桜島二俣町、桜島松浦町、桜島横山町、新島町、野尻町、持木町、東桜島町、古里町、有村町、黒神町、高免町
⑪吉田地域		西佐多町、東佐多町、本城町、本名町、宮之浦町、牟礼岡1~3丁目
⑫喜入地域		喜入瀬々串町、喜入中名町、喜入生見町、喜入前之浜町、喜入町、喜入一倉町
⑬松元地域		石谷町、入佐町、上谷口町、直木町、春山町、福山町、松陽台町、四元町、平田町
⑭郡山地域		花尾町、有屋田町、川田町、郡山町、郡山岳町、西俣町、東俣町、油須木町

2 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

保護者の就労状況及びその変化等のみならず、子どもの教育・保育施設の利用状況及び利用希望を踏まえ、需給バランスを勘案しながら提供体制を確保していきます。

子ども・子育て支援新制度では、幼稚園、保育所、認定こども園などの利用を希望される保護者の方は、利用のための認定を受けていただきます。以下の3つの認定区分に応じて利用先が決まっていきます。

【1号認定】子どもが満3歳以上で、幼稚園等での教育を希望される場合

利用先：幼稚園、認定こども園

【2号認定】子どもが満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先：保育所、認定こども園

【3号認定】子どもが満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合

利用先：保育所、認定こども園

(1) 教育・保育の量（需要量）の見込み算出の考え方

・【1号】及び【2号】(幼稚園の利用希望が強い)については実際の利用者数と比較してニーズ調査の数値が大きく上回っていたことから、就学前児童のうち幼稚園を利用している児童の割合(26.8%)を用いて算出。

・【2号】(保育認定)についてはニーズ調査結果が現状に即していないことから、現行の「保育サービス利用率」(32.1%)やニーズ調査結果を基に算出。

・【3号】については、ニーズ調査結果を基に年齢区分ごとに按分して算出。

・各地域ごとの数値については、ニーズ調査結果に応じて按分して算出。

(2) 確保方策の考え方

・量の見込みに対して不足する提供量(②-①)についての確保方策は、教育・保育施設によるものとし、各年度に示す数を確保する。

・【1号】及び【2号】(幼稚園の利用希望が強い)の量の見込みに対して、提供量が不足する地域があるが、全市域的には提供量が量の見込みを上回っていることから、他の地域の提供量により補完されることが見込まれる。

(全市域)

	27年度					28年度					29年度											
	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		
	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳		
①量の見込み	6,801	2,418		6,618	2,015	4,328		6,789	2,414		6,616	1,979	4,224		6,726	2,392		6,495	1,946	4,156		
			9,219						9,203								9,118					
②提供量	10,528	451	6,364	1,801	4,297	10,416	563	6,364	1,801	4,297	10,416	563	6,765	2,090	4,477							
前年度提供量	—	—	—	—	—	—	—	380	300	190	—	—	135	10	41	—	—	—	—	—	—	
②-①	1,760		▲ 254 (▲450)	▲ 214 (▲310)	▲ 31 (▲210)	1,776		128 (▲110)	122 (▲20)	263 (▲40)	1,861		405	154	362							
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)、認可外保育施設	—	380	300	190	—	—	135	10	41	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

	30年度					31年度															
	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定								
	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳						
①量の見込み	6,655	2,367		6,364	1,910	4,088		6,574	2,338		6,235	1,873	4,015								
			9,022						8,912												
②提供量	10,416	563	6,900	2,100	4,518	10,416	563	6,900	2,100	4,518											
前年度提供量	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①	1,957		536	190	430	2,067		665	227	503											
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1号認定子ども	0				
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2号認定子ども	570				
																3号認定子ども	—				

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
32.7%	36.4%	37.2%

30年度	31年度
37.8%	38.5%

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	570
3号認定子ども	—

※「全市域」については、各地域ごとの積み上げとなるため、「②-①」欄は表記上の数値が一致していない個所がある。

(中央地区)

【1号】 教育機関 時間認定	27年度					28年度					29年度										
	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定		【3号】 保育認定	【1号】 教育機関 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育機関 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定			
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	378	135		368	173	301	394	140		384	173	328	439	156		424	174	329			
			513				534						595								
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)、認可外保育施設	743	62	361	90	309	651	154	361	90	309	651	154	381	170	309					
	前年度提供量	—	—	—	—	—	—	—	20	80	—	—	—	91	10	21					
②-①		292		▲ 7 (▲10)	▲ 83 (▲80)	8	271		▲ 3 (▲10)	▲ 3 (▲10)	▲ 19 (▲20)		210		48	6	1				
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	20	80	0		—	91	10	21		—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地域型保育事業	—	—	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

【1号】 教育機関 時間認定	30年度					31年度														
	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定		【3号】 保育認定	【1号】 教育機関 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定									
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳					
①量の見込み	464	165		444	174	329	498	177		472	173	330								
			629				675													
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)、認可外保育施設	651	154	472	180	330	651	154	472	180	330									
	前年度提供量	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	
②-①		176		28	6	1	130		0	7	0									
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地域型保育事業	—	—	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
14.5%	19.7%	22.0%

30年度 31年度

22.0% 22.0%

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	154
3号認定子ども	—

(上町地区)

		27年度					28年度					29年度											
		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳		
①量の見込み		384	136		374	128	259	390	139		380	125	277	404	143		390	122	269				
	*			520				529						547									
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)、認可外保育施設	470	150	341	93	216	470	150	341	93	216	470	150	371	123	256							
	前年度提供量	—	—	—	—	—	—	—	30	30	40	—	—	44	0	20							
②-①		100		▲ 33 (▲30)	▲ 35 (▲30)	▲ 43 (▲40)		91		▲ 9 (▲10)	▲ 2 (▲10)	▲ 21 (▲20)		73		25	1	7					
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	30	30	40	—	—	44	0	20	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

		30年度					31年度									
		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み		419	149		400	119	264	438	156		415	117	258			
	*			568				594								
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)、認可外保育施設	470	150	415	123	276	470	150	415	123	276					
	前年度提供量	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0					
②-①		52		15	4	12	26		0	6	18					
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—					

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
29.5%	35.1%	37.9%
30年度	31年度	
38.7%	39.6%	

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	150
3号認定子ども	—

(鴨池地区)

①量の見込み	27年度					28年度					29年度									
	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	1,161	413	1,129	382	774	1,146	407	1,117	375	764	1,124	400	1,085	371	752	1,574	1,553	1,524	—	—
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設	1,955	15	1,075	279	730	1,955	15	1,075	279	730	1,955	15	1,125	389	780	—	—	0	0
前年度提供量		—	—	—	—	—	—	—	50	110	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		396	▲ 54 (▲60)	▲ 103 (▲110)	▲ 44 (▲50)	417	8	14	16	446	40	18	28	—	—	—	—	—	—	—
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	50	110	50	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域型保育事業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

①量の見込み	30年度					31年度															
	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定			
	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み	1,121	399	1,072	365	740	1,115	398	1,058	358	729	1,115	398	1,058	358	729	1,520	1,513	—	—	—	—
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)、認可外保育施設	1,955	15	1,125	389	780	1,955	15	1,125	389	780	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
前年度提供量		—	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
②-①		450	53	24	40	457	67	31	51	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域型保育事業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
29.5%	35.2%	35.8%

○ 30年度 31年度
36.3% 36.8%

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	15
3号認定子ども	—

(城西地区)

		27年度					28年度					29年度					
		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		
3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	0歳	
①量の見込み		440	156		428	150	309	443	157	432	146	300	448	159	432	142	292
										600							
② 提 供 量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設	1,226	0	321	93	245	1,226	0	321	93	245	1,226	0	431 (432)	153 (152)	305	
	前年度提供量	—	—	—	—	—	—	—	110	60	60	—	—	1 (0)	0	0	
②-①		630		▲ 107 (▲110)	▲ 57 (▲60)	▲ 64 (▲60)	626		▲ 1	7	5	619		0 (0)	11 (10)	13	
確 保 方 策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	110	60	60	—	—	1 (0)	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

		30年度					31年度					
		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		
3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	
①量の見込み		450	160		430	139	284	441	157	419	135	276
								598				
② 提 供 量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設	1,226	0	432	153	305	1,226	0	432 (432)	153 (152)	305	
	前年度提供量	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	
②-①		616		2 (2)	14 (13)	21	628		13 (13)	18 (17)	29	
確 保 方 策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
26.6%	37.6%	38.6%

30年度	31年度
39.6%	40.7%

県で定める数
(幼稚園型認定こども園)

1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	—

28年度					29年度					
【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		
3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
443	157		432	146	300	448	159	432	142	292
					600		607			
1,226		321	93	245	1,226	0		431 (432)	153 (152)	305
—	110	60	60	—		1 (0)	0	—	—	—
626	▲ 1	7	5	619	0	11		—	—	—
—	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

国的基本指針に基づき、29年度末までに待機児童解消を図ることとされていることから、提供量の確保を図るために、量の見込みの減少が見込まれる本地域においては、新たな整備等は行わず、以下のとおり対応する。

〔対応〕

太点線囲み部分(下段()内)とのおり

※28年度において定員増を行わず、提供量が量の見込みを上回っている3号保育認定から2号保育認定へ以下のように振り分ける。

(上段の細点線囲み部分は、28年度整備により算出した数値)

〔2号認定子ども〕

①量の見込み432人に対して、提供量は431人…1人不足

②3号(0歳)から1人を振り分け ⇒ 提供量:432人(過不足なし)

〔3号認定子ども(0歳)〕

①量の見込み142人に対して、提供量は153人…11人超過

②1人を2号へ振り分け ⇒ 提供量:152人(10人超過)

(武・田上地区)

		27年度					28年度					29年度					
		【1号】 教育機関 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育機関 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育機関 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		
3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	
①量の見込み		681	242		663	196	428	678	241		660	191	418	686	244	663	188
				923					919						930		410
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設	1,160	20	605	195	417	1,140	40	605	195	417	1,140	40	665	195	427	
前年度提供量		—	—	—	—	—	—	—	60	0	10	—	—	0	0	0	
②-①		257		▲ 58 (▲60)	▲ 1 (▲10)	▲ 11 (▲10)	261		5	4	9	250		2	7	17	
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	60	0	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域型保育事業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

		30年度					31年度						
		【1号】 教育機関 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育機関 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定			
3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		
①量の見込み		690	245		661	182	402	683	243		647	179	393
				935					926				
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設	1,140	40	665	195	427	1,140	40	665	195	427		
前年度提供量		—	0	0	0	—	—	0	0	0	0		
②-①		245		4	13	25	254		18	16	34		
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地域型保育事業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
33.3%	34.7%	35.4%
30年度		31年度
36.1%		36.9%

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	40
3号認定子ども	—

(谷山北部地区)

		27年度					28年度					29年度										
		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	
①量の見込み		1,088	387		1,058	301	652		1,052	374		1,026	298	614		990	353		955	292	607	
				1,475					1,426								1,343					
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設	2,025	0	1,132	317	741	2,025	0	1,132	317	741	2,025	0	1,132	317	741						
	前年度提供量	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	—	—	—	
②-①		550		74	16	89	599		106	19	127	682		177	25	134						
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

		30年度					31年度								
		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定	
		3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳				
①量の見込み		936	333		894	287	598		903	321		856	280	587	
			1,269						1,224						
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設	2,025	0	1,132	317	741	2,025	0	1,132	317	741				
	前年度提供量	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	—	—
②-①		756		238	30	143	801		276	37	154				
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
38.4%	40.1%	40.6%

30年度	31年度
41.3%	42.0%

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	—

(谷山地区)

		27年度					28年度					29年度				
		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定	
①	量の見込み	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
②	提供量	999	355	972	256	606	1,035	368	1,009	253	572	1,008	359	974	251	567
	前年度提供量			1,354				1403					1367			
②-①		▲ 344	▲ 12 (▲20)	17	▲ 3 (▲10)		▲ 393	▲ 29 (▲30)	20	31		▲ 357		6	22	36
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	20	0	0		—	—	—	—		—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—			—	—	—	—		—	—	—	—	—

		30年度					31年度				
		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定	
②	量の見込み	996	355	953	249	561	964	343	915	244	555
②	提供量	1,010	0	980	273	603	1,010	0	980	273	603
	前年度提供量	—	0	0	0		—	0	0	0	
②-①		▲ 341	27	24	42		▲ 297	65	29	48	
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—		—	—	—	—	
	地域型保育事業	—	—	—	—		—	—	—	—	

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
35.8%	37.4%	37.7%
30年度	31年度	
38.1%	38.5%	

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	—

(伊敷地域)

	27年度					28年度					29年度				
	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【3号】 保育認定	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【3号】 保育認定	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【3号】 保育認定
	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳
①量の見込み	529	188	515	51	323	506	180	493	146	322	506	180	488	140	311
②提供量	717		686												
教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設	514	80	436	131	299	514	80	436	131	299	514	80	476	151	329
前年度提供量	—	—	—	—	—	—	—	40	20	30	—	—	12 (0)	0	0
②-①	▲123	(▲80)	▲20	▲24	▲24	▲92	(▲20)	▲17	5	7	▲92	(▲20)	0	11	18
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	40	20	30	—	—	12 (0)	—	—	—	—	—	—	—
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	30年度					31年度				
	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【3号】 保育認定	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【3号】 保育認定
	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳
①量の見込み	490	174	469	135	300	488	173	464	129	289
②提供量	664					661				
教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設	514	80	488	151	329	514	80	488	151	329
前年度提供量	—	0	0	0	—	—	0	0	0	0
②-①	▲70	(19)	19	16	29	▲67	(24)	24	22	40
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
33.1%	37.5%	37.9%

30年度	31年度
39.3%	40.8%

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	80
3号認定子ども	—

*平成29年度における提供量の変更(3号から2号への振り分け)について

28年度					29年度					
【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【3号】 保育認定	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【3号】 保育認定	
3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
506	180		493	146	322	506	180	488	140	311
686					686					
514	80	436	131	299	514	80	476	151	329	
							(488)	(145)	(323)	
—	40	20	30	—	—	12 (0)	0	0	0	
▲92	▲17 (▲20)	5	7	▲92	0	11	18 (12)	0	0	
—	12 (0)	—	—	—	—	—	—	—	—	
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

国的基本指針に基づき、29年度末までに待機児童解消を図ることとしていることから、提供量の確保を図るため、量の見込みの減少が見込まれる本地域においては、新たな整備等は行わず、以下のとおり対応する。

[対応]

太点線囲み部分(下段()内)の上おり
※28年度において定員増を行わず、提供量が量の見込みを上回っている3号保育認定から2号保育認定へ以下のように振り分ける。
(上段の細点線囲み部分は、28年度整備により算出した数値)

[2号認定子ども]

①量の見込み488人に対して、提供量は476人…12人不足
②3号から2号12人を振り分け ⇒ 提供量:488人(過不足なし)

[3号認定子ども(0歳)]

①量の見込み140人に対して、提供量は151人…11人超過
②6人を2号へ振り分け ⇒ 提供量:145人(5人超過)

[3号認定子ども(1,2歳)]

①量の見込み311人に対して、提供量は329人…18人超過
②6人を2号へ振り分け ⇒ 提供量:323人(12人超過)

(桜島地域)

	27年度						28年度						29年度					
	【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定				
	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳			
①量の見込み	24	9		24	8	18	26	9		25	7	18	27	10		27	6	17
			33					35										
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設	105	0	45	15	30	105	0	45	15	30	105	0	45	15	30		
	前年度提供量	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0		
	②-①	72		21	7	12	70		20	8	12	68		18	9	13		
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

	30年度						31年度						
	【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定	【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い	【2号】 保育認定	【3号】 保育認定				
	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳			
①量の見込み	26	9		26	6	16	26	9		25	6	14	
			35					35					
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)・認可外保育施設	105	0	45	15	30	105	0	45	15	30		
	前年度提供量	—	0	0	0	—	—	0	0	0	0		
	②-①	70		19	9	14	70		20	9	16		
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
65.2%	68.2%	72.6%
30年度		31年度
77.6%		84.9%

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	—

(吉田地域)

		27年度					28年度					29年度									
		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定
①量の見込み	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
	94	33	92	30	67	92	33	90	29	71	96	34	93	29	69	120	0	149	41	90	
②提供量	120	0		149	41	90	120		71	130	120	0		149	41	90					
前年度提供量	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	—	—	—	
②-①	▲ 7	57	11	23	▲ 5	59	12	19	▲ 10	56	12	21	—	—	—	—	—	—	—	—	
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)、認可外保育施設	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

		30年度					31年度														
		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定
①量の見込み	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
	104	37	100	28	68	109	39	104	28	68	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
②提供量	120	0		149	41	90	120		148	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
前年度提供量	—	0	0	0	0	—	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
②-①	▲ 21	49	13	22	▲ 28	45	13	22	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
51.8%	50.0%	50.6%

30年度	31年度
51.4%	52.2%

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	—

(喜入地域)

		27年度					28年度					29年度										
		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定	
		3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
①	量の見込み	101	36		99	28	63	101	36		98	27	68	103	36		99	27	67			
				137				137														
②	提供量	80	0	119	38	78	80	0	119	38	78	80	0	119	38	78						
	前年度提供量	—	—	—	—	—	—	—	0	0	0	—	—	0	0	0	—	0	0	0	0	
②-①		▲ 57		20	10	15	▲ 57		21	11	10	▲ 59		20	11	11						
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)、認可外保育施設	—	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

		30年度					31年度									
		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		
		3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
①	量の見込み	106	38		101	26	65	112	39		106	26	65			
		106	38		101	26	65	112	39		106	26	65			
	144						151									
②	提供量	80	0	119	38	78	80	0	119	38	78					
	前年度提供量	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0
②-①		▲ 64		18	12	13	▲ 71		13	12	13					
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
48.7%	46.8%	47.5%

30年度	31年度
48.3%	48.7%

県で定める数 (幼稚園型認定こども園)	
1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	—

(松元地域)

	27年度					28年度					29年度										
	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定	
	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	
①量の見込み	258	92		250	51	137	260	93		254	52	118	246	87		237	51	119			
			350			353							333								
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)、認可外保育施設	175	0	200	54	126	175	0	200	54	126	175	0	250	54	126					
前年度提供量		—	—	—	—	—	—	—	50	0	0	—	—	0	0	0					
②-①		▲ 175	▲ 50 (▲50)	3	▲ 11 (▲10)		▲ 178	▲ 4	2	8	▲ 158		13	3	7						
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	50	0	0	—	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地域型保育事業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		

	30年度					31年度															
	【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		【1号】 教育標準 時間認定		【2号】 幼稚園の利 用希望が強 い		【2号】 保育認定	【3号】 保育認定		27年度		28年度		29年度		
	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	3~5歳	3~5歳	3~5歳	0歳	1~2歳	32.4%	35.8%	35.6%			
①量の見込み	233	83		223	51	119	214	76		202	51	118	290			30年度	31年度				
			316													35.6%	35.8%				
②提供量	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)、認可外保育施設	175	0	250	54	126	175	0	250	54	126										
前年度提供量		—	0	0	0	0	—	0	0	0	0										
②-①		▲ 141	27	3	7	▲ 115		48	3	8											
確保方策	教育・保育施設(幼稚園・保育所・認定こども園)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1号認定子ども	0	2号認定子ども	0	3号認定子ども	—
地域型保育事業		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						

○ 満3歳未満の子どもの保育利用率

27年度	28年度	29年度
32.4%	35.8%	35.6%

30年度 31年度

35.6%	35.8%
-------	-------

県で定める数
(幼稚園型認定こども園)

1号認定子ども	0
2号認定子ども	0
3号認定子ども	—

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

地域子ども・子育て支援事業についても、現在の利用状況及び利用希望を踏まえ、次のとおり量を見込み、提供体制を確保していきます。

事業名	延長保育促進事業（時間外保育事業）
対象年齢	0～5歳
内 容	通常の利用時間以外の日及び時間において、保育所等で引き続き保育を実施する。
量の見込み算出の考え方	<ul style="list-style-type: none">・ニーズ調査による推計値は、25年度実績の半分以下であることから実績により算出する。・延長保育は入所児童が利用するため、27年度から31年度の保育所及び認定こども園の定員（2号・3号認定）の提供量の計画数に、過去5年間の保育所（認定こども園を含む）の定員に対する延長保育事業の利用児童数の割合の平均値19.1%を乗じて算出する。・地域毎の量の見込については、市全体の量の見込数に、27年度から31年度の保育所及び認定こども園の定員（2号・3号認定）の提供量における地域の構成割合を乗じて算出する。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none">・原則、全ての施設・事業で実施することとし、延長保育時間については、利用者のニーズ等を踏まえ対応するものとする。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25 実績
全市域	①量の見込み	2,210人	2,398人	2,433人	2,433人	2,433人	1,922人
	②確保方策	2,210人	2,398人	2,433人	2,433人	2,433人	
	②-①	0	0	0	0	0	
中央	①量の見込み	84	121	144	144	144	
	②確保方策	84	121	144	144	144	
	②-①	0	0	0	0	0	
上町	①量の見込み	147	166	178	178	178	
	②確保方策	147	166	178	178	178	
	②-①	0	0	0	0	0	
鴨池	①量の見込み	358	398	398	398	398	
	②確保方策	358	398	398	398	398	
	②-①	0	0	0	0	0	
城西	①量の見込み	117	161	161	161	161	
	②確保方策	117	161	161	161	161	
	②-①	0	0	0	0	0	
武・田 上	①量の見込み	213	230	230	230	230	
	②確保方策	213	230	230	230	230	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山北 部	①量の見込み	378	378	378	378	378	
	②確保方策	378	378	378	378	378	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山	①量の見込み	321	325	325	325	325	
	②確保方策	321	325	325	325	325	
	②-①	0	0	0	0	0	
伊敷	①量の見込み	174	191	191	191	191	
	②確保方策	174	191	191	191	191	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉野	①量の見込み	213	213	213	213	213	
	②確保方策	213	213	213	213	213	
	②-①	0	0	0	0	0	
桜島	①量の見込み	17	17	17	17	17	
	②確保方策	17	17	17	17	17	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉田	①量の見込み	54	54	54	54	54	
	②確保方策	54	54	54	54	54	
	②-①	0	0	0	0	0	
喜入	①量の見込み	45	45	45	45	45	
	②確保方策	45	45	45	45	45	
	②-①	0	0	0	0	0	
松元	①量の見込み	61	71	71	71	71	
	②確保方策	61	71	71	71	71	
	②-①	0	0	0	0	0	
郡山	①量の見込み	28	28	28	28	28	
	②確保方策	28	28	28	28	28	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	放課後児童健全育成事業
対象年齢	小学校に就学している児童
内 容	<p>労働等により昼間保護者のいない小学校児童に対して、適切な遊びと生活の場として児童クラブを設置し、当該児童の健全な育成を図る。</p> <p>本市では、市が設置し地域運営委員会等への委託により実施する児童クラブのほか、市が助成を行っている民間児童クラブ等において、放課後児童健全育成事業が行われている。</p>
量の見込み 算出の考え方	<p>【1年生～3年生】</p> <p>5歳児のニーズ調査による推計値を基に、平成26年度当初の校区ごとの利用実績の割合に応じて算定。ただし、児童クラブが設置されていない校区のうち、城南及び南小校区については児童センターの定員分を差し引いた値を、花尾及び東昌小校区については5人分を利用実績とみなして算出。</p> <p>【4年生～6年生】</p> <p>利用児童の保護者を対象に独自に実施したニーズ調査に基づき、4年生は3年生の56%を、5年生は4年生の34%を、6年生は5年生の31%を乗じて算出。</p> <p>※松元小校区は県による子育て支援住宅の整備が計画されていることから、28年度以降は上記で算出した値に10人分を上乗せ補正する。</p>
確保方策の考え方	<p>次の考え方に基づき、年次的に施設整備等を実施し確保を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小学3年生までの待機児童解消を最優先事項として取り組む。 ・放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例に基づく基準（児童1人あたり面積：おおむね1.65m²以上／児童の集団の規模：おおむね40人以下）への適合を図るほか、小学4年生～6年生の受入を進める。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

			27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25実績
全市域	低学年 (小1-3)	①量の見込み	5,193	5,212	5,278	5,270	5,265	4,155
		②確保方策	4,846	5,014	5,179	5,232	5,265	
		②-①	▲347	▲198	▲99	▲38	0	
	高学年 (小4-6)	①量の見込み	917	921	931	926	925	67
		②確保方策	285	420	604	745	925	
		②-①	▲632	▲501	▲327	▲181	0	
	計	①量の見込み	6,110	6,133	6,209	6,196	6,190	4,222
		②確保方策	5,131	5,434	5,783	5,977	6,190	
		②-①	▲979	▲699	▲426	▲219	0	

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

		吉田小	本名小	宮小	本城小	牟礼岡小	南方小	花尾小	郡山小	川上小	吉野小	吉野東小	大明丘小	
27 年 度	低 学 年	①量の見込み	15	45	3	15	44	24	6	38	93	164	140	59
		②確保方策	15	45	3	15	44	24	6	38	93	150	140	55
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 14	0	▲ 4
27 年 度	高 学 年	①量の見込み	3	8	1	3	8	4	1	7	16	29	25	10
		②確保方策	3	8	1	3	8	4	1	7	0	0	20	0
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 16	▲ 29	▲ 5	▲ 10
27 年 度	計	①量の見込み	18	53	4	18	52	28	7	45	109	193	165	69
		②確保方策	18	53	4	18	52	28	7	45	93	150	180	55
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 16	▲ 43	▲ 5	▲ 14
28 年 度	低 学 年	①量の見込み	15	45	3	15	44	24	6	38	93	164	140	59
		②確保方策	15	45	3	15	44	24	6	38	93	164	140	55
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 4
28 年 度	高 学 年	①量の見込み	3	8	1	3	8	4	1	7	16	29	25	10
		②確保方策	3	8	1	3	8	4	1	7	0	29	20	0
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 16	0	▲ 5	▲ 10
28 年 度	計	①量の見込み	18	53	4	18	52	28	7	45	109	193	165	69
		②確保方策	18	53	4	18	52	28	7	45	93	150	180	55
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 16	0	▲ 5	▲ 14
29 年 度	低 学 年	①量の見込み	15	46	3	15	45	24	6	39	94	166	142	60
		②確保方策	15	46	3	15	45	24	6	39	94	166	142	60
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
29 年 度	高 学 年	①量の見込み	3	8	1	3	8	4	1	7	17	29	25	10
		②確保方策	3	8	1	3	8	4	1	7	0	29	20	10
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 17	0	▲ 5	0
29 年 度	計	①量の見込み	18	54	4	18	53	28	7	46	111	195	167	70
		②確保方策	18	54	4	18	53	28	7	46	94	195	162	70
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 17	0	▲ 5	0
30 年 度	低 学 年	①量の見込み	15	46	3	15	45	24	6	39	94	166	142	60
		②確保方策	15	46	3	15	45	24	6	39	94	166	142	60
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
30 年 度	高 学 年	①量の見込み	3	8	1	3	8	4	1	7	16	29	25	10
		②確保方策	3	8	1	3	8	4	1	7	16	29	20	10
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 5	0
30 年 度	計	①量の見込み	18	54	4	18	53	28	7	46	110	195	167	70
		②確保方策	18	54	4	18	53	28	7	46	110	195	162	70
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 5	0
31 年 度	低 学 年	①量の見込み	15	46	3	15	45	24	6	39	94	166	142	59
		②確保方策	15	46	3	15	45	24	6	39	94	166	142	59
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 年 度	高 学 年	①量の見込み	3	8	1	3	8	4	1	7	16	29	25	10
		②確保方策	3	8	1	3	8	4	1	7	16	29	25	10
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 年 度	計	①量の見込み	18	54	4	18	53	28	7	46	110	195	167	69
		②確保方策	18	54	4	18	53	28	7	46	110	195	167	69
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 年 度 実 績	低学年	10	36	4	10	32	21	0	36	81	120	113	44	
	高学年	0	1	1	0	3	2	0	0	9	0	0	0	
	計	10	37	5	10	35	23	0	36	90	120	113	44	

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

			坂元小	坂元台小	清水小	大龍小	名山小	山下小	松原小	城南小	草牟田小	原良小	明和小	武岡小
27 年 度	低 学 年	①量の見込み	81	63	119	64	49	67	16	7	58	81	72	112
		②確保方策	55	55	110	55	49	55	16	7	55	81	72	112
		②-①	▲ 26	▲ 8	▲ 9	▲ 9	0	▲ 12	0	0	▲ 3	0	0	0
28 年 度	高 学 年	①量の見込み	14	11	21	11	9	12	3	1	10	14	13	20
		②確保方策	0	0	0	0	0	0	3	1	0	14	13	0
		②-①	▲ 14	▲ 11	▲ 21	▲ 11	▲ 9	▲ 12	0	0	▲ 10	0	0	▲ 20
29 年 度	低 学 年	①量の見込み	81	63	119	64	49	67	16	7	58	81	72	112
		②確保方策	81	63	119	55	49	67	16	7	55	81	72	112
		②-①	0	0	0	▲ 9	0	0	0	0	▲ 3	0	0	0
30 年 度	高 学 年	①量の見込み	14	11	21	11	9	12	3	1	10	14	13	20
		②確保方策	14	11	11	0	0	12	3	1	0	14	13	0
		②-①	0	0	▲ 10	▲ 11	▲ 9	0	0	0	▲ 10	0	0	▲ 20
31 年 度	低 学 年	①量の見込み	95	74	140	75	58	79	19	8	68	95	85	132
		②確保方策	95	74	130	55	49	79	19	8	55	95	85	112
		②-①	0	0	▲ 10	▲ 20	▲ 9	0	0	0	▲ 13	0	0	▲ 20
25 年 度 実 績	低 学 年	①量の見込み	83	64	120	65	49	68	16	7	58	83	73	113
		②確保方策	83	64	120	55	49	68	16	7	55	83	73	113
		②-①	0	0	0	▲ 10	0	0	0	0	▲ 3	0	0	0
29 年 度	高 学 年	①量の見込み	15	11	21	11	9	12	3	1	10	15	13	20
		②確保方策	15	11	10	0	9	12	3	1	0	15	13	20
		②-①	0	0	▲ 11	▲ 11	0	0	0	0	▲ 10	0	0	0
30 年 度	計	①量の見込み	98	75	141	76	58	80	19	8	68	98	86	133
		②確保方策	98	75	130	55	58	80	19	8	55	98	86	133
		②-①	0	0	▲ 11	▲ 21	0	0	0	0	▲ 13	0	0	0
31 年 度	低 学 年	①量の見込み	82	64	120	65	49	68	16	7	58	82	73	113
		②確保方策	82	64	120	65	49	68	16	7	58	82	73	113
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31 年 度	高 学 年	①量の見込み	14	11	21	11	9	12	3	1	10	14	13	20
		②確保方策	14	11	10	11	9	12	3	1	10	14	13	20
		②-①	0	0	▲ 11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 年 度 実 績	計	①量の見込み	96	75	141	76	58	80	19	8	68	96	86	133
		②確保方策	96	75	130	76	58	80	19	8	68	96	86	133
		②-①	0	0	▲ 11	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 年 度 実 績	低 学 年	①量の見込み	82	64	120	65	49	67	16	7	58	82	73	113
		②確保方策	82	64	120	65	49	67	16	7	58	82	73	113
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 年 度 実 績	高 学 年	①量の見込み	14	11	21	11	9	12	3	1	10	14	13	20
		②確保方策	14	11	21	11	9	12	3	1	10	14	13	20
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 年 度 実 績	計	①量の見込み	96	75	141	76	58	79	19	8	68	96	86	133
		②確保方策	96	75	141	76	58	79	19	8	68	96	86	133
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25 年 度 実 績	低学年	62	47	88	64	37	54	18	2	52	56	53	109	
	高学年	1	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	3	
	計	63	47	88	64	39	55	18	2	52	56	53	112	

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

			武岡台小	西田小	武 小	田上小	西陵小	広木小	中洲小	荒田小	八幡小	中都小	紫原小	西紫原小
年度 27	学年 低学年	①量の見込み	50	90	84	106	123	125	61	61	143	59	120	131
		②確保方策	50	90	84	106	110	125	55	61	110	55	120	110
		②-①	0	0	0	0	▲ 13	0	▲ 6	0	▲ 33	▲ 4	0	▲ 21
年度 27	学年 高学年	①量の見込み	9	16	15	19	22	22	11	11	25	10	21	23
		②確保方策	0	0	15	0	0	0	0	11	0	0	0	0
		②-①	▲ 9	▲ 16	0	▲ 19	▲ 22	▲ 22	▲ 11	0	▲ 25	▲ 10	▲ 21	▲ 23
	計	①量の見込み	59	106	99	125	145	147	72	72	168	69	141	154
		②確保方策	50	90	99	106	110	125	55	72	110	55	120	110
		②-①	▲ 9	▲ 16	0	▲ 19	▲ 35	▲ 22	▲ 17	0	▲ 58	▲ 14	▲ 21	▲ 44
年度 28	学年 低学年	①量の見込み	50	91	84	106	123	126	61	61	144	59	120	131
		②確保方策	50	91	84	106	110	126	55	61	144	55	120	110
		②-①	0	0	0	0	▲ 13	0	▲ 6	0	0	▲ 4	0	▲ 21
年度 28	学年 高学年	①量の見込み	9	16	15	19	22	22	11	11	25	10	21	23
		②確保方策	9	0	15	0	0	0	0	11	25	0	0	0
		②-①	0	▲ 18	0	▲ 19	▲ 22	▲ 22	▲ 11	0	0	▲ 10	▲ 21	▲ 23
	計	①量の見込み	59	107	99	125	145	148	72	72	169	69	141	154
		②確保方策	59	91	99	106	110	126	55	72	169	55	120	110
		②-①	0	▲ 16	0	▲ 19	▲ 35	▲ 22	▲ 17	0	0	▲ 14	▲ 21	▲ 44
年度 29	学年 低学年	①量の見込み	50	92	85	108	125	127	62	62	146	60	122	133
		②確保方策	50	92	85	108	125	127	62	62	146	55	122	133
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 5	0	0
年度 29	学年 高学年	①量の見込み	9	16	15	19	22	22	11	11	26	10	21	23
		②確保方策	9	0	15	0	22	22	11	11	26	0	21	23
		②-①	0	▲ 18	0	▲ 19	0	0	0	0	0	▲ 10	0	0
	計	①量の見込み	59	108	100	127	147	149	73	73	172	70	143	156
		②確保方策	59	92	100	108	147	149	73	73	172	55	143	156
		②-①	0	▲ 18	0	▲ 19	0	0	0	0	0	▲ 15	0	0
年度 30	学年 低学年	①量の見込み	50	92	85	108	125	127	62	62	145	60	121	133
		②確保方策	50	92	85	108	125	127	62	62	145	55	121	133
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲ 5	0	0
年度 30	学年 高学年	①量の見込み	9	16	15	19	22	22	11	11	26	10	21	23
		②確保方策	9	0	15	19	22	22	11	11	26	0	21	23
		②-①	0	▲ 16	0	0	0	0	0	0	0	▲ 10	0	0
	計	①量の見込み	59	108	100	127	147	149	73	73	171	70	142	156
		②確保方策	59	92	100	127	147	149	73	73	171	55	142	156
		②-①	0	▲ 16	0	0	0	0	0	0	0	▲ 15	0	0
年度 31	学年 低学年	①量の見込み	50	92	85	108	125	127	62	62	145	59	121	133
		②確保方策	50	92	85	108	125	127	62	62	145	59	121	133
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年度 31	学年 高学年	①量の見込み	9	16	15	19	22	22	11	11	26	10	21	23
		②確保方策	9	16	15	19	22	22	11	11	26	10	21	23
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	①量の見込み	59	108	100	127	147	149	73	73	171	69	142	156
		②確保方策	59	108	100	127	147	149	73	73	171	69	142	156
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
年 度 実 績	低学年	43	64	76	99	85	89	55	52	115	54	113	107	
	高学年	1	0	0	2	2	1	1	0	0	0	0	1	
	計	44	64	76	101	87	90	56	52	115	54	113	108	

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

			職池小	南小	宇宿小	向陽小	伊敷小	花野小	西伊敷小	伊敷台小	玉江小	小山田小	犬追小	皆与志小
27年度	低学年	①量の見込み	87	16	75	94	102	53	30	87	147	26	18	9
		②確保方策	87	0	55	94	102	53	30	87	110	20	18	9
		②-①	0	▲16	▲20	0	0	0	0	0	▲37	▲6	0	0
27年度	高学年	①量の見込み	15	3	13	16	18	9	5	15	26	5	3	2
		②確保方策	13	0	0	16	18	0	5	15	5	0	3	2
		②-①	▲2	▲3	▲13	0	0	▲9	0	0	▲21	▲5	0	0
27年度	計	①量の見込み	102	19	88	110	120	62	35	102	173	31	21	11
		②確保方策	100	0	55	110	120	53	35	102	115	20	21	11
		②-①	▲2	▲19	▲33	0	0	▲9	0	0	▲58	▲11	0	0
28年度	低学年	①量の見込み	87	16	75	94	102	53	31	87	147	26	18	9
		②確保方策	87	0	55	94	102	53	31	87	147	20	18	9
		②-①	0	▲16	▲20	0	0	0	0	0	▲6	0	0	0
28年度	高学年	①量の見込み	15	3	13	17	18	9	5	15	26	5	3	2
		②確保方策	13	0	0	16	18	0	5	15	26	0	3	2
		②-①	▲2	▲3	▲13	▲1	0	▲9	0	0	0	▲5	0	0
28年度	計	①量の見込み	102	19	88	111	120	62	36	102	173	31	21	11
		②確保方策	100	0	55	110	120	53	36	102	173	20	21	11
		②-①	▲2	▲19	▲33	▲1	0	▲9	0	0	0	▲11	0	0
29年度	低学年	①量の見込み	88	16	76	95	103	54	31	88	149	26	18	9
		②確保方策	88	16	76	95	103	54	31	88	149	20	18	9
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲6	0	0
29年度	高学年	①量の見込み	16	3	13	17	18	9	5	16	26	5	3	2
		②確保方策	12	3	13	15	18	0	5	16	26	0	3	2
		②-①	▲4	0	0	▲2	0	▲9	0	0	0	▲5	0	0
29年度	計	①量の見込み	104	19	89	112	121	63	36	104	175	31	21	11
		②確保方策	100	19	89	110	121	54	36	104	175	20	21	11
		②-①	▲4	0	0	▲2	0	▲9	0	0	0	▲11	0	0
30年度	低学年	①量の見込み	88	16	76	95	103	54	31	88	149	26	18	9
		②確保方策	88	16	76	95	103	54	31	88	149	20	18	9
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	▲6	0	0
30年度	高学年	①量の見込み	15	3	13	17	18	9	5	15	26	5	3	2
		②確保方策	12	3	13	15	18	0	5	15	26	0	3	2
		②-①	▲3	0	0	▲2	0	▲9	0	0	0	▲5	0	0
30年度	計	①量の見込み	103	19	88	112	121	63	36	103	175	31	21	11
		②確保方策	100	19	88	110	121	54	36	103	175	20	21	11
		②-①	▲3	0	0	▲2	0	▲9	0	0	0	▲11	0	0
31年度	低学年	①量の見込み	88	16	76	95	103	54	31	88	149	26	18	9
		②確保方策	88	16	76	95	103	54	31	88	149	26	18	9
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31年度	高学年	①量の見込み	15	3	13	17	18	9	5	15	26	5	3	2
		②確保方策	15	3	13	17	18	9	5	15	26	5	3	2
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
31年度	計	①量の見込み	103	19	89	112	121	63	36	103	175	31	21	11
		②確保方策	103	19	88	112	121	63	36	103	175	31	21	11
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25年度実績	低学年	56	10	55	57	88	39	21	69	113	19	28	11	
	高学年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	計	56	10	55	57	88	39	21	69	113	19	28	11	

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

		東桜島小	高免小	黒神小	桜洲小	桜峰小	松元小	東昌小	春山小	石谷小	谷山小	西谷山小	東谷山小	
27 年度	低学年	①量の見込み	6		0	23	6	59	6	98	60	135	120	126
	高学年	②確保方策	6		0	23	6	55	0	98	55	135	105	110
		②-①	0	0	0	0	0	▲4	▲6	0	▲5	0	▲15	▲16
28 年度	低学年	①量の見込み	1		0	4	1	10	1	17	11	24	21	22
	高学年	②確保方策	1		0	4	1	0	0	12	0	24	0	0
		②-①	0	0	0	0	0	▲10	▲1	▲5	▲11	0	▲21	▲22
29 年度	低学年	①量の見込み	7	0	0	27	7	69	7	115	71	159	141	148
	高学年	②確保方策	7	0	0	27	7	55	0	110	55	159	105	110
		②-①	0	0	0	0	0	▲14	▲7	▲5	▲18	0	▲36	▲38
30 年度	低学年	①量の見込み	6		0	23	6	67	6	98	60	136	120	127
	高学年	②確保方策	6		0	23	6	55	0	98	55	136	105	110
		②-①	0	0	0	0	0	▲12	▲6	0	▲5	0	▲15	▲17
31 年度	低学年	①量の見込み	1		0	4	1	12	1	17	11	24	21	22
	高学年	②確保方策	1		0	4	1	0	0	12	0	24	0	0
		②-①	0	0	0	0	0	▲12	▲1	▲5	▲11	0	▲21	▲22
25 年度実績	低学年	①量の見込み	7	0	0	27	7	79	7	118	72	162	143	151
	高学年	②確保方策	7	0	0	27	7	55	0	110	55	160	105	110
		②-①	0	0	0	0	0	▲24	▲7	▲5	▲18	0	▲36	▲39

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

		清和小	和田小	錦江台小	福平小	平川小	錦山小	中山小	桜丘西小	桜丘東小	星峯西小	星峯東小	宮川小	
27 年度	低学年	①量の見込み	126	91	113	77	14	3	240	79	60	123	56	67
	高学年	②確保方策	105	91	110	77	14	3	240	79	60	110	55	55
		②-①	▲ 21	0	▲ 3	0	0	0	0	0	▲ 13	▲ 1	▲ 12	
計	低学年	①量の見込み	22	16	20	13	2	1	42	14	11	22	10	12
	高学年	②確保方策	0	0	0	13	2	1	5	14	11	0	0	0
		②-①	▲ 22	▲ 16	▲ 20	0	0	0	▲ 37	0	0	▲ 22	▲ 10	▲ 12
28 年度	低学年	①量の見込み	148	107	133	90	18	4	282	93	71	145	66	79
	高学年	②確保方策	105	91	110	90	16	4	245	93	71	110	55	55
		②-①	▲ 43	▲ 16	▲ 23	0	0	0	▲ 37	0	0	▲ 35	▲ 11	▲ 24
29 年度	低学年	①量の見込み	127	92	113	77	14	3	241	79	60	123	57	67
	高学年	②確保方策	127	92	110	77	14	3	241	79	60	110	55	55
		②-①	0	0	▲ 3	0	0	0	0	0	0	▲ 13	▲ 2	▲ 12
計	低学年	①量の見込み	22	16	20	14	2	1	42	14	11	22	10	12
	高学年	②確保方策	3	0	0	14	2	1	4	14	11	0	0	0
		②-①	▲ 19	▲ 16	▲ 20	0	0	0	▲ 38	0	0	▲ 22	▲ 10	▲ 12
30 年度	低学年	①量の見込み	149	108	133	91	16	4	283	93	71	145	67	79
	高学年	②確保方策	130	92	110	91	16	4	245	93	71	110	55	55
		②-①	▲ 19	▲ 16	▲ 23	0	0	0	▲ 38	0	0	▲ 35	▲ 12	▲ 24
31 年度	低学年	①量の見込み	128	93	115	78	14	3	244	80	61	125	57	68
	高学年	②確保方策	128	93	110	78	14	3	244	80	61	110	55	68
		②-①	0	0	▲ 5	0	0	0	0	0	0	▲ 15	▲ 2	0
計	低学年	①量の見込み	23	16	20	14	2	1	43	14	11	22	10	12
	高学年	②確保方策	2	0	0	14	2	1	1	14	11	0	0	12
		②-①	▲ 21	▲ 16	▲ 20	0	0	0	▲ 42	0	0	▲ 22	▲ 10	0
25 年度 実績	低学年	①量の見込み	151	109	135	92	16	4	287	94	72	147	67	80
	高学年	②確保方策	130	93	110	92	16	4	245	94	72	110	55	80
		②-①	▲ 21	▲ 16	▲ 25	0	0	0	▲ 42	0	0	▲ 37	▲ 12	0
計	低学年	①量の見込み	128	93	114	78	14	3	244	80	61	125	57	68
	高学年	②確保方策	128	93	110	78	14	3	244	80	61	110	55	68
		②-①	0	0	▲ 4	0	0	0	0	0	0	▲ 15	▲ 2	0
計	低学年	①量の見込み	23	16	20	14	2	1	43	14	11	22	10	12
	高学年	②確保方策	2	0	0	14	2	1	43	14	11	0	0	12
		②-①	▲ 21	▲ 16	▲ 20	0	0	0	0	0	0	▲ 22	▲ 10	0
計	低学年	①量の見込み	151	109	134	92	16	4	287	94	72	147	67	79
	高学年	②確保方策	151	109	134	92	16	4	287	94	72	147	67	79
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	低学年	①量の見込み	90	95	89	52	0	2	187	65	58	75	55	61
	高学年	②確保方策	0	3	1	0	0	5	0	0	1	0	0	0
		②-①	90	96	90	52	0	7	187	65	59	75	55	61

放課後児童健全育成事業 小学校ごとの量の見込み及び確保方策

			皇徳寺小	瀬々串小	中名小	喜入小	前之浜小	生見小	一倉小	合計
27 年度	低学年	①量の見込み	65	27	9	49	23	0	0	5,193
		②確保方策	55	27	9	49	23	0	0	4,846
		②-①	▲ 10	0	0	0	0	0	0	▲ 347
	高学年	①量の見込み	12	5	2	9	4	0	0	917
	計	②確保方策	0	0	2	6	0	0	0	285
		②-①	▲ 12	▲ 5	0	▲ 3	▲ 4	0	0	▲ 632
		①量の見込み	77	32	11	58	27	0	0	5,110
	低学年	②確保方策	55	27	11	55	23	0	0	5,131
		②-①	▲ 22	▲ 5	0	▲ 3	▲ 4	0	0	▲ 979
		①量の見込み	66	27	9	49	23	0	0	5,212
	高学年	②確保方策	55	27	9	49	23	0	0	5,014
		②-①	▲ 11	0	0	0	0	0	0	▲ 198
		①量の見込み	12	5	2	9	4	0	0	921
	計	②確保方策	0	0	2	6	0	0	0	420
		②-①	▲ 12	▲ 5	0	▲ 3	▲ 4	0	0	▲ 501
		①量の見込み	78	32	11	58	27	0	0	6,133
	低学年	②確保方策	55	27	11	55	23	0	0	5,434
		②-①	▲ 23	▲ 5	0	▲ 3	▲ 4	0	0	▲ 699
		①量の見込み	66	28	9	49	23	0	0	5,278
	高学年	②確保方策	55	28	9	49	23	0	0	5,179
		②-①	▲ 11	0	0	0	0	0	0	▲ 99
		①量の見込み	12	5	2	9	4	0	0	931
	計	②確保方策	0	0	2	6	0	0	0	604
		②-①	▲ 12	▲ 5	0	▲ 3	▲ 4	0	0	▲ 327
		①量の見込み	78	33	11	58	27	0	0	6,209
	低学年	②確保方策	55	28	11	55	23	0	0	5,783
		②-①	▲ 23	▲ 5	0	▲ 3	▲ 4	0	0	▲ 426
		①量の見込み	66	27	9	49	23	0	0	5,270
	高学年	②確保方策	66	27	9	49	23	0	0	5,232
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	▲ 38
		①量の見込み	12	5	2	9	4	0	0	926
	計	②確保方策	12	0	2	6	0	0	0	745
		②-①	0	▲ 5	0	▲ 3	▲ 4	0	0	▲ 181
		①量の見込み	78	32	11	58	27	0	0	6,196
	低学年	②確保方策	78	27	11	55	23	0	0	5,977
		②-①	0	▲ 5	0	▲ 3	▲ 4	0	0	▲ 219
		①量の見込み	66	27	9	49	23	0	0	5,265
	高学年	②確保方策	66	27	9	49	23	0	0	5,265
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
		①量の見込み	12	5	2	9	4	0	0	925
	計	②確保方策	12	5	2	9	4	0	0	925
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
		①量の見込み	78	32	11	58	27	0	0	6,190
	25 年度実績	②確保方策	78	32	11	58	27	0	0	6,190
		②-①	0	0	0	0	0	0	0	0
		①量の見込み	57	18	14	40	23	2	0	4,155
	低学年	0	2	5	0	0	0	0	67	
	高学年	57	20	19	40	23	2	0	4,222	

事業名	子育て短期支援事業																																				
対象年齢	18歳未満の児童 ※緊急一時保護の場合は、その母を含む。																																				
内 容	<p>○短期入所生活援助（ショートステイ）事業</p> <p>児童を養育している家庭の保護者が疾病、出産、看護、育児不安、育児疲れ、慢性疾患児等の看病疲れ、事故、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張又は学校等の公的行事への参加等の事由により養育を行うことが一時的に困難となった児童及び夫（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の暴力により緊急一時的に保護を必要とする母子の実施施設における一定期間の養育及び保護を行う。</p> <p>○夜間養護等（トワイライト）事業</p> <p>児童を養育している家庭の保護者が仕事の都合等により、平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難となった場合その他緊急の場合において、その児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行う。</p>																																				
量の見込み 算出の考え方	<p>〔算出方法〕</p> <p>・ニーズ調査による推計値は、実績の約5倍となっており、実績とのかい離が大きいことから、実績により算出する。</p> <p>量の見込み=C×B/A ※B, Cは各年度の数値を使用</p> <p>«推計人口(0~18歳)» (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>25年度 (A)</th> <th>27年度 (B)</th> <th>28年度 (B)</th> <th>29年度 (B)</th> <th>30年度 (B)</th> <th>31年度 (B)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>111,339</td> <td>110,671</td> <td>110,287</td> <td>109,834</td> <td>109,834</td> <td>108,966</td> </tr> </tbody> </table> <p>«実績»</p> <p>○ショートステイ 21~25年度: 3,541人日 ⇒ 平均 708.2人日/年 ... C</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>796人日</td> <td>592人日</td> <td>475人日</td> <td>790人日</td> <td>888人日</td> <td>3,541人日</td> </tr> </tbody> </table> <p>○トワイライト 21~25年度: 54人日 ⇒ 平均 10.8人日/年 ... C</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>21年度</th> <th>22年度</th> <th>23年度</th> <th>24年度</th> <th>25年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>22人日</td> <td>8人日</td> <td>18人日</td> <td>6人日</td> <td>0人日</td> <td>54人日</td> </tr> </tbody> </table>	25年度 (A)	27年度 (B)	28年度 (B)	29年度 (B)	30年度 (B)	31年度 (B)	111,339	110,671	110,287	109,834	109,834	108,966	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計	796人日	592人日	475人日	790人日	888人日	3,541人日	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計	22人日	8人日	18人日	6人日	0人日	54人日
25年度 (A)	27年度 (B)	28年度 (B)	29年度 (B)	30年度 (B)	31年度 (B)																																
111,339	110,671	110,287	109,834	109,834	108,966																																
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計																																
796人日	592人日	475人日	790人日	888人日	3,541人日																																
21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	合計																																
22人日	8人日	18人日	6人日	0人日	54人日																																
確保方策の考え方	・児童養護施設(4施設)、乳児院(2施設)、母子生活支援施設(2施設)へ業務委託により実施しており、今後の量の見込みに対しても、対応可能であることから、現行体制で対応していく。																																				

【量の見込み及び確保方策】 ショートステイ

(単位：人日)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25 実績
全市域	①量の見込み	704	702	699	696	694	888
	②確保方策	704	702	699	696	694	
	②-①	0	0	0	0	0	

【量の見込み及び確保方策】 トワイライト

(単位：人日)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25 実績
全市域	①量の見込み	11	11	11	11	11	0
	②確保方策	11	11	11	11	11	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	新生児・妊娠婦訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）
対象年齢	0歳
内 容	生後4か月までの乳児のいる家庭に保健師などが訪問し、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境の把握・助言を行い、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつける。
量の見込み 算出の考え方	計画期間における年齢各歳別人口（0歳）の数値
確保方策の 考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業は、市内助産師会への委託契約及び常勤職員、非常勤職員の訪問により実施している。 ・提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25実績
全市域	①量の見込み	5,471	5,409	5,346	5,271	5,193	5,593
	②確保方策	5,471	5,409	5,346	5,271	5,193	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	育児支援家庭訪問事業(養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業)
対象年齢	概ね1歳未満
内容	<p>○育児支援家庭訪問事業 出産後間もない時期の養育者で、子育てに対して不安等を抱える家庭に対し、助産師が訪問し、育児相談・指導等を行う。</p>
量の見込み 算出の考え方	<p>予定実人数 ・過去の0歳児人口に対する訪問実人数の割合を、0歳児推計人口に乗じる。 各年度の0歳児推計人口×③=各年度の予定実人数</p> <p>① H23年度～H25年度の訪問実績の平均 <u>3か年平均 466人</u> H23年度 523人、H24年度 487人、H25年度 387人</p> <p>② H23年度～H25年度の0歳児人口の平均 <u>3か年平均 5,668人</u> H23年度 5,748人、H24年度 5,649人、H25年度 5,607人</p> <p>③ H23年度～H25年度の0歳児人口に対する訪問実人数の割合の平均 <u>3か年平均 0.082</u> ①／②=0.082</p>
確保方策の 考え方	<p>本事業は、委託契約により訪問支援員（登録助産師39名）を派遣して実施している。 訪問実人数は、平成21年度の663人をピークに減少傾向にあるため、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく。</p>

【量の見込み及び確保方策】 (単位：人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25実績
全市域	①量の見込み	440人	432人	425人	417人	409人	387人
	②確保方策	440人	432人	425人	417人	409人	
	②-①	0人	0人	0人	0人	0人	

事業名	すこやか子育て交流館管理運営等事業、親子つどいの広場運営事業、児童センター運営事業、地域子育て支援センター事業（地域子育て支援拠点事業）
対象年齢	すこやか子育て交流館管理運営等事業：小学3年生以下の子どもとその家族 親子つどいの広場運営事業：小学校未就学児とその家族 児童センター運営事業：児童（満18歳未満の子ども）、子ども会、母親クラブ等 地域子育て支援センター事業：小学校未就学児とその家族
内 容	家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤立感や不安感の増大に対応するため、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置により、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する
量の見込み算出の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査による推計値を用いる。 ・地域ごとの数値については、全体の量の見込みを27年度から31年度の未就学児の推計人口の構成比に応じ按分して算出。 ・25年度の実績値は、りぼんかん、なかまっち、たにっこりん（3ヶ月分）と地域子育て支援センター（11カ所）並びに児童館（3カ所）の利用実績。 りぼんかんと親子つどいの広場の利用者については、市内全域から広域な利用があることから利用者を14地域の対象年齢における推計人口の構成比に応じ按分して算出
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・国の手引きに基づいて算出した平成31年度の見込み数を目標値として、25年度の実績値を基に算定。 ・26年度の利用者数は、 たにっこりんの1年間の利用者数（200人×359日＝71,000人）と なかよしのの9ヶ月間の利用者数（150人×268日＝40,000人）を積算すると約41万人となる。 ・伊敷地域に新たに親子つどいの広場を建設する（平成28年度供用開始予定） ・さらに段階的に地域子育て支援センターの整備を進める計画であり、31年度は量の見込み539,808人とほぼ同数の540,000人を確保できるものと考えている。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：人)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25実績
全市	①量の見込み	581,004	569,112	559,704	549,972	539,808	310,734
	② 確保方策	426,000	453,000	527,000	539,000	540,000	
	②-①	▲ 155,004	▲ 116,112	▲ 32,704	▲ 10,972	192	
中央	①量の見込み	36,373	37,852	39,296	40,835	41,612	28,040
	② 確保方策	36,970	38,185	43,056	44,526	45,560	
	②-①	597	333	3,760	3,691	3,948	
上町	①量の見込み	34,647	33,992	34,464	34,371	34,343	21,878
	② 確保方策	28,546	28,575	32,413	32,748	33,158	
	②-①	▲ 6,101	▲ 5,417	▲ 2,051	▲ 1,623	▲ 1,185	
鴨池	①量の見込み	100,764	99,149	97,334	95,324	93,937	65,246
	② 確保方策	86,935	88,182	97,301	97,091	97,344	
	②-①	▲ 13,829	▲ 10,967	▲ 33	1,767	3,407	
城西	①量の見込み	39,549	38,885	38,212	37,603	36,960	14,156
	② 確保方策	21,170	29,249	33,851	33,887	33,923	
	②-①	▲ 18,379	▲ 9,636	▲ 4,361	▲ 3,716	▲ 3,037	
武・田上	①量の見込み	57,851	57,136	56,072	55,528	54,800	19,860
	② 確保方策	30,966	39,223	53,466	54,751	54,953	
	②-①	▲ 26,885	▲ 17,913	▲ 2,606	▲ 777	153	
谷山北部	①量の見込み	89,641	86,035	82,654	79,377	76,382	33,253
	② 確保方策	47,983	55,015	70,753	78,536	78,505	
	②-①	▲ 41,658	▲ 31,020	▲ 11,901	▲ 841	2,123	
谷山	①量の見込み	83,361	82,046	81,613	79,847	78,587	36,214
	② 確保方策	53,622	53,835	62,077	61,847	61,992	
	②-①	▲ 29,739	▲ 28,211	▲ 19,536	▲ 18,000	▲ 16,595	
伊敷	①量の見込み	44,683	42,917	41,476	40,479	38,895	23,147
	② 確保方策	30,918	30,453	33,974	33,791	33,227	
	②-①	▲ 13,765	▲ 12,464	▲ 7,502	▲ 6,688	▲ 5,668	
吉野	①量の見込み	48,787	46,978	45,168	43,839	42,181	21,956
	② 確保方策	32,115	32,672	37,375	38,015	37,443	
	②-①	▲ 16,672	▲ 14,306	▲ 7,793	▲ 5,824	▲ 4,738	
桜島	①量の見込み	2,436	2,181	2,138	2,136	2,006	1,578
	② 確保方策	1,804	1,692	1,890	1,914	1,853	
	②-①	▲ 632	▲ 489	▲ 248	▲ 222	▲ 153	
吉田	①量の見込み	8,470	8,365	8,367	8,400	8,593	9,661
	② 確保方策	11,534	11,571	12,441	12,560	12,794	
	②-①	3,064	3,206	4,074	4,160	4,201	
喜入	①量の見込み	8,528	8,537	8,580	8,557	8,593	4,665
	② 確保方策	6,565	6,665	7,580	7,663	7,794	
	②-①	▲ 1,963	▲ 1,872	▲ 1,000	▲ 894	▲ 799	
松元	①量の見込み	20,231	19,514	18,800	18,153	17,612	10,073
	② 確保方策	14,829	15,664	18,226	19,015	18,876	
	②-①	▲ 5,402	▲ 3,850	▲ 574	862	1,264	
郡山	①量の見込み	5,685	5,524	5,530	5,524	5,306	21,007
	② 確保方策	22,043	22,019	22,597	22,656	22,578	
	②-①	16,358	16,495	17,067	17,132	17,272	

事業名	一時預かり事業（幼稚園等・1号認定利用）
対象年齢	3～5歳
内 容	幼稚園等における在園児のうち1号認定子どもを対象とした一時預かり
量の見込み算出の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査による推計値を用いる。 ・地域毎の量の見込については、全体の量の見込を27年度から31年度の3歳～5歳の推計人口の割合に応じて按分して算出する。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズや施設の状況に応じて実施する。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：人日)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25 実績
全市域	①量の見込み	17,869	17,862	17,535	17,183	16,832	実績なし
	②確保方策	17,869	17,862	17,535	17,183	16,832	
	②-①	0	0	0	0	0	
中央	①量の見込み	994	1,037	1,144	1,200	1,274	
	②確保方策	994	1,037	1,144	1,200	1,274	
	②-①	0	0	0	0	0	
上町	①量の見込み	1,010	1,027	1,053	1,081	1,121	
	②確保方策	1,010	1,027	1,053	1,081	1,121	
	②-①	0	0	0	0	0	
鴨池	①量の見込み	3,048	3,013	2,932	2,894	2,857	
	②確保方策	3,048	3,013	2,932	2,894	2,857	
	②-①	0	0	0	0	0	
城西	①量の見込み	1,156	1,167	1,166	1,161	1,129	
	②確保方策	1,156	1,167	1,166	1,161	1,129	
	②-①	0	0	0	0	0	
武・田上	①量の見込み	1,790	1,783	1,789	1,783	1,748	
	②確保方策	1,790	1,783	1,789	1,783	1,748	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山北部	①量の見込み	2,856	2,768	2,580	2,416	2,314	
	②確保方策	2,856	2,768	2,580	2,416	2,314	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山	①量の見込み	2,623	2,723	2,629	2,573	2,470	
	②確保方策	2,623	2,723	2,629	2,573	2,470	
	②-①	0	0	0	0	0	
伊敷	①量の見込み	1,390	1,332	1,319	1,264	1,250	
	②確保方策	1,390	1,332	1,319	1,264	1,250	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉野	①量の見込み	1,571	1,566	1,503	1,418	1,318	
	②確保方策	1,571	1,566	1,503	1,418	1,318	
	②-①	0	0	0	0	0	
桜島	①量の見込み	63	67	71	68	65	
	②確保方策	63	67	71	68	65	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉田	①量の見込み	248	242	250	270	280	
	②確保方策	248	242	250	270	280	
	②-①	0	0	0	0	0	
喜入	①量の見込み	268	265	267	274	286	
	②確保方策	268	265	267	274	286	
	②-①	0	0	0	0	0	
松元	①量の見込み	676	685	641	602	546	
	②確保方策	676	685	641	602	546	
	②-①	0	0	0	0	0	
郡山	①量の見込み	176	185	190	180	174	
	②確保方策	176	185	190	180	174	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	一時預かり事業（幼稚園等・2号認定利用）
対象年齢	3～5歳
内 容	幼稚園等における在園児のうち2号認定子どもを対象とした一時預かり
量の見込み算出の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査による推計値を用いる。 ・地域ごとの数値については、全体の量の見込みを27年度から31年度の3歳～5歳の人口割合に応じて按分して算出する。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズや施設の状況に応じて実施する。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：人日)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25実績
全市域	①量の見込み	603,619	603,377	592,354	580,463	568,606	実績なし
	②確保方策	603,619	603,377	592,354	580,463	568,606	
	②-①	0	0	0	0	0	
中央	①量の見込み	33,565	35,021	38,650	40,525	43,026	
	②確保方策	33,565	35,021	38,650	40,525	43,026	
	②-①	0	0	0	0	0	
上町	①量の見込み	34,117	34,677	35,558	36,511	37,875	
	②確保方策	34,117	34,677	35,558	36,511	37,875	
	②-①	0	0	0	0	0	
鴨池	①量の見込み	102,972	101,796	99,046	97,762	96,525	
	②確保方策	102,972	101,796	99,046	97,762	96,525	
	②-①	0	0	0	0	0	
城西	①量の見込み	39,050	39,425	39,406	39,221	38,150	
	②確保方策	39,050	39,425	39,406	39,221	38,150	
	②-①	0	0	0	0	0	
武・田上	①量の見込み	60,472	60,238	60,431	60,222	59,062	
	②確保方策	60,472	60,238	60,431	60,222	59,062	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山北部	①量の見込み	96,487	93,505	87,159	81,600	78,154	
	②確保方策	96,487	93,505	87,159	81,600	78,154	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山	①量の見込み	88,621	91,991	88,808	86,918	83,442	
	②確保方策	88,621	91,991	88,808	86,918	83,442	
	②-①	0	0	0	0	0	
伊敷	①量の見込み	46,950	44,998	44,559	42,687	42,236	
	②確保方策	46,950	44,998	44,559	42,687	42,236	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉野	①量の見込み	53,056	52,910	50,777	47,903	44,537	
	②確保方策	53,056	52,910	50,777	47,903	44,537	
	②-①	0	0	0	0	0	
桜島	①量の見込み	2,139	2,271	2,405	2,299	2,198	
	②確保方策	2,139	2,271	2,405	2,299	2,198	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉田	①量の見込み	8,383	8,188	8,451	9,128	9,443	
	②確保方策	8,383	8,188	8,451	9,128	9,443	
	②-①	0	0	0	0	0	
喜入	①量の見込み	9,038	8,945	9,035	9,265	9,649	
	②確保方策	9,038	8,945	9,035	9,265	9,649	
	②-①	0	0	0	0	0	
松元	①量の見込み	22,837	23,153	21,644	20,348	18,440	
	②確保方策	22,837	23,153	21,644	20,348	18,440	
	②-①	0	0	0	0	0	
郡山	①量の見込み	5,933	6,261	6,424	6,074	5,872	
	②確保方策	5,933	6,261	6,424	6,074	5,872	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	一時預かり事業（その他）（一時預かり事業） ※ ファミリー・サポート・センター事業、子育て短期支援事業（トワイライトステイ）、子育て支援施設における一時預かりは含まれていない。
対象年齢	0～5歳
内 容	保育所等における一時預かり
量の見込み算出の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査による推計値は、25年度実績の3倍以上であり、実績とのかい離が大きいことから、実績により算出する。 ・具体的には、21年度を起点とした22～25年度までの4年間の平均増加率により算出するが、特定保育分は、保育所等の定員増により、通常入所への移行が想定されることから、28～31年度は横ばいと想定し全市域の量の見込を算出する。 ・地域毎の数値は、全市域の量の見込を0歳～5歳の人口割合に応じて按分して算出する。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズや施設の状況に応じて実施する。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：人日)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25実績
全市域	①量の見込み	53,926	56,059	58,377	60,897	63,636	44,325
	②確保方策	53,926	56,059	58,377	60,897	63,636	
	②-①	0	0	0	0	0	
中央	①量の見込み	3,503	3,870	4,289	4,667	5,115	
	②確保方策	3,503	3,870	4,289	4,667	5,115	
	②-①	0	0	0	0	0	
上町	①量の見込み	3,168	3,418	3,621	3,858	4,147	
	②確保方策	3,168	3,418	3,621	3,858	4,147	
	②-①	0	0	0	0	0	
鴨池	①量の見込み	9,509	9,866	10,234	10,721	11,263	
	②確保方策	9,509	9,866	10,234	10,721	11,263	
	②-①	0	0	0	0	0	
城西	①量の見込み	3,691	3,842	4,012	4,199	4,353	
	②確保方策	3,691	3,842	4,012	4,199	4,353	
	②-①	0	0	0	0	0	
武・田上	①量の見込み	5,354	5,552	5,840	6,133	6,400	
	②確保方策	5,354	5,552	5,840	6,133	6,400	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山北部	①量の見込み	8,370	8,472	8,596	8,765	9,052	
	②確保方策	8,370	8,472	8,596	8,765	9,052	
	②-①	0	0	0	0	0	
谷山	①量の見込み	7,630	8,018	8,299	8,680	8,998	
	②確保方策	7,630	8,018	8,299	8,680	8,998	
	②-①	0	0	0	0	0	
伊敷	①量の見込み	4,113	4,203	4,356	4,447	4,627	
	②確保方策	4,113	4,203	4,356	4,447	4,627	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉野	①量の見込み	4,463	4,523	4,649	4,739	4,806	
	②確保方策	4,463	4,523	4,649	4,739	4,806	
	②-①	0	0	0	0	0	
桜島	①量の見込み	207	219	232	233	232	
	②確保方策	207	219	232	233	232	
	②-①	0	0	0	0	0	
吉田	①量の見込み	783	828	886	971	1,044	
	②確保方策	783	828	886	971	1,044	
	②-①	0	0	0	0	0	
喜入	①量の見込み	790	842	889	950	1,030	
	②確保方策	790	842	889	950	1,030	
	②-①	0	0	0	0	0	
松元	①量の見込み	1,826	1,855	1,893	1,941	1,953	
	②確保方策	1,826	1,855	1,893	1,941	1,953	
	②-①	0	0	0	0	0	
郡山	①量の見込み	520	552	582	592	615	
	②確保方策	520	552	582	592	615	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	病児・病後児保育事業（病児保育事業）
対象年齢	0歳～小学校3年生
内 容	保育所に入所中の児童等が病気の回復期にあるため、集団保育等が困難である期間において、一時的に児童を預かることにより、当該児童の保護者の子育てと就労等との両立を支援する。
量の見込み 算出の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ニーズ調査による推計値は、実績の約5倍となっており、実績とのかい離が大きいことから、実績により算出する。 具体的には、これまでの利用実績とキャンセル待ち児童数を合算したものの、保育所及び認定こども園（2号・3号認定）の定員の増加率を乗じて算出する。
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 1施設あたりの受け入れ人数の拡大及び施設数の増により対応

【量の見込み及び確保方策】

(単位：人日)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25実績
全市域	①量の見込み	9,952	10,798	10,960	10,960	10,960	6,337
	②確保方策	8,750	9,375	10,000	10,625	11,250	
	②-①	▲1,202	▲1,423	▲960	▲335	290	

事業名	ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）
対象年齢	0歳～18歳
内 容	育児や家事の援助を依頼する依頼会員、援助を行う提供会員及びどちらも可能な両方会員で組織されるファミリー・サポート・センターを設置し、会員同士による相互援助活動を実施し、子育てに関する負担の軽減及び児童福祉の向上を図る。
量の見込み 算出の考え方	24、25年度の平均件数を27年度から31年度の対象年齢ごとの推計人口の構成比に応じ接分して算定。妊婦への家事援助については0歳児に含んで算定。
確保方策の 考え方	現行体制を維持しながら、利用者のニーズに対応する。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：人日)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H24・25 実績平均
全市	①量の見込み	5,597	5,583	5,590	5,569	5,534	5,536
	② 確保方策	5,597	5,583	5,590	5,569	5,534	
	②-①	0	0	0	0	0	
0～5歳	①量の見込み	1,964	1,944	1,911	1,875	1,838	1,987
	② 確保方策	1,964	1,944	1,911	1,875	1,838	
	②-①	0	0	0	0	0	
6～8歳	①量の見込み	2,516	2,521	2,555	2,550	2,550	2,408
	② 確保方策	2,516	2,521	2,555	2,550	2,550	
	②-①	0	0	0	0	0	
9～11歳	①量の見込み	719	722	730	753	754	736
	② 確保方策	719	722	730	753	754	
	②-①	0	0	0	0	0	
12～18歳	①量の見込み	398	396	394	391	392	405
	② 確保方策	398	396	394	391	392	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	妊婦健康診査・健康相談事業（妊婦に対して健康診査を実施する事業）	
内容	妊娠・出産の安全性の確保及び健診にかかる経済的負担の軽減を図るために、妊婦健康診査を公費負担で実施する。	
量の見込み 算出の考え方	<p>妊娠届出数・・・翌年の0歳児推計人口 健診回数・・・翌年の0歳児推計人口×平均受診回数 [平均受診回数の算出方法] 23～25年度の妊娠届出数17,458件(A)と、受診件数211,362件(B)から 1人当たりの平均受診回数を算出 $B/A=12.11\text{回}$ 〈参考〉受診回数14回 ・妊娠23週まで・・・4週間に1回 ・24週～35週・・・2週間に1回 ・36週～出産まで・・・1週間に1回 </p>	
確保方策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 本事業は、全国の医療機関等で実施している。 (県内協力医療機関等は委託契約、県外受診は償還払い) 提供体制は現状で確保できていることから、今後の量の見込みに対しても、現行体制で対応していく 	

【量の見込み及び確保方策】

(単位:人・回)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25実績
全市域	①量の見込み 妊娠届出数 (健診回数)	5,409 (65,503)	5,346 (64,741)	5,271 (63,832)	5,193 (62,888)	5,118 (61,979)	5,695 (68,259)
	②確保方策	65,503	64,741	63,832	62,888	61,979	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	保育コーディネーター配置事業（利用者支援事業特定型分）						
内容	共働き世帯等の増加に伴い、勤務も様々な形態となり、保育ニーズも多様化してきていることから、保育コーディネーターを配置し、保育を必要としている世帯の相談に応じ、それぞれのニーズに合ったサービスの情報を提供することで保護者の選択肢を増やすとともに、待機児童の減少を図るものである。						
量の見込み 算出の考え方	現在、本庁、谷山支所の2か所に保育コーディネーターを配置しているが、管内人口の多い伊敷支所、吉野支所にも配置する。						
確保方策の考え方	量の見込みの算出の考え方と同じ。						

【量の見込み及び確保方策】

(単位:か所)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25実績
全市域	①量の見込み	4	4	4	4	4	2
	②確保方策	4	4	4	4	4	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	利用者支援に関する事業（利用者支援事業基本型分）
内 容	子育て家庭にとって身近な場所で相談に応じ、その個別のニーズを把握して、適切な施設や子育て支援事業等の利用に結び付ける支援を行うとともに、子育て応援ポータルサイト等を活用し、積極的な情報提供を図る。
量の見込み 算出の考え方	りぽんかんにて利用者支援事業を開始し、各親子つどいの広場でも順次、利用者支援事業を実施する。
確保方策の 考え方	量の見込みの算出の考え方と同じ。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：か所)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25 実績
全市域	① 量の見込み	1	2	3	4	5	0
	② 確保方策	1	2	3	4	5	
	②-①	0	0	0	0	0	

事業名	利用者支援に関する事業（利用者支援事業母子保健型分）
内 容	妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して総合的相談支援を提供する「子育て世代包括支援センター」を設置し、母子保健に関する相談に対応する。
量の見込み 算出の考え方	保健師等の専門職が全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、必要に応じて関係機関と協力して支援プランを策定することにより、妊産婦等に対しきめ細かい支援を実施するものであるため、5保健センター（北部、東部、西部、中央、南部）を「子育て世代包括支援センター」として位置づける。
確保方策の 考え方	量の見込みの算出の考え方と同じ。

【量の見込み及び確保方策】

(単位：か所)

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	(参考) H25 実績
全市域	① 量の見込み	5	5	5	5	5	0
	② 確保方策	5	5	5	5	5	
	②-①	0	0	0	0	0	

4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方

子ども・子育て支援新制度では、教育と保育を一体的に行う施設として認定こども園の普及を図ることとしています。

認定こども園は、保護者の働いている状況に関わりなく利用でき、保護者の就労状況が変わった場合でも通い慣れた園を継続して利用できるという特長があります。

また、増大する保育需要に対して、既存の幼稚園から認定こども園への移行を促進することで、特に保育需要の高い低年齢児の待機児童対策として有効であると考えています。

そのようなことから、本市における認定こども園の整備については、特に幼保連携型認定こども園は市が認可権を有することから、児童福祉法に基づく「鹿児島市保育所等整備計画」において待機児童解消策の一つとして掲げることとしており、ニーズ調査結果や保育量の提供体制とのバランスを考慮しつつ、整備を進めます。

また、県が認定権を有する幼稚園型認定こども園についても、整備計画との調和を図るとともに、県と連携した取り組みを行います。

なお、移行にあたって必要となる施設整備につきましては、国の補助金等を活用し、支援を行います。

(2) 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策

子ども・子育て支援制度は質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて全ての子どもが健やかに成長するように支援するものです。

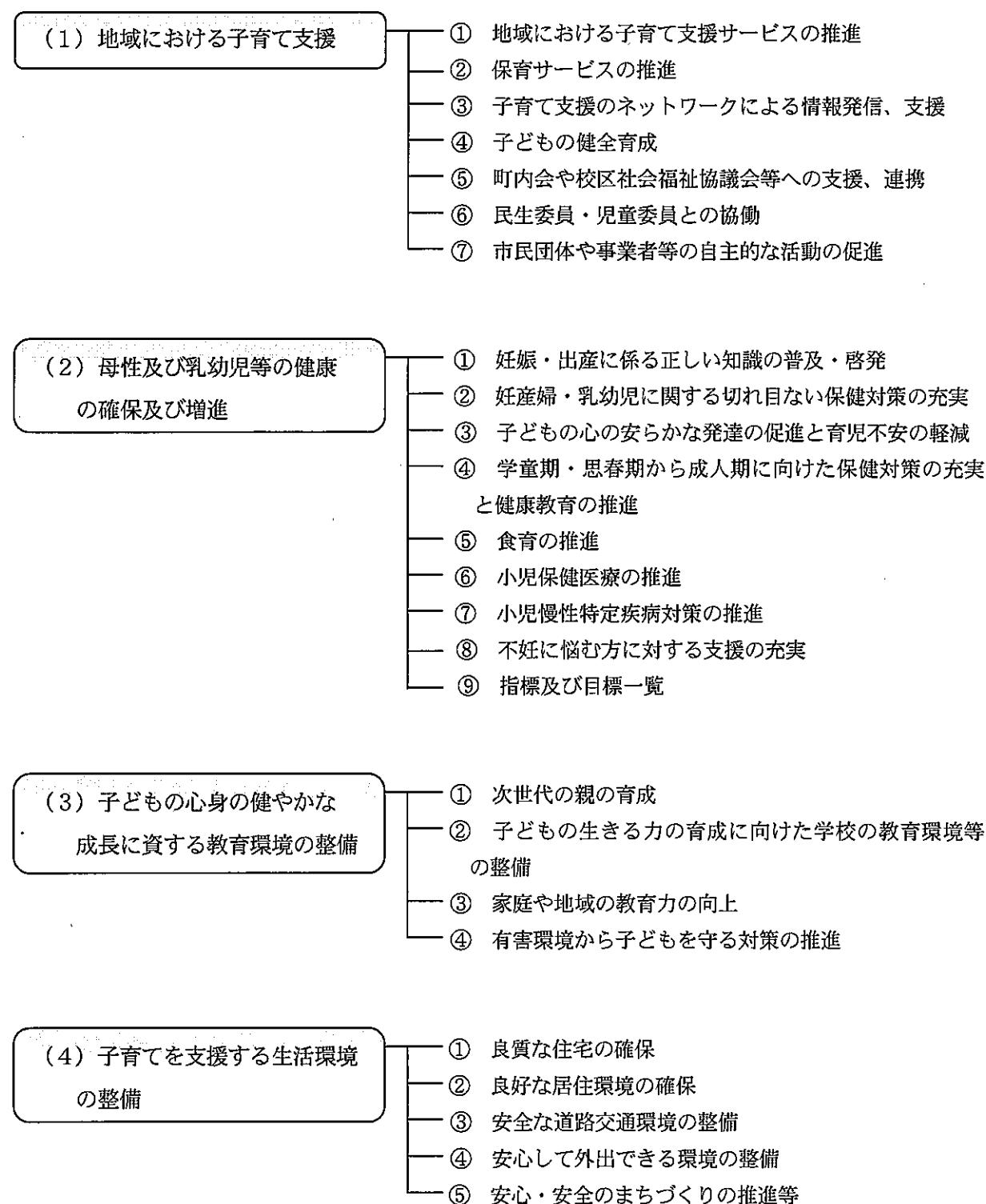
そのため、幼稚園教諭、保育士等に対する研修の充実等による資質の向上、処遇改善を始めとする労働環境への配慮並びに教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者に対する適切な指導監督、評価等の実施を通じて、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図っていきます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業、小学校との連携

地域型保育事業と保育所等との連携については、地域型保育事業に連携施設を設定し、保育所等への円滑な接続を確保していきます。また、保育所等から小学校への接続については、幼・保・小連絡会等を通じ、連携の推進に努めています。

第5章 施策の展開

1 施策の体系



(5) 職業生活と家庭生活との
両立の推進

- ① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供
- ② 保育サービス等の提供のための基盤整備

(6) 子どもの安全の確保

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- ③ 被害に遭った子どもへの支援

(7) 児童虐待対策の推進

- ① きめ細やかな相談の実施
- ② 関係機関等との連携
- ③ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報
- ④ 育児不安を抱える家庭への支援

(8) ひとり親家庭の自立支援
の推進

- ① きめ細やかな相談の実施
- ② 子育てや生活に関する支援
- ③ 就業に関する支援
- ④ 養育費の確保
- ⑤ 経済的な支援

(9) 障害のある子どもへの支援

- ① 障害の早期の発見及び対応の推進
- ② 障害のある乳幼児への保育の推進
- ③ 障害のある児童生徒への教育の推進
- ④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進
- ⑤ 経済的な支援

(10) 配偶者等からの暴力に
対する対策の推進

- ① きめ細やかな相談の実施
- ② 緊急一時保護の実施及び自立への支援

(11) 子育てに対する経済的支援

- ① 保育料等の軽減
- ② 保育所及び幼稚園への助成
- ③ 各種手当の支給
- ④ 子どもやひとり親の医療費助成
- ⑤ 学校教育における助成

2 施策の概要

(1) 地域における子育て支援

地域社会は、子どもの成長の過程で重要な生活基盤であり、そこに住む人々が協力して子どもを見守るという機能を果たしてきました。

近年、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

このため、すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域における様々な子育て支援サービスを推進するとともに、学校の余裕教室など公共施設の余裕空間の子育て分野への活用や町内会、母親クラブなど市民団体の活動の支援など、地域社会における子育て支援のための施策を実施します。

(1) 地域における子育て支援

① 地域における子育て支援サービスの推進

② 保育サービスの推進

③ 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援

④ 子どもの健全育成

⑤ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携

⑥ 民生委員・児童委員との協働

⑦ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

① 地域における子育て支援サービスの推進

共働き家庭等を含めたすべての子育て家庭を支援するため、地域での様々な子育て支援サービスの推進を図ります。

(主な施策)

- ・保育所等での延長保育
- ・放課後児童健全育成事業
- ・子育て短期支援事業
- ・新生児・妊娠婦訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業
- ・育児支援家庭訪問事業
- ・すこやか子育て交流館管理運営等事業
- ・親子つどいの広場運営事業
- ・児童センター運営事業
- ・地域子育て支援センター事業
- ・保育所等での一時預かり
- ・病児・病後児保育事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業
- ・妊娠健康診査・健康相談事業
- ・利用者支援事業

② 保育サービスの推進

多様な保育需要に対応して、広く市民が利用しやすい保育サービスの提供に努めます。

(主な施策)

- ・保育所等での休日保育
- ・保育所等での障害児保育
- ・保育所地域活動事業
- ・保育所、幼稚園等での幼児保育（教育）相談
- ・市保育園協会への研修費補助
- ・市幼稚園協会への研修費補助
- ・保育所保育士、幼稚園教諭の研修
- ・保育所等への研修費補助
- ・認可外保育施設助成事業
- ・認可外保育施設保育士資格取得支援補助事業 など

③ 子育て支援のネットワークによる情報発信、支援

子育て支援のネットワークづくりをさらに進めるとともに、すこやか子育て交流館を拠点として、地域の子育て支援サービスや子育て支援団体等の情報の集積、市民への発信や子育て支援団体等の活動支援などを行い、子育て家庭の不安感、孤立感の解消を図ります。

(主な施策)

- ・すこやか子育て交流館管理運営等事業
- ・子育て支援ネットワーク構築事業
- ・親子つどいの広場運営事業
- ・親子つどいの広場整備事業
- ・地域子育て支援センター事業
- ・育児支援事業（自主グループ育成と支援）
- ・母親クラブ育成・支援事業
- ・ふれあい子育てサロン事業への協力
- ・にこにこ子育て応援隊支援事業 など

④ 子どもの健全育成

近年の都市化・核家族化等の進行による子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、子どもが健やかに育つ環境づくりを目的として、地域において子どもの健全育成を推進します。

また、国の「放課後子ども総合プラン」に基づく取組を推進します。

(主な施策)

- ・心豊かで元気あふれる「さつまっ子」育成市民会議
- ・放課後児童健全育成事業（再掲）
- ・新・郷中教育推進事業
- ・子ども会育成事業
- ・錦江湾わくわく親子クルージング事業 など

⑤ 町内会や校区社会福祉協議会等への支援、連携

町内会や校区社会福祉協議会、校区公民館、あいご会、老人クラブなどの活動を支援するとともに、地域福祉ネットワークを推進するなど、地域の活動団体との連携を図り、地域における見守り活動や子育て支援の推進を図ります。

(主な施策)

- ・みんなで参加わがまちづくり支援事業
- ・子ども会育成事業（再掲）
- ・地域ふれあい交流助成事業
- ・地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークの構築
- ・市社会福祉協議会補助事業
- ・ふれあい子育てサロン事業への協力（再掲）など

⑥ 民生委員・児童委員との協働

民生委員・児童委員や主任児童委員と連携・協力して、地域の状況の把握に努めるとともに、地域における子育て家庭への支援の推進を図ります。

また、民生委員・児童委員のさらなる資質向上を目的として研修等を行います。

(主な施策)

- ・要保護児童対策地域協議会との協働
- ・民生委員・児童委員研修会
- ・民生委員・児童委員活動促進事業など

⑦ 市民団体や事業者等の自主的な活動の促進

母親クラブの育成やにこにこ子育て応援隊、地域のボランティア等の活動支援など、ボランティアや市民団体、事業者等の自主的な子育て支援活動を促進します。

(主な施策)

- ・母親クラブ育成・支援事業（再掲）
- ・にこにこ子育て応援隊支援事業（再掲）
- ・市社会福祉協議会補助事業（再掲）
- ・わくわく福祉交流フェア
- ・子育てサポーター養成事業
- ・託児サポーターの養成及び託児活動の支援
- ・ボランティアの育成に関する講座
- ・市民とつくる協働のまち事業
- ・市民活動応援講座（市民活動促進事業の一部）など

(2) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

これまでの母子保健対策の成果を維持するとともに、低出生体重児の増加や 10 代の妊娠中絶、性感染症の問題等への対策として、市民や関係機関・団体が一体となって、安心して子どもを生み、ゆとりを持って健やかに育てるための家庭や地域の環境づくりを進めていきます。

また、地域で母子が安心して生活できるよう、妊娠・出産・産後における切れ目ない支援が提供される母子保健対策の強化に努めます。

(2) 母性及び乳幼児等の健康の確保及び増進

- ① 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発
- ② 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実
- ③ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減
- ④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と健康教育の推進
- ⑤ 食育の推進
- ⑥ 小児保健医療の推進
- ⑦ 小児慢性特定疾病対策の推進
- ⑧ 不妊に悩む方に対する支援の充実
- ⑨ 指標及び目標一覧

① 妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発

妊娠及び出産の経過に満足することが将来のよい親子関係のスタートとなることから、妊娠・出産に係る正しい知識の普及・啓発に努めます。

ア 妊婦健康診査の重要性の普及啓発

妊娠中の健康管理や異常の早期発見のため、妊娠の早期届出や妊婦健康診査の確実な受診を勧奨します。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業
- ・母親・父親になるための準備教室
- ・母性健康管理指導事項連絡カードの普及 など

イ 妊娠中の喫煙、飲酒等についての啓発

喫煙や飲酒をはじめ、感染症の予防、適切な食習慣と体重管理、休養、口腔衛生の保持など、早期産予防や産後の健康管理に係わる情報提供に努めます。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・母親・父親になるための準備教室（再掲）
- ・妊婦とその家族への禁煙指導
- ・分煙対策の推進
- ・健康増進計画推進事業 など

② 妊産婦・乳幼児に関する切れ目ない保健対策の充実

妊娠・出産・産後における切れ目ない支援の提供に努めるとともに、安全性を確保しつつ、満足できる出産について、妊娠中の母親が主体的に選択できるように情報の提供を行います。

ア 母親の視点から見て満足できる妊娠・出産の普及

母親や家族が自らの責任に基づいて分娩方法を決めるために、母親の声や専門家の意見を取り入れた情報を提供するなど、母親の視点から見て満足できる妊娠・出産の普及に努めます。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・母親・父親になるための準備教室（再掲）など

イ 妊娠・出産・育児における切れ目ない支援

妊娠早期からの保健指導の実施とともに、妊娠・分娩・産じょく・育児にかかる保健や福祉サービスを推進し、切れ目ない支援が受けられるよう関係機関の連携を強化します。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・産後ケア事業
- ・新生児・妊娠婦訪問指導事業
- ・こんにちは赤ちゃん事業
- ・母子栄養強化事業
- ・乳幼児健康診査事業など

ウ 妊婦にやさしい環境づくり

女性の社会進出が進む中、妊娠・出産が安全で快適なものとなるような取組を行います。また、公共施設での取り組みの推進やマタニティマークの普及啓発に努めます。

(主な施策)

- ・母性健康管理指導事項連絡カードの普及（再掲）
- ・分煙対策の推進（再掲）
- ・マタニティマークの普及啓発
- ・パーキングパーミット制度の普及
- ・ファミリー・サポート・センターでの家事援助の実施など

工 産後の心の支援

妊娠・出産・産後に生ずるストレスの軽減を図るために、妊娠中から産後にかけて相談や訪問指導等の活用を促すとともに、医療機関等と連携をとりながら、マタニティブルーや産後うつ病の早期発見など産後の心のケアに努めます。また、ハイリスク母子の訪問指導を推進します。

(主な施策)

- ・新生児・妊産婦訪問指導事業（再掲）
- ・こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・産後ケア事業（再掲）
- ・ママのほっとスペース事業
- ・医療機関との連絡会の開催 など

③ 子どもの心の安らかな発達の促進と育児不安の軽減

子育ての楽しさと愛着形成を通して親自身が成長できるような育児環境を確保するとともに、未熟児など親にとって育てにくい要素を持つ子どもへ優先的に支援を行い、育児不安によるストレスの軽減に努めます。

ア 父親と母親が育児を楽しめるための支援

親の育児不安、悩みを軽減するために、乳幼児の訪問指導・育児教室などの開催を通して子育て意識の啓発や育児情報の提供に努めるとともに、発達段階に応じた相談及び指導や心のケアの推進を図ります。

(ア) きめ細やかな相談と育児に関する情報提供の実施

育児不安等を軽減し、母親が心身ともに健康で育児ができるよう にきめ細やかな相談や情報提供に努めます。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・新生児・妊産婦訪問指導事業（再掲）
- ・こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- ・育児支援家庭訪問事業
- ・育児教室
- ・子育て支援セミナー

- ・子どもすこやか安心ねっと事業
- ・育児支援事業（育児相談）など

(イ) 仲間づくりの視点を取り入れた健康診査・教育の実施
保護者の方々の仲間づくりのきっかけになる健康診査や母子保健教育に努めます。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲）
- ・育児支援事業（育児相談）（再掲）
- ・育児教室（再掲）など

(ウ) 父親が参加しやすい「健康教室」の実施

父親が進んで参加することができる健康教室等を開催します。

(主な施策)

- ・母親・父親になるための準備教室（再掲）
- ・育児教室（再掲）など

イ 妊娠期からの児童虐待防止対策

健診等の未受診家庭（兄弟児を含む）の状況を把握し、受診等に結びつけるとともに、保健・福祉サービスの情報提供に努めます。また、妊娠の届け出時面接や妊娠・出産や産後の子育ての相談を受けた保健・福祉機関、医療機関等の情報等から、出産後の養育支援が必要な妊婦を把握し、妊娠期から出産後の支援体制を整えます。

(主な施策)

- ・妊娠期間中からの育児不安等を抱えた家庭の把握と支援
- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・母子保健訪問指導など

ウ 子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

母親が育児で孤立化することを防ぐため、父親や家庭、地域の育児能力を高めることや、育児中の親に対して温かな声かけのできる取組を推進するなど、親子を見守り支える地域のネットワークづくりに努めます。

(ア) 医療、保健、福祉、地域との連携

関係機関・団体等と連携を図りながら、子育て中の家庭を支援します。また、関係機関の連携の有機化と地域ネットワークの構築・成熟に努めます。

(主な施策)

- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲） など

(イ) 地域における育児支援の推進

地域で活動している子育てグループ等を支援し、地域で子育てを支える環境づくりに努めます。

(主な施策)

- ・ふれあい子育てサロン事業への協力（再掲）
- ・育児支援事業（自主グループ育成と支援）（再掲）
- ・地域子育て支援センター事業（再掲）
- ・にこにこ子育て応援隊支援事業（再掲）
- ・子育てサポーター養成事業（再掲） など

(ウ) 母子保健にかかる関係者の研修会の実施

母子保健関係者等の方々への研修会を開催します。

(主な施策)

- ・開業助産師研修会及び産婦人科看護職連絡会
- ・訪問指導員研修会
- ・母子保健推進員研修会 など

工 育てにくさを感じる親に寄り添う支援

育てにくさを感じる親が、育児に余裕と自信を持ち親としての役割を発揮できるよう、親や子どもの多様性を尊重し、それを支える社会を目指した支援に努めます。

(ア) 相談支援

育てにくさを感じる親が、「気づき」の段階から相談できるよう相談支援体制の充実に努めます。

(主な施策)

- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲）
- ・りばんかんなど子育て支援施設における相談 など

(イ) 同じ課題を持つ親への支援

育児に対する不安などを強く感じている保護者への相談会等を開催します。

(主な施策)

- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲） など

(ウ) 養育支援を必要とする乳幼児の早期発見・早期支援

新生児訪問や医療機関等との連携により、養育支援を必要とする乳幼児の早期発見に努め、関係機関と連携して早期支援につながるよう努めます。

(主な施策)

- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・新生児・妊娠婦訪問指導事業（再掲）
- ・母子保健訪問指導（再掲）
- ・こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・未熟児の支援に関する連絡会 など

(イ) 発達に気がかりがある子どもの早期発見・早期支援

発達に気がかりがある子どもの早期発見・早期支援のため、乳幼児健診を通じ、関係機関との連携のもと、子どもの発達段階に応じた支援に努めます。

(主な施策)

- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲）など

(オ) 保育所・幼稚園等との連携

保育所・幼稚園等に通う、より専門的な支援が必要な子どもを適切な支援につなげるため、巡回支援や訪問支援を行うとともに、発達支援事業所や学校と連携するなど、子どものライフステージに応じた支援につながるよう努めます。

(主な施策)

- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲）
- ・夢すこやかファイルの活用
- ・児童発達支援事業 など

④ 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実と健康教育の推進

10代の性に関する健全な意識のかん養と、妊娠・出産や性感染症予防に関する正しい知識の普及や学校における性教育の推進を図るとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用に関する教育や、学童期・思春期から成人期に向けた心の問題等について、専門家による相談の推進を図ります。

ア 思春期の健康づくりと性教育の環境整備

社会環境を考慮し、子どもの健康と性に関する教育の推進と、家庭における思春期学習や親子の対話が進むよう、保護者へ情報の提供を行います。

(7) 生と性（命の大切さ、妊娠出産のしくみ、避妊、性感染症） の教育の推進

子どもの発達段階に応じて、命の大切さや人間尊重の精神などに基づく性教育を推進し、妊娠・出産についての正しい知識の普及啓発に努めるとともに、保健・医療従事者等による専門的な指導や講演会を実施します。

（主な施策）

- ・性教育推進事業
- ・学校における性に関する指導の実施
- ・講師の派遣　など

(8) 健康な生活習慣が身につくための情報の提供

飲酒、喫煙、薬物乱用防止のための教育や身体の健康について、正しい情報を提供します。

（主な施策）

- ・学校における飲酒・喫煙・薬物乱用防止教育の実施　など

イ 思春期相談の推進

思春期の心、体の成長に伴う悩みなどの相談や性感染症とその早期発見・治療のための相談の推進を図ります。

（主な施策）

- ・性感染症予防と早期発見の啓発
- ・エイズ、性感染症の検査や相談
- ・思春期特有の心の問題や健康に関する相談　など

ウ 市民や関係機関への情報の提供と協力体制の構築

医療機関等との連携を図り、相互学習や定期的な情報交換の場を持つとともに、人材育成を図ります。

（主な施策）

- ・エイズ、性感染症予防の市民への情報提供
- ・感染症講演会

・市学校保健フォーラム など

⑤ 食育の推進

「第二次かごしま市食育推進計画」に基づき、健全な食生活・食習慣、食の安全などの施策を総合的かつ計画的に推進するとともに、妊娠期及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた食に関する指導を実施し、心と身体の健康づくりを推進します。

(主な施策)

- ・妊産婦や乳幼児の栄養指導、栄養相談
- ・保育所、幼稚園等における食に関する指導の実施
- ・学校における食に関する指導の実施
- ・「早寝早起き朝ごはん運動」の推進
- ・環境協働・連携促進事業
- ・食育推進事業 など

⑥ 小児保健医療の推進

安心して子どもを生み、健やかに育てる能够るように、乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策や予防接種の推進、歯科口腔保健の推進など、小児保健医療水準の向上に努め、疾病や障害の早期発見・対応を図ります。

ア 小児保健医療水準の向上

周産期を含む小児期全般にわたる医療体制の整備に努めるとともに、保護者の医療費負担の軽減を図ります。

(ア) 小児保健医療体制の整備

救急医療など小児医療の推進に努めるとともに、医療体制の整備を図ります。また、乳幼児健康診査における育児支援の強化、関係機関との連携を図ります。

(主な施策)

- ・救命救急センター・総合周産期母子医療センターの運営及び移転の取組
- ・夜間急病センターの運営

- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・新生児・妊娠婦訪問指導事業（再掲）
- ・こんにちは赤ちゃん事業（再掲）
- ・健康診査従事者の資質向上のための研修会の開催 など

(イ) 医療費負担の軽減

養育医療費等の給付や保険診療による医療費の一部を助成します。

(主な施策)

- ・こども医療費助成事業
- ・未熟児養育医療事業
- ・自立支援医療費（育成）支給事業 など

イ 乳幼児突然死症候群（SIDS）予防対策の推進

家庭や地域が一体となってSIDS予防のための取組を推進します。

(主な施策)

- ・乳幼児突然死症候群予防の啓発
- ・分煙対策の推進（再掲）
- ・妊婦への禁煙の指導（再掲） など

ウ 予防接種推進への取組

予防接種による免疫効果や安全性等の情報を提供するとともに、予防接種の勧奨に努めます。

(主な施策)

- ・予防接種事業の推進
- ・予防接種に関する情報の提供 など

エ 不慮の事故防止対策への取組

子どもの不慮の事故防止のための啓発に努めます。

(主な施策)

- ・小児の発達段階に応じた事故防止対策と応急手当法の普及 など

オ 歯科口腔保健の推進

妊婦及び乳幼児期から思春期まで発達段階に応じた歯や口の健康維持に関する指導及び啓発に努めます。

(主な施策)

- ・乳幼児健康診査事業（歯科健診）
- ・乳幼児歯の健康づくり事業
- ・育児相談における歯科相談と歯みがき指導
- ・妊婦健康診査・健康相談事業（歯科健診）
- ・学校における歯科口腔保健教育の実施 など

⑦ 小児慢性特定疾病対策の推進

小児慢性特定疾病医療費助成事業を着実に推進し、親が抱える不安の解消に努めるとともに、慢性疾病を抱える子ども及びその家族が安心して暮らせる地域社会の実現に努めます。

ア 慢性疾患児童等地域支援協議会の設置

慢性的な疾病を抱える子どもが将来自立することができるよう、行政、医療機関、教育機関、民間団体等で構成する協議会を設置し、地域の支援体制等について協議します。

(主な施策)

- ・慢性疾患児地域支援事業 など

イ 個別支援の推進

親が抱える不安や悩みを軽減するための相談会を開催します。

(主な施策)

- ・関係機関と連携した相談会の開催 など

ウ 保護者の医療費負担の軽減

小児慢性特定疾病的医療費を給付します。

(主な施策)

- ・小児慢性特定疾病治療研究事業 など

工 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の取り組み

慢性疾病を抱える子どもやその家族その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、慢性疾病を抱える子どもの自立支援のため必要な事業に取り組みます。

(主な施策)

- ・小児慢性特定疾病治療研究事業
- ・慢性疾患児地域支援事業 など

⑧ 不妊に悩む方に対する支援の充実

特定不妊治療に要する費用の助成を実施するとともに、不妊治療に関する相談などの推進を図ります。

(主な施策)

- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業
- ・不妊治療に関する情報の提供と相談 など

⑨ 指標及び目標一覧

No	指 標	2 6 年度	3 1 年度 (目標値)
1	妊娠中の妊婦の喫煙率	2.1% (※ 2)	0.0%
2	妊娠・出産について満足しているものの割合	55.0%	70.0%
3	積極的に育児をしている父親の割合	28.5% (※ 2)	50.0%
4	乳幼児揺さぶられ症候群を知っている親の割合	96.1%	100.0%
5	この地域で子育てをしたいと思う親の割合	93.1%	95.0%
6	育てにくさを感じた時に何らかの解決方法を 知っている親の割合	87.3%	90.0%
7	十代の人工妊娠中絶率(※ 1)	13.7 (※ 2)	6.5
8	むし歯のない3歳児の割合	79.5% (※ 2)	85.0%

※ 1 分母に15～19歳の女子人口、分子に15歳未満を含めた「人工妊娠中絶件数」
を用いて計算（女子人口千対）

※ 2 25年度実績

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもがそれぞれの発達の段階において、心身の健やかな成長ができるように、教育環境の整備に努めます。また、自ら学び、自ら考える力を身につけることができるような教育や豊かな心を育てる教育、個性を尊重する教育の実施など教育内容・方法の改善が図られるような施策を推進します。

また、子どもに豊かな体験の場を提供し、子ども同士の集団形成を支え、社会性を培うような施策を推進します。

※以下、記載されている「学校」は、幼稚園を含みます。

(3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

① 次世代の親の育成

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

③ 家庭や地域の教育力の向上

④ 有害環境から子どもを守る対策の推進

① 次世代の親の育成

男女が協力して家庭を築き、子どもを生み育てるに夢を持つ社会の形成につながるような学習機会を提供するとともに、広報・啓発に努めます。

(主な施策)

- ・幼稚園等における未就園児の親子登園
- ・保育所における子育て広場
- ・保育所地域活動事業（再掲）など

② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

各学校が特色ある教育活動を展開するなかで、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和の取れた「生きる力」の育成を図るとともに、個性を伸ばす教育を推進します。

ア 確かな学力の育成

児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導の実施や情報教育の内容及び環境の整備、学校の活性化、諸学力調査を活用した取組などを推進します。

また、基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力のための、教育内容・方法の一層の充実を図ります。

(主な施策)

- ・ティーム・ティーチング、少人数指導、習熟の程度に応じた指導などの指導方法改善の取組
- ・個性あふれる学校づくり推進事業
- ・教育の情報化推進事業
- ・小学校における英会話活動の推進
- ・学力検査の実施など

イ 豊かな心の育成

子どもの心に響く道徳教育の推進を図るとともに、地域と学校との連携協力による奉仕活動・体験活動を推進するなどの取組を実施します。

また、いじめや不登校等の生徒指導上の問題解決のために、きめ細やかな相談体制の充実に努めます。

(主な施策)

- ・教育相談の充実事業
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業
- ・不登校児童生徒支援事業
- ・臨床心理相談員活用事業
- ・心のパートナー派遣事業
- ・道徳教育研究会
- ・こころの言の葉コンクール
- ・鹿児島芸術鑑賞事業
- ・かごしまメルヘン館等における読み聞かせ等の実施
- ・保育所、幼稚園等における絵本の読み聞かせ活動の推進
- ・読み聞かせ講師派遣事業 など

ウ 健やかな体の育成

幼児期における遊びや運動を一層奨励・推進するとともに、児童生徒が生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や能力、態度を育成するため、優れた指導者の育成・確保、指導方法の工夫・改善等が図られるように努めます。

また、運動や体力つくりの生活化を進めるとともに、運動部活動も外部指導者や地域との連携を推進します。

さらに、幼児期からの健康教育を奨励・推進することで、児童生徒が生涯にわたって心身の健康を保持するために必要な知識や適切な生活習慣等を身に付けることができるよう努めます。

(主な施策)

- ・運動部活動活性化事業
- ・体育実技講習会
- ・学校保健担当者研修会、養護教諭等研修会

- ・定期健康診断の実施と事後指導の充実
- ・スポーツ少年団の育成
- ・地域スポーツクラブの運営活性化
- ・市民生き生きスポ・レクフェスタ など

工 信頼される学校づくり

保護者や地域住民の参画を得た学校運営を行い社会全体で子ども達を育み、各学校の創意工夫を生かした教育活動が一層展開できるようになるとともに、地域とともにある学校づくりを推進するため、学校運営の改善に努めます。

また、教職員の資質の向上を図るとともに、教育環境の整備に努めます。

(主な施策)

- ・教職員研修の充実
- ・学校評価の推進
- ・保育所や幼稚園等と小学校との連携の推進 など

オ 幼児教育の推進

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であるとの基本的な認識に立ち、今日の乳幼児を取り巻く社会環境の変化を踏まえ、保育所・私立幼稚園等の関係団体との連携のもと、心の教育や知的発達を促す教育など、「生きる力」の基礎を培う幼児教育の質の向上に努めます。

(主な施策)

- ・私立幼稚園協会に対する助成
- ・市保育園協会に対する助成
- ・私立幼稚園就園奨励費補助事業
- ・多子世帯保育料等軽減事業
- ・私立幼稚園施設・設備等助成事業
- ・児童福祉施設整備費等補助事業
- ・待機児童解消のための保育所施設整備費等補助事業 など

③ 家庭や地域の教育力の向上

親子関係の現状や子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する親の学習機会の推進を図りながら、家庭・学校・地域が一体となった地域ぐるみの学習・実践活動を展開します。

ア 豊かなつながりの中での家庭教育への支援

家庭教育に関するさまざまな情報提供に努め、子育てに関する悩みを気軽に相談できる体制づくりを進めます。

また、子育てに関する学習機会や情報の提供、相談、専門的人材の養成や父親の家庭教育への参加促進など家庭教育に関する総合的な取組を関係機関と連携して行うとともに、子どもの望ましい基本的な生活習慣を育成するための環境整備に努めます。

(主な施策)

- ・家庭教育学級
- ・明日の母親と父親のための家庭教育講座
- ・乳幼児期の家庭教育セミナー
- ・家庭教育に関するプラザ講座の開設
- ・家庭教育相談員の養成研修への派遣
- ・母親・父親になるための準備教室（再掲）
- ・絵本ガイド配付
- ・親子読書教室や読み聞かせ講座の開催
- ・読み聞かせ講師派遣事業（再掲）
- ・ブックスタート事業 など

イ 地域の教育力の向上

多様で高度な市民の学習ニーズや学習相談に適切に対応できるように、市内全域を学びの場としてとらえ、地域住民や関係機関との連携を図り、学習機会の一層の推進に努めます。

また、学校と地域とのパートナーシップの下に、学校支援ボランティア事業など地域で学校を支える体制づくりの推進、農業体験や自然体験などの多様な体験活動の機会の積極的な提供等により、地域の教育力の向上を図ります。

(主な施策)

- ・少年自然の家事業
- ・宮川野外活動センター管理運営事業
- ・市民体力づくり事業（親子ふれあい水泳教室）
- ・海洋性スポーツ事業
- ・親子ふれあいウィーク
- ・夏休み親子体験学習教室
- ・学校支援ボランティア事業
- ・かごしま環境未来館における環境学習に関する講座
- ・グリーン・ツーリズム推進事業 など

④ 有害環境から子どもを守る対策の推進

非行の防止と早期発見のために、相談活動や補導活動の推進を図るとともに、雑誌やテレビ、携帯電話等を介したインターネット上の性や暴力等の有害情報やいじめに対し、関係機関・団体、地域住民等と連携・協力をして、取組を進めます。

(主な施策)

- ・青少年補導センター事業
- ・青色回転灯を使用した児童生徒の安全パトロール
- ・青少年問題協議会 など

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子育て世帯の住宅の確保を図るため、市営住宅の整備や子どもの遊びの場である公園緑地の拡大に努めます。

また、安心して子どもと外出ができるように公共施設に子ども用の設備の設置を促進するとともに、妊産婦や子どもが安心して安全に通行できる道路交通環境の整備に努めます。

(4) 子育てを支援する生活環境

① 良質な住宅の確保

② 良好的な居住環境の確保

③ 安全な道路交通環境の整備

④ 安心して外出できる環境の整備

⑤ 安心・安全のまちづくりの推進等

① 良質な住宅の確保

建替等にあたっては、家族構成に応じた多様な市営住宅の整備に努めます。また、子どものいる世帯に対する市営住宅における優先入居等を実施します。

(主な施策)

- ・市営住宅建設事業（子育て支援住宅整備事業、子育て仕様住戸の整備）
- ・地域活性化住宅建設事業
- ・既存集落活性化住宅建設事業
- ・子育て世帯向け市営住宅支援事業 など

② 良好な居住環境の確保

住みよい環境づくりと地域活動の活性化を図るとともに、環境負荷の軽減に配慮した住まいづくりや、省エネルギー建材等の使用に関する情報提供を行い、環境共生住宅の普及に努めます。

(主な施策)

- ・ちびっこ広場の整備
- ・都市公園建設事業（単独）
- ・都市公園再整備事業
- ・都市公園安心安全対策推進事業
- ・鹿児島駅周辺都市拠点総合整備（都市の杜）事業 など

③ 安全な道路交通環境の整備

すべての人々が、安全かつ快適に歩行や移動ができ、さまざまな社会活動等に参加できるよう、歩道の段差解消や勾配の緩和等バリアフリー やユニバーサルデザインに配慮した道路の整備に努めます。

(主な施策)

- ・幹線道路整備事業
- ・市道バリアフリー推進事業
- ・交通安全施設整備事業 など

④ 安心して外出できる環境の整備

少子高齢化の進行に対応したバリアフリーのまちづくりを推進するとともに、安全で住みよい環境の整備を進めます。

(主な施策)

- ・公共施設のトイレや授乳室等の整備
- ・ノンステップバスの導入
- ・超低床電車購入事業
- ・都市公園再整備事業（再掲）
- ・都市公園安心安全対策推進事業（再掲）など

⑤ 安心・安全のまちづくりの推進等

犯罪や交通事故、自然災害を未然に防止し、安心して暮らすことができる安全なまちづくりを推進するため、各地区の防犯団体や防犯パトロール隊等への支援を行うとともに、地域の安全確保に関する自主的な活動の促進を図ります。

また、防犯灯の整備を促進し、明るく住みよいまちづくりを推進します

(主な施策)

- ・安心安全まちづくり事業
- ・安心安全パートナーシップ事業
- ・青色防犯パトロール隊活動費補助事業
- ・安心安全地域リーダー育成事業
- ・地域安心安全ネットワーク支援事業
- ・防犯団体補助事業
- ・防犯灯補助事業
- ・特設防犯灯設置事業
- ・セーフコミュニティ推進事業
- ・交通安全対策事業など

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

子育て支援施策の充実のみならず、育児休業及び短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備を促進する等、子育て期間中を含めた男女の「働き方の見直し」を進め、仕事と生活の調和の双方を実現することが必要です。

そのため、保育サービスや放課後児童健全育成事業等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進するとともに、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供を積極的に推進します。

(5) 職業生活と家庭生活との両立の推進

① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供

② 保育サービス等の提供のための基盤整備

① 市民や事業主への広報・啓発、情報提供

仕事と生活の調和の実現に向けて、国、県、関係団体等と連携をとりながら、労働者、事業主、地域住民等の意識改革を図るための広報・啓発、情報提供に努めます。

(主な施策)

- ・労政広報紙発行等事業
- ・両立支援セミナーの実施
- ・男女共同参画情報誌の発行
- ・にこにこ子育て応援隊支援事業（再掲）など

② 保育サービス等の提供のための基盤整備

保育所等整備計画に基づく待機児童解消策や放課後児童健全育成事業の積極的な推進等、多様な働き方に対応した子育て支援を推進します。

(主な施策)

- ・保育所等整備計画に基づく待機児童解消策の推進（再掲）
- ・多様な保育サービスの推進（再掲）
- ・放課後児童健全育成事業（再掲）
- ・ファミリー・サポート・センター事業（再掲）など

(6) 子どもの安全の確保

子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校、関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進するとともに、子どもを犯罪等の被害から守るための関係機関・団体との連携、情報交換、犯罪等の被害に遭った子どもへの支援を行います。

また、子どもが自らの安全を守る能力を育てる安全教育を推進します。

(6) 子どもの安全の確保

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

③ 被害に遭った子どもへの支援

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通法令等の遵守や、交通マナーやモラルの向上など交通安全意識の高揚に努めます。

ア 交通安全教育の推進

子どもに対して、事故の実態やその年代に応じた交通安全教育の徹底に努めます。

(主な施策)

- ・安心安全教育指導員設置事業
- ・交通安全指導担当者研修会
- ・セーフコミュニティ推進事業（再掲） など

イ 登校・登園時の交通安全の確保

児童通学保護員を配置して、登校・登園時における子どもの保護誘導と通行方法の指導を行います。

(主な施策)

- ・児童通学保護員等設置事業 など

ウ チャイルドシートの正しい使用の徹底

チャイルドシートの着用効果及び着用方法について正しい理解を求め、正しい着用を促進します。

(主な施策)

- ・チャイルドシート講習会
- ・広報チラシの配布 など

エ 自転車の安全利用の推進

自転車の正しい乗り方、マナーの指導や自転車乗車時のヘルメットの着用及び幼児同乗用自転車の幼児用座席におけるシートベルトの着用の推進に努めます。

(主な施策)

- ・安心安全教育指導員設置事業（再掲）
- ・交通安全担当者研修会（再掲） など

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

市民一人ひとりの防犯など様々な危険に対する意識の高揚・啓発や学校付近、通学路等の安全対策を推進します。

(主な施策)

- ・青少年補導センター事業（再掲）
- ・青色回転灯を使用した児童生徒の安全パトロール（再掲）
- ・地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業
- ・安全指導担当者研修会
- ・防犯団体補助事業（再掲）
- ・安心安全パートナーシップ事業（再掲）
- ・安心安全教育指導員設置事業（再掲） など

③ 被害に遭った子どもへの支援

犯罪、いじめ、児童虐待等の被害に遭った子どもの精神的ダメージを軽減し、立ち直りを支援する取組を実施します。

(主な施策)

- ・要保護児童対策地域協議会（再掲）
- ・教育相談の充実事業（再掲）
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業（再掲）
- ・臨床心理相談員活用事業（再掲）など

(7) 児童虐待対策の推進

虐待の背景は多岐にわたることから、児童虐待を防止し、すべての子どもの健全な心身の成長、ひいては社会的自立を促していくため、発生予防から早期発見・早期対応、保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的な支援を図ります。

(7) 児童虐待対策の推進

① きめ細やかな相談の実施

② 関係機関等との連携

③ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報

④ 育児不安を抱える家庭への支援

① きめ細やかな相談の実施

児童虐待に関する相談について、家庭児童相談室での相談や育児支援事業による各種相談など、きめ細やかな相談の実施により、保護者に対する適切な助言・指導を行うとともに、継続的な見守りを行うなど、再発の防止に努めます。

(主な施策)

- ・家庭児童相談員設置事業
- ・育児支援事業(育児相談)(再掲) など

② 関係機関等との連携

要保護児童対策地域協議会において、県中央児童相談所などの関係機関・団体との連携を図り、早期発見・早期対応に努めるとともに、必要に応じ、虐待を受けた子どもの保護を図ります。

また、民生委員・児童委員や保育所・幼稚園などの地域との連携により、児童虐待の恐れのある親子を見守り、支援します。

(主な施策)

- ・要保護児童対策地域協議会(再掲)
- ・関係機関への研修 など

③ 児童虐待防止の意識啓発及び通報先の広報

児童虐待についての認識を高めるよう意識啓発を図るとともに、虐待が疑われたときの通報先などに関する広報・啓発に努めます。

(主な施策)

- ・児童虐待防止対策事業(再掲)
- ・関係機関への研修(再掲)など

④ 育児不安を抱える家庭への支援

育児に対する不安等の養育上のストレスなどを抱えている保護者への助言・指導を行うとともに、発生予防・早期発見等に努めます。

また、保健師などの家庭訪問や育児サークルへの参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。

(主な施策)

- ・妊娠期間中からの育児不安等を抱えた家庭の把握と支援
- ・新生児・妊産婦訪問指導事業(再掲)
- ・こんにちは赤ちゃん事業(再掲)
- ・育児支援家庭訪問事業(再掲)
- ・育児支援事業(自主グループ育成と支援)(再掲)
- ・地域子育て支援センター事業(再掲)
- ・教育相談の充実事業(再掲)
- ・スクールソーシャルワーカー活用事業(再掲)
- ・セーフコミュニティ推進事業(再掲)など

(8) ひとり親家庭の自立支援の推進

離婚の増加等によりひとり親家庭が増加しており、また、ひとり親家庭の貧困率が50%を超えており、ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るとともに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、子どもの貧困対策に努めます。

このようなことから、自立と就業の支援に主眼を置き、子育てや生活支援策、就業支援策及び経済的支援策について総合的な対策の実施を図ります。

(8) ひとり親家庭の自立支援

① きめ細やかな相談の実施

② 子育てや生活に関する支援

③ 就業に関する支援

④ 養育費の確保

⑤ 経済的な支援

① きめ細やかな相談の実施

ひとり親家庭の悩み等へのきめ細やかな相談を実施します。

(主な施策)

- ・母子自立支援員設置事業
- ・家庭児童相談員設置事業（再掲）
- ・婦人相談員設置事業
- ・母子・父子家庭等のしおり作成事業
- ・母子家庭等就業支援講習会事業 など

② 子育てや生活に関する支援

ひとり親家庭の自立を支援するため、家庭生活支援員の派遣を行うとともに、互いに情報交換・交流ができる場の提供等により、子育てや生活の支援を行います。

(主な施策)

- ・母子・父子家庭等日常生活支援事業
- ・母子・父子家庭等生活支援講習会事業
- ・保育所等整備計画に基づく待機児童解消策の推進（再掲）
- ・多様な保育サービスの推進（再掲） など

③ 就業に関する支援

雇用の促進を図るため、就業相談や就労のための講習会等を実施するとともに、就業支援の実施にあたっては、公共職業安定所等と十分に連携し、効果的な実施に努めるなど各面から支援を行います。

(主な施策)

- ・母子家庭等就業支援講習会事業（再掲）
- ・母子家庭等自立支援給付金事業
- ・ハローワークとの連携 など

④ 養育費の確保

養育費支払いについての社会的気運の醸成や養育費についての取決めの促進を図るために、広報・啓発に努めます。

(主な施策)

- ・母子自立支援員設置事業（再掲）
- ・婦人相談員設置事業（再掲）
- ・母子・父子家庭等生活支援講習会事業（再掲） など

⑤ 経済的な支援

児童扶養手当をはじめとする各種手当、医療費の助成、各種貸付制度等により、ひとり親家庭に対する経済的な支援を行います。

(主な施策)

- ・児童扶養手当支給事業
- ・市民福祉手当（遺児等修学手当）支給事業
- ・母子・父子家庭等医療費助成事業
- ・愛の福祉基金事業
- ・母子父子寡婦福祉資金貸付事業
- ・母子・父子家庭等たすけあい資金貸付事業 など

(9) 障害のある子どもへの支援

障害のある子ども及び保護者に対する早期からの相談・療育・援助及び健常児との統合保育により、障害のある子どもの健全な発達を支援します。

また、身近な地域で安心して生活できるようにするとともに、保護者の悩み解消と障害の軽減・自立の促進が図れるような施策を推進します。

(9) 障害のある子どもへの支援

- ① 障害の早期の発見及び対応の推進
- ② 障害のある乳幼児への保育の推進
- ③ 障害のある児童生徒への教育の推進
- ④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進
- ⑤ 経済的な支援

① 障害の早期の発見及び対応の推進

妊婦及び乳幼児健康診査や各種相談等の推進に努めるとともに、保健・医療・福祉の連携を図り、障害の早期発見、早期治療や療育、保護者の支援等に努めます。

(主な施策)

- ・就学時健康診断
- ・子どもすこやか安心ねっと事業（再掲）
- ・妊婦健康診査・健康相談事業（再掲）
- ・乳幼児健康診査事業（再掲）
- ・障害児通所等支援事業
- ・児童発達支援事業専門員加算等補助金
- ・ことばの発達指導事業
- ・鹿児島市障害者基幹相談支援センター事業　など

② 障害のある乳幼児への保育の推進

保育所や幼稚園等において、障害児保育を推進します。

(主な施策)

- ・私立保育所補助事業（再掲）
- ・私立幼稚園障害児教育補助事業
- ・保育所、幼稚園等での幼児保育（教育）相談（再掲）　など

③ 障害のある児童生徒への教育の推進

発達障害などの障害のある子どもについて、適切な教育を行います。

(主な施策)

- ・就学指導等推進事業
- ・特別支援教育体制推進事業　など

④ 障害のある子どもの生活の支援と社会参加の促進

障害のある子どもとその家族の在宅生活の質の向上と福祉の増進を図るため、補装具・日常生活用具の給付等を実施するとともに、介護をする家族の負担軽減を図るため、家庭へのホームヘルパーの派遣や施設での短期入所を実施します。

また、障害のある児童生徒が、放課後や夏休み等の長期休業中に安心して過ごせるような活動を推進、支援するとともに、障害の状況に対応した情報の提供や友愛バスの交付などにより社会参加を促進します。

(主な施策)

- ・補装具費支給事業
- ・難聴児補聴器購入助成事業
- ・日常生活用具給付事業
- ・重度心身障害者（児）紙おむつ等助成事業
- ・障害福祉サービス給付事業（居宅介護・短期入所）
- ・障害児通所等支援事業（再掲）
- ・放課後児童健全育成事業（再掲）
- ・友愛バス交付事業
- ・友愛タクシー券交付事業 など

⑤ 経済的な支援

障害の状況に応じ手当を支給するとともに、医療費を助成するなど福祉の増進を図ります。

(主な施策)

- ・特別児童扶養手当支給事業
- ・障害児福祉手当支給事業
- ・市民福祉手当（重度障害児手当）支給事業
- ・重度心身障害者等医療費助成事業 など



(10) 配偶者等からの暴力に対する対策の推進

配偶者等に暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動を行うことは、個人の尊厳を害し、男女共同参画を妨げることになります。

また、その暴力や言動を見聞きする子どもに与える影響は、大きいものがあります。

このような状況を改善するため、配偶者等からの暴力や子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めるとともに、関係機関と密接に連携して被害者を支援する体制を整えます。

(1) 地域における子育て支援

① 地域における子育て支援サービスの推進

② 保育サービスの推進

① きめ細やかな相談の実施

配偶者等からの暴力や子どもに与える影響について正しい認識を持つための広報・啓発に努めます。

また、関係機関と密接に連携し、きめ細やかな相談の実施により、早期発見・早期対応に努めます。

(主な施策)

- ・婦人相談員設置事業（再掲）
- ・配偶者暴力相談支援センター事業
- ・鹿児島市DV防止対策委員会の開催
- ・サンエールかごしま相談室の運営
- ・関係機関相談員研修会の開催
- ・DV防止庁内連絡会議の開催
- ・男女共同参画情報誌の発行（再掲）
- ・セーフコミュニティ推進事業（再掲）など

② 緊急一時保護の実施及び自立への支援

母子が配偶者等からの暴力により、緊急一時的に保護を必要とする場合に、一時保護を行うとともに、暴力を受けた母子の自立を促進するために、母子の生活の場を提供し、社会的復帰に向けて、助言・指導を行います。

また、暴力を受けた母子のカウンセリングを行うなど、精神的な支援に努めます。

(主な施策)

- ・県女性相談センターとの連携による一時保護の実施
- ・母子保護の実施
- ・母子生活支援施設での自立支援（社会復帰促進）事業
- ・子育て短期支援事業（再掲）など

③ 若年者へのDV予防教育の実施

予防教育などの学習機会を通して子どもたちにDVやデートDV（交際相手等からの暴力）についての正しい情報を提供するとともに、子どもたちがお互いの人権を尊重して男女は対等な関係であることを理解し、DVの被害者にも加害者にもならないようにするための環境づくりに努めます。

(主な施策)

- ・デートDV講演会の開催
- ・命の教育
- ・DV防止啓発誌の配布

(11) 子育てに対する経済的支援

子どもを養育している家庭においては、精神的、身体的な負担もさることながら、保育料や教育費などの経済的負担は大きなものがあるため、子育てに伴う経済的負担の軽減に努めます。

このことは、子どもの貧困対策にも資するものとなります。

(11) 子育てに対する経済的支援

- ① 保育料等の軽減
- ② 保育所及び幼稚園への助成
- ③ 各種手当の支給
- ④ 子どもやひとり親の医療費助成
- ⑤ 学校教育における助成

① 保育料等の軽減

保護者の経済的負担を減らすため、保育所等の保育料を国が定める基準より軽減し、私立幼稚園保育料の補助を行うとともに、保育所等の利用に必要な物品の購入等に要する費用を助成します。

また、保育所や私立幼稚園等に入所する第3子以降の子どもを有する世帯の経済的負担を軽減します。

(主な施策)

- ・保育料の軽減
- ・私立幼稚園就園奨励費補助事業（再掲）
- ・多子世帯保育料等軽減事業
- ・認可外保育施設保育料助成事業 など

② 保育所及び幼稚園への助成

職員の資質向上と保育・教育内容の向上を図るため、私立保育所や私立幼稚園に助成します。

(主な施策)

- ・私立保育所補助事業（再掲）
- ・私立幼稚園に対する助成
- ・幼稚園2歳児預かり保育運営費補助事業 など

③ 各種手当の支給

子育て家庭の保護者を支援するため、各種手当を支給します。

(主な施策)

- ・児童手当支給事業
- ・児童扶養手当支給事業（再掲）
- ・市民福祉手当（遺児等修学手当）支給事業（再掲）
- ・市民福祉手当（重度障害児手当）支給事業（再掲）
- ・特別児童扶養手当支給事業（再掲）
- ・障害児福祉手当支給事業（再掲） など

④ 子どもやひとり親の医療費助成

子どもやひとり親家庭に対して、医療費の一部を助成します。

(主な施策)

- ・こども医療費助成事業（再掲）
- ・母子・父子家庭等医療費助成事業（再掲）
- ・重度心身障害者等医療費助成事業（再掲）
- ・未熟児養育医療事業（再掲）
- ・自立支援医療費（育成）支給事業（再掲）
- ・小児慢性特定疾患治療研究事業（再掲）など

⑤ 学校教育における助成

義務教育における学用品等の費用の一部を助成するとともに、高等学校等の生徒に対する奨学金の貸与を行います。

また、教職員の研修、教材等の充実を図るため、私立高等学校に助成します。

(主な施策)

- ・就学援助
- ・特別支援教育就学奨励費
- ・遠距離通学費補助事業
- ・安心安全通学費補助事業
- ・通級指導教室保護者交通費助成事業
- ・奨学資金貸付制度
- ・私立高等学校補助金など

第6章 計画の推進にあたって

この計画は、次代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援することにより、一人一人の子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備することを目的としています。

このため、行政が子ども・子育て支援を質・量ともに充実させるとともに、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが重要です。

以下は、各主体における取組の基本的方向を示したものです。

(1) 行政の役割

本市は、幼児期の学校教育・保育及び地域の子ども・子育て支援並びに、次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進する役割を担います。

個々の施策は、それぞれの担当課や学校、幼稚園、保育園や保健センターなどが連携して実施することから、計画を総合的に展開していくために、府内に推進委員会を設置し、個々の施策の進捗状況の把握と施策間の調整等を行います。

また、学識経験者や保育・教育関係者等の市民による子ども・子育て会議を設置し、毎年度計画に基づく実施状況等について点検・評価を行い、計画の推進に反映させるとともに、その結果を公表します。

なお、教育・保育施設等の利用状況が計画における量の見込みと大きく乖離が生じる場合は、計画期間の中間年度（平成29年度）を目安として、計画の見直しを行います。

(2) 家庭の役割

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭が子どもの人格形成、基本的生活習慣の確立にとって重要な役割と責任を持っていることを認識することが必要です。

この認識のもと、子どもとのスキンシップを深め、明るい家庭を築くとともに、子どもの発達段階に応じた適切な家庭教育を行うよう努めることが重要です。

また、男女を問わず子育てに向き合い、さらに地域の人々とのつながりを持ち、地域社会に参画し、連携し、地域の子育て支援に役割を果たしていくことも重要です。

(3) 地域の役割

子どもは地域社会とのかかわりや地域の活動に参加することなどにより社会性を身に付けて成長していくことから、町内会や市民団体、企業などさまざまな主体が活動する中で、すべての子どもが、地域の人々との交流を通じて健全に成長できるような環境づくりに取り組むことが必要です。

(4) 企業・職場の役割

子育て中の労働者が男女を問わず子育てに向き合えるよう、職場全体の長時間労働の是正、労働者本人の希望に応じた育児休業や短時間勤務を取得しやすい環境づくり、職場復帰支援等の労働者の職業生活と家庭生活との両立（ワーク・ライフ・バランス）が図られるような雇用環境の整備を行うことが求められます。

このため、企業・職場自体が、職場の意識や職場風土の改革とあわせ、働き方の見直しに取り組むことが必要です。

(5) 各種団体の役割

社会全体で子育て中の家庭を支え、子どもの「自ら育とうとする力」を伸ばすためには、行政だけでなく、地域社会で活動している多くの団体が、行政や市民と連携し、互いに補いながら子どもの健全な成長を支援することが必要です。

資 料 編

子ども・子育て支援事業計画の策定経過

年	月	日	会議名等	内容
25年	7月	2日	第1回 策定推進委員会 (庁内委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て関連3法について ・鹿児島市子ども・子育て会議の概要について ・子ども・子育て支援事業計画について ・子ども・子育て支援事業計画策定に向けた利用ニーズの把握について ・母子保健計画について ・今後のスケジュールについて ・保育部会の設置について ・かごしま市すこやか子ども元気プランの推進状況について
	7月	9日	第1回 子ども・子育て会議 (庁外委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二次かごしま市保育計画」の概要について ・鹿児島市の現状及び第二次かごしま市保育計画の進捗状況について ・「第二次かごしま市保育計画」の改定について ・「第二次かごしま市保育計画」の改定素案について
	8月	8日	第1回 保育部会 (庁外委員)	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二次かごしま市保育計画」の改定について ・平成27年度へ向けた「平成26年度保育所等整備計画」に係る改正案の保育必要量 ・「第二次かごしま市保育計画」の改定案について
	9月	13日	子ども・子育て支援事業 計画策定に向けた利用 ニーズ把握のための調査	就学前児童及び小学校児童の保護者等を対象に、子育て支援に関するニーズ調査を実施（9月13日～9月30日）
26年	1月	15日	第2回 保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二次かごしま市保育計画」の改定について ・平成27年度へ向けた「平成26年度保育所等整備計画」に係る改正案の保育必要量 ・「第二次かごしま市保育計画」の改定案について
	1月	22日	第2回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画について ・ニーズ調査の結果（速報）について ・「教育・保育の提供区域」について ・「第二次かごしま市保育計画」について ・今後のスケジュールについて
	1月	28日	第2回 子ども・子育て会議	

年	月	日	会議名等	内容
26年	3月	13日	第3回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに関するニーズ調査報告書について ・母子保健計画について（国の協議状況） ・「母子保健計画策定に向けた市民意識調査」の実施について ・子ども・子育て支援事業計画における「基本理念・基本的視点（案）」について ・子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準に関する条例制定について
	3月	14日	第3回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準に関する条例制定について
	4月	22日	第4回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・「母子保健計画策定に向けた市民意識調査」の実施について ・子ども・子育て支援新制度における幼保連携型認定こども園の設備と運営の基準に関する条例制定について ・「鹿児島市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例」の一部改正について ・子ども・子育て支援事業計画における「基本理念・基本的視点」について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について
	4月	24日	第4回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について ・子ども・子育て支援新制度施行にかかる条例で定める各種基準案に関するパブリックコメント手続きの実施結果について ・保育の必要性の事由について ・かごしま市すこやか子ども元気プランの推進状況について
	7月	23日	第5回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画の骨子案について ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」について ・子ども・子育て支援新制度施行にかかる条例で定める各種基準案に関するパブリックコメント手続きの実施結果について ・保育の必要性の事由について ・かごしま市すこやか子ども元気プランの推進状況について
	8月	1日	第5回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・「第二次かごしま市保育計画」の進捗状況について（報告事項） ・「かごしま市保育所等整備計画」の骨子案について
	8月	11日	第3回 保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」について ・保育所等の利用調整について
	8月	27日	第6回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」について ・保育所等の利用調整について
	8月	29日	第6回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「確保方策」について ・保育所等の利用調整について

年	月	日	会議名等	内容
26年	10月	15日	第4回 保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市保育所等整備計画（素案）について ・夜間保育について
	10月	21日	第7回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市子ども・子育て支援事業計画素案（案）について ・鹿児島市保育所等整備計画（素案）について
	10月	23日	第7回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間保育について
	11月	17日	パブリックコメント 手続	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援事業計画素案について（11月17日～12月16日）
27年	1月	22日	第5回 保育部会	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市保育所等整備計画（素案）のパブリックコメントへの意見について ・鹿児島市保育所等整備計画（素案）の一部修正等について ・幼保連携型認定こども園の認可について ・特定教育・保育施設の確認（利用定員）について
	1月	26日	第8回 策定推進委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健計画策定に向けた市民意識調査報告書について ・子ども・子育て会議条例の改正について ・鹿児島市子ども・子育て支援事業計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について ・「鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（案）」の修正内容について ・鹿児島市保育所等整備計画素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について
	1月	29日	第8回 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島市保育所等整備計画（案）の一部修正等について ・幼保連携型認定こども園の認可について ・特定教育・保育施設の確認（利用定員）について
	●月	●日	市長報告	子ども・子育て会議会長が市長に計画案を報告

○鹿児島市子ども・子育て会議条例

平成25年3月19日

条例第7号

改正 平成25年3月19日条例第7号

平成26年12月22日条例第61号

(設置)

第1条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条及び子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、鹿児島市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員25人以内をもって組織し、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、子育て会議の会議(以下「会議」という。)の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(部会)

第6条 子育て会議は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、健康福祉局子育て支援部子育て支援推進課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(鹿児島市報酬及び費用弁償条例の一部改正)

2 鹿児島市報酬及び費用弁償条例(昭和42年条例第27号)の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

付 則(平成26年12月22日条例第61号)

(施行期日)

1 この条例は、市長が規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第1条の規定による改正前の鹿児島市子ども・子育て会議条例第1条に規定する鹿児島市子ども・子育て会議は、この条例の施行の日前においても、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成24年法律第66号)附則第9条の規定により、同法による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第25条に規定する事項(同法第17条第3項の規定によるものに限る。)を調査審議することができる。

3 略

鹿児島市子ども・子育て会議委員名簿(敬称略)

	委員名	所属団体等の名称	備考
公募市民	白石 博子	—	
	新城 美保子	—	
	田中 久美	—	
	十島 真理	—	
	松下 利衣	—	
学識経験者	久留 一郎	鹿児島純心女子大学大学院教授	会長
	樋渡 三保子	やまびこ医療福祉センター医師	副会長
	前原 寛	鹿児島国際大学福祉社会学部児童学科教授	
	平嶋 慶子	鹿児島女子短期大学児童教育学科准教授	
保育教育 関係団体	福重 陽一	鹿児島市保育園協会理事長	
	富永 宏	鹿児島市私立幼稚園協会会长	
	奥 善一	鹿児島市小学校校長会会长	
	永吉 まり	学校法人かごしま永吉学園理事長	
	構松 基	鹿児島市児童クラブ連絡協議会運営研究会委員	
保健医療福祉 関係団体	下川 優子	鹿児島市医師会理事	
	下田平 幸一	鹿児島市歯科医師会副会長	
	谷口 欣平	鹿児島市薬剤師会副会長	
	上野 ひとみ	鹿児島県看護協会助産師職能委員	
	森田 洋子	鹿児島県栄養士会理事	
	北方 耕藏	鹿児島市社会福祉協議会副会長	
各種団体	鬼丸 憲夫	鹿児島市民生委員児童委員協議会副会長	
	尾前 民子	鹿児島市母子寡婦福祉会会长	
	鉢之原 昌	鹿児島子どもの虐待問題研究会会长	
	脇野 佳枝	鹿児島市母親クラブ連絡協議会会长	
	東風平 朝盛	株式会社山形屋人事課長	

鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 鹿児島市子ども・子育て支援事業計画（以下「計画」という。）の策定に必要な事項の調査検討並びに計画及びかごしま市すこやか子ども元気プラン（以下「プラン」という。）の進行管理をするため、鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に必要な事項の調査検討。
- (2) 計画及びプランの進行管理。
- (3) その他計画の策定並びに計画及びプランの進行管理に関し必要な事項。

(組織)

第3条 委員会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、健康福祉局子育て支援部長をもって充てる。
- 3 副会長は、保健所長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(会長等の職務)

第4条 会長は、委員会を代表し、会務を総理し、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長を務める。

- 2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉局子育て支援部子育て支援推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

（かごしま市すこやか子ども元気プラン策定推進委員会設置要綱の廃止）

- 2 かごしま市すこやか子ども元気プラン策定推進委員会設置要綱（平成16年3月31日制定）は、廃止する。

付 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

鹿児島市子ども・子育て支援事業計画策定推進委員会委員
総務局総務部人事課長
企画財政局企画部政策推進課長
企画財政局財政部財政課長
市民局市民部男女共同参画推進課長
健康福祉局すこやか長寿部健康総務課長
健康福祉局福祉部地域福祉課長
健康福祉局子育て支援部子育て支援推進課長
健康福祉局子育て支援部保育課長
健康福祉局子育て支援部母子保健課長
健康福祉局子育て支援部こども福祉課長
健康福祉局福祉部障害福祉課長
健康福祉局谷山福祉部福祉課長
保健所保健予防課長
経済局経済振興部雇用推進課長
市立病院事務局総務課長
教育委員会事務局教育部学校教育課長
教育委員会事務局教育部保健体育課長
教育委員会事務局教育部青少年課長